

第4章 調査事項

第1節 破損状況

①主屋

基礎

宅地は海岸にほど近く海拔も低いため地下水位が高く、建物周囲の雨水排水設備が整っていないことから、降雨時及び潮位の高い時は湿潤な状態にあった。礎石の不陸は、ミセ境となる南東で最大 35mm、式台の袖壁礎石に 33mm の沈下が見られ、西側の池付近では地業が緩く、便所の基礎は西方へ向かって沈下が見られたが、その他極端な不同沈下は見られなかった。

基礎石の破損・欠失は少なかったが、便所の西側布石は後世の下水配管設置時に中央部が割り取られていた。釜屋は当初の竈石組が地上部分を撤去され、数次の改造の末、現状はセメント入り叩きに変更されていた。カッテから旧台所の突出部にかけては平成4年の建て替えの際、当初基礎石を概ね残したまま上にコンクリート布基礎及び雨落コンクリート叩きが設置されていた。土間・軒下の叩きはほぼセメント入りのものに変更されており、その叩き下は地下水の浸透により砂礫が流され一部で陥没していた。土間入口の敷石は表面剥離が進行し、雨落石は地盤の弛みにより一部に不陸が生じていた。

軸部

床下の一部では柱根が腐朽により切断され、礎石上に飼石が挿入されていた。足元は湿気や過去の被害の影響による変色が見られ、ミセ境の差敷居は大きく腐朽して

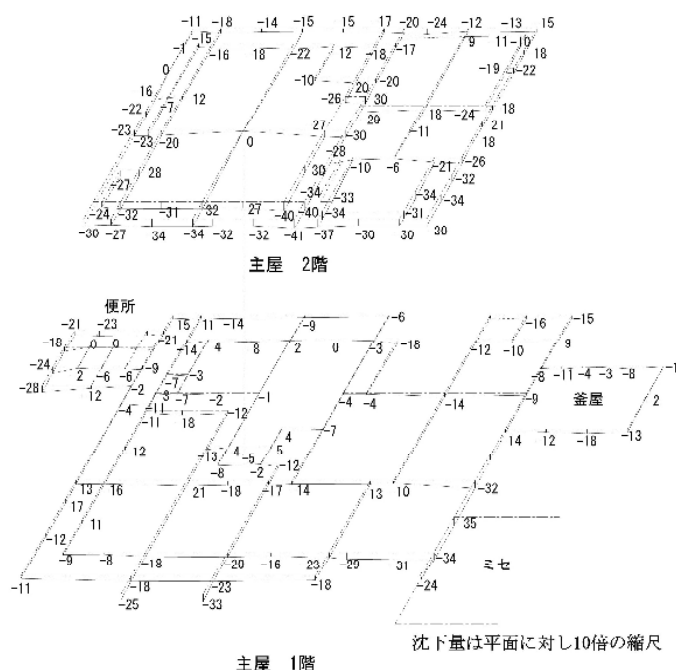


図 4-1-1-1 主屋基礎廻りの不同沈下

いた。基礎の不同沈下により1階では若干の、2階では南中央付近で最大 41mm の不陸が見られた。2階は1階と柱通り筋が異なるため、1階に柱のない箇所での沈下が大きい傾向にあった。1階軒廻りでは松材を使った軒桁に虫害が見られ、これと接続する柱にも同様の被害が見られた。またヒロマ南縁の側桁が式台手前で切断され、支柱が挿入されていた。式台は平成4年の新築に近い大修理で軸部から上が全て新材に取り替えられていた。釜屋は後世の改造で、一部の柱内法部分を切り取り、差鴨居の室内側を研り取るなどの変更が加えられていたほか、小屋梁の1本は腐朽による折損箇所を添板ではさみ、ボルトで縫い付けるなどの補強措置も見られた。また、南側の桁、差鴨居は大きく腐朽していた。便所は土台と柱の足元に虫害が見られた。風呂は基礎石を残しそれより上が全て失われており、旧台所は基礎石を残しそれより上が全て新建材になっていた。

床・天井・造作

ヒロマ南縁や廻階段上り口では仕上げの床板が化粧ベニヤ板に変更されており、荒床板にも割れや欠失が所々みられた。2階の荒床でも割れが生じていた。

1階縁の天井や造作材は過去の雨漏りなどによる汚損や虫害が目立ち、欠失箇所もあった。



写真 4-1-1-1 主屋東下屋軒裏 漆喰塗崩落状況



写真 4-1-1-2 主屋釜屋 桁及び差鴨居腐朽状況

2階南東六畳間では、床の間の落掛が脱落していた。また、外部に面した敷居は雨掛かりとなるため劣化が目立ち、内部の敷居も溝の摩耗が進行していた。マエナンドでは後世に囲炉裏を設けた際に床根太の一部を切断していたが、使わなくなったらは囲炉裏枠に床板を架け渡して塞いでいた。

小屋組・野地

過去に雨漏りが生じていた旧煙突廻りの小屋梁で腐朽が生じており、一部の部材は虫害を受けていた。下屋庇の屋根で雨漏りが生じている部分は、野地板と垂木に腐朽が生じていた。釜屋は中央付近の垂木がまとまって新材に変わっていたほか、腐朽も随所に見られ、一部の野地板を残しトタン屋根に変えられていた。便所は母屋や頭繋ぎに雨漏りによる腐朽がみられ、垂木より上を全て新材に取り替えていた。

屋根

2階大屋根の棧瓦葺は、昭和41年頃に土居葺（杉皮葺・瓦葺）を残し、既製品瓦に葺き替えられ、煙突も撤去されていた。土居葺には過去の雨漏りによる腐朽が所々に見られた。下屋屋根もその後新しく葺き替えられていたが、このうち古瓦が再利用された東面については全般的に劣化が進行して割損した瓦も見られ、軒先に不陸も生じていた。さらに屋根瓦が脱落した部分はトタン板で仮葺きされた状態で、際熨斗積には不陸が生じ、目地漆喰の多くが欠失していた。

壁

2階外壁の擬石塗は過去の修理で一部が塗り直されていたが、汚損や浮き、ひび割れが随所に見られた。漆喰擬窓は色漆喰がほとんどの箇所では剥落していた。オーダ一柱の漆喰塗り、縹形窓枠蛇腹では一部が下塗まで崩落していた。東面下屋庇の揚げ裏は、屋根からの漏水や変形などにより漆喰塗が浮いたり崩落する箇所が多く見られ、部分的に下塗りも崩落していた。便所の海鼠壁は、浮きが生じ目地漆喰も劣化しており、浅目地入り漆喰壁は経年劣化による汚損がみられた。

内部は軸部の変形に伴い、一部の散階で漆喰壁に破損が見られ、南縁の鼠漆喰は中塗り層から肌別れがみられ、後世に塗り直された箇所もあった。また、マエナンド、2階龍の間、次の間においては、漏水などの影響で内法壁や天井の漆喰面に汚損が見られ、天井漆喰についてはひび割れも発生していた。同様の破損は2階南北廊下の天井面でも生じていた。戸袋内の一部の漆喰壁にも亀裂・剥落が見られた。

建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、外部に面した建具

は下框や戸板の下方を中心に摩耗やカビの繁殖が目立った。板戸・襖には欠失するものもあり、障子紙や襖紙には経年による変色や汚損、摩耗が目立った。襖紙は後世の改造で上に新しい化粧紙を張り重ねられているものがあり、一部の襖紙は上張りが裂けていた。その他、建具に施された漆塗りは、全般的に劣化や剥落が進行しており、特に2階腰付ガラス障子では日光が当たる南面で漆の塗り劣化が進行していた。

その他

座敷廻りの金散らし和紙張付壁・天井や2階模様印刷洋紙張付天井の化粧紙は全般的に退色や変色、あるいは摩耗・破れが進行しており、散階では剥落や虫害による穴が多く見られた。特に雨漏りが生じた範囲では、紙の汚損や劣化が進行しており、下張りから剥がれ落ちている箇所も随所にあった。2階南北廊下や廻り階段のペンキ塗装や漆塗りは劣化や剥落が目立ち、床框や火燈窓に施された漆にも劣化が見られた。この他、各部屋に敷き込まれた畳は畳表や畳縁が摩耗し、一部は藁床も破損していた。また、釘隠しなどの飾金具は全般的に変色や腐食が見られ、一部では部材が欠失していた。

②ミセ

基礎

基礎石は南側に最大20mmの沈下が見られ、土間叩きは一部を残しセメント入り叩きに変更されていた。その叩き下は地下水の浸透により砂礫が流され一部で陥没していた。

軸部・小屋組

土台や1階の床組には腐朽が見られ、蟻害も発生しており、同様の破損は主屋との接続部の柱や桁にも見られた。化粧裏板や母屋には旧雨漏りの跡が多く残り、野地板や野垂木には腐朽が見られた。また、化粧屋根裏の桁・梁、裏板の一部には白ペンキが塗られていた。

屋根

下屋庇の屋根は近年に葺き替えられていたが、野地の修正がなされておらず屋根面が全体的に傾いた状態となっていた。大屋根の大部分は過去の修理や改造が入って

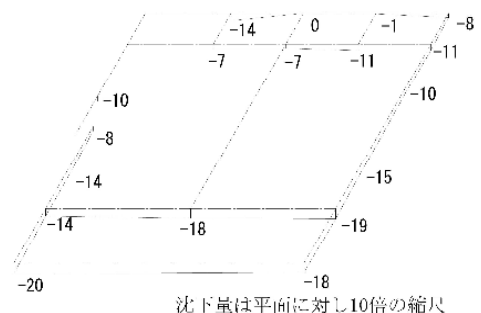


図4-1-1-2 ミセ基礎廻りの不同沈下

おらず、北面主屋取合い位置では応急修理によってトタン屋根が葺かれていたほか、全体的に古瓦には割損や劣化が見られ、不陸や乱れが生じ、大棟も中央付近で大きく沈み込んでいた。この他、各部の目地漆喰や螻羽棒漆喰塗、雀口漆喰塗などは劣化や欠損が見られ、軒付の一部が後世に修理されていた。

建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、一部は脱落しており開閉に支障をきたしていた。1階では主屋ドマ境の板戸が欠失しており、南面下屋土間境と東面の建具は後世のガラス戸に改造されていた。押入の板襖も板が後世の化粧ベニヤに張り替えられていたほか、2階の建具は障子紙や襖紙に汚損・破れが目立ち、框塗装面も劣化していた。

壁

西面外部の石積風漆喰塗大壁は後世数次に渡って塗り替えられていた。さらに雨掛かりとなる表面部分は汚損と浮きが目立ち、一部でひび割れが生じていた。外部の黒漆喰塗大壁は全体的に破損が目立ち、各所で汚損、浮き、亀裂、崩落が生じ、残っていた漆喰仕上げも表面の黒ノロが剥げ落ち広範囲に渡って白くなっていた。北面西寄りに残る海鼠壁も一部が崩落していた。軒蛇腹や揚げ裏も漆喰面から下塗に至る崩落が目立ち、露出した下地が腐朽していた。

③文庫蔵

基礎

基礎石の沈下は主体部で最大 14mm 程度であったが、蔵前は東に池があることによる地盤の弛みによって最大 28mm の沈下が生じていた。

軸部・小屋組

床組は蔵前部分の一部で湿気による腐朽が見られた。2階の木部は、柱、造作ともに雨漏りの影響でカビの繁殖や腐朽が生じ、天井廻縁には蟻害も見られ、周囲の柱にも破損が広がっていた。小屋組は雨漏りにより垂木と小屋梁が一部腐朽しており、そのうち 1 本は側桁への掛か



写真 4-1-1-3 ミセ南面 大屋根大棟不陸状況

り部分の肉が殆ど残っておらず、小屋組の不陸を招いていた。下屋の野地板、垂木も雨漏りによる腐朽と蟻害が見られた。

屋根

大屋根と下屋、窓庇の棧瓦葺は全般的に瓦の劣化や割損が目立ち、大屋根では所々で雨漏りが生じていた。また、各部の目地漆喰や螻羽棒漆喰塗、窓庇の雀口漆喰塗は多くが欠損していた。さらに大棟鬼瓦の影盛も菌類や藻類の付着が目立った。大屋根は今までに解体を伴う修理がなされていなかったが、蔵前は古瓦を再用して葺き直されており、下地には近年のルーフィングが敷かれていた。

建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、出入口の土扉や窓の土戸は肘壺金具の錆びで開閉に支障をきたしていた。2階南側開口部銅線亀甲網張りは撤去され、蔵前北面の書棚は開放棚に造り替えられ、建具が欠失していた。明治 15 年頃の増築である銅板葺下屋は、東面ガラス戸が後世の修理で付敷居の挿入とともに下部が切縮められ、鉄筋連子格子は赤錆が進行していた。

2階の襖は雨漏りの影響を受け、襖紙には雨漏りによる汚損やカビの付着、破れが多数見られた。また、框類では塗装の剥離や木部の腐朽が散見され、一部は獣害により框が削られていた。

壁・天井

西面と南面の外壁は全般的に破損が進行しており、特に風当たりが強い西面の海鼠壁は半分近くが崩落していた。また西面と南面の海鼠壁は、海鼠瓦を再用した部分補修も過去になされており、水切りも造り替えられていた。上方の黒漆喰塗大壁や軒蛇腹では浮きや亀裂が随所で見られ、一部は圧壊した状態で壁が崩落して下地が露出し、残っていた漆喰仕上げも表面の黒ノロが剥げ落ち白くなっていた。

内部は 1、2 階とも雨漏り箇所の周囲で汚損や浮きが

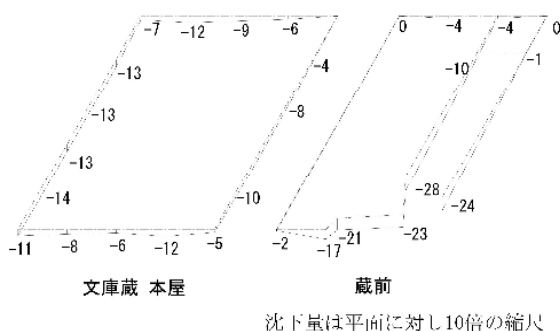


図 4-1-1-3 文庫蔵基礎廻りの不同沈下

見られ、2階の漆喰揚げ裏天井には亀裂が見られた。

その他

2階の畳は撤去されており、床框の漆変り塗り退色していた。床の間廻りの金散らし和紙張付壁には汚損が見られ、一部虫害による穴が見られた。銅板葺下屋の壁銅板包みは、全体的に腐食や変形が見られた。

④東土蔵

基礎

礎石は最大で32mm南側に沈下していた。

軸部・小屋組

土台の一部が大きく腐朽していたほか、接続する柱も足元で腐朽と虫害が見られた。1階床の転ばし大引も腐朽が甚大で、根太、床板も同様の被害を受けていた。また同床板は湿気や寒暖の影響で全般的に反りや狂いが大きく、止釘が抜けて外れていた。2階の床板は蟻害により所々で床板が抜け落ち、側桁階段にも腐朽する部材が見られた。野地、垂木、小屋梁は雨漏りにより端部が一部腐朽していた。また小屋梁の1本は端部が虫害により過半の肉が残っておらず、側桁への掛かりが不十分で、小屋組の不陸を招いていた。西面出入口土庇、北面下屋は後世の改造で基礎石を残し、それより上は全ての部材が取り替えられていた。

屋根

大屋根は今までに解体を伴う修理がなされていなかったが、西面出入口土庇、北面下屋は古瓦を使って全面的に葺き替えられていた。大屋根及び西面出入口土庇の瓦は平成以降、隙間をコーキングで塞ぐ応急修理がなされ、北面下屋は近年大半をトタン葺でふさいでいた。現存する瓦は全般的に劣化や割損が目立つ上、不陸や乱れが生じ、大棟も不陸と捻れが見られた。各部の目地漆喰や螻羽棒漆喰塗、雀口漆喰塗などは黒ノロが殆ど剥げて劣化、欠損していた。

建具

各建具は全般的に建て付けが悪く、出入口の土扉や窓

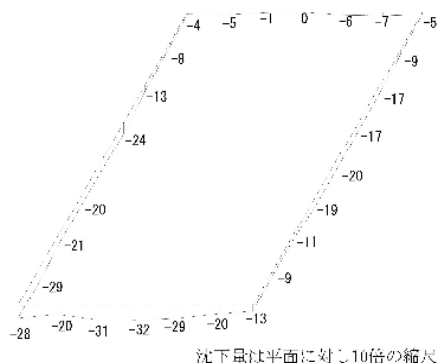


図 4-1-1-4 東土蔵基礎廻りの不同沈下

の土戸は肘壺金具の腐食で開閉できず、一部の漆喰塗も崩落し、腐朽した下地が露出していた。また、出入口の格子戸は戸板が破損しており、格子に張り込まれた銅線亀甲網の腐食も進行していた。同じ並びに建て込まれた土戸は、框類に蟻害を受けていた。この他、2階南側のガラス窓が欠失し、開口部銅線亀甲網張りが撤去され、他所から転用した亀甲網戸が改造されて入れられていた。

壁・天井

現存する各面の海鼠壁は、いずれも目地漆喰の汚損や劣化が目立ち、東面上段漆喰壁は海鼠壁に変更され、中段海鼠壁はリシン吹き付け仕上げに変更されていた。また、北面も下屋の上方を堅板張りに変更されていた。その他黒漆喰塗仕上げの漆喰面は大部分が剥げ落ち、所々で亀裂と浮きが見られた。また、二段に設けられた水切りは割損したものが目立ち、目地漆喰の多くが欠失していた。軒蛇腹や揚げ裏、開口部廻りの漆喰塗は、黒漆喰仕上げの経年劣化に加え、亀裂や浮きが見られ、一部は下塗ごと崩落していた。さらに後世に改造された北面下屋内は、北面海鼠壁の殆どが崩落または浮き上がっており、壁の漆喰仕上げも失われ、ほぼ全面に下塗の壁土が露出していた。この他、2階の漆喰天井では所々亀裂が生じていた。



写真 4-1-1-4 文庫蔵西面 海鼠壁及び軒蛇腹崩落状況



写真 4-1-1-5 東土蔵北面 土台腐朽状況

⑤北土蔵 基礎

建物北側の基礎布石は、はらみ出しや不陸を伴う石垣に乗るため、北方へ傾斜し、最大 43mm 沈下していた。1 階の敷石は所々不陸・割損が見られ、出入口に据えられた 2 基の石階段は、最下段を残して後世の改造でセメント据えのものに変えられ、段石にも不陸が生じていた。土間叩きも表層が摩耗・風化により土化していた。

軸部

過去の雨漏りや外壁の崩落などにより、土台や柱などの軸部や造作材、2 階の床板などは腐朽や蟻害が甚大であり、大屋根の棟木は西端で天秤梁が脱落しており、棟木の端部も腐朽して崩落寸前の状態であった。また、1 階南面庇は後世に造り替えられた素木のものであるが、持送りや出桁、破風板など木部の腐朽が進行しており、現状はトタン葺とされていた。

屋根

屋根は 2 階窓庇を除き、平成 15 年の台風被害を受け、現状はトタン葺きとされていた。このため、大棟や各部の目地漆喰、螻羽棒漆喰塗なども失われており、葺き替えの際に建物の内部へ保管された瓦類は全体的に劣化が目立ち、鬼瓦もヒレの部分などが欠失していた。

建具

1 階東室の腰板張格子戸が失われていた。同じ一筋に建て込まれている土戸は、建て付けが悪く開閉に支障をきたしていた。また、西寄りの出入口に建て込まれた格子戸と土戸は虫害が甚大で、開閉にも支障をきたしていた。

壁

外部の壁は全般的に破損が甚大で、北面の海鼠壁と漆喰壁は大部分が下地ごと崩落しており現状は応急修理による鉄板張りとなっていた。東面は昭和 30 年代以前に板張りに変更され、残る西面の海鼠壁は目地漆喰の劣化が進行しており、海鼠瓦も浮きが随所に見られ、螻羽軒付も崩落し応急修理による鉄板で覆われていた。南面の海鼠壁は小庇の上部や東寄りの壁面で崩落しており、上方の漆喰塗も浮きや亀裂が見られた。

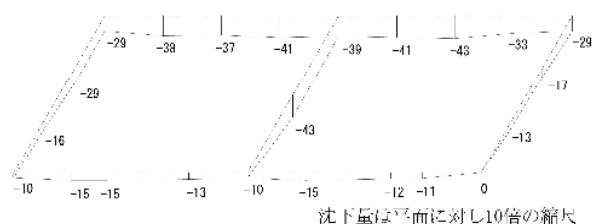


図 4-1-1-5 北土蔵基礎廻りの不同沈下

この他、中段に設けられた水切・胴蛇腹は大半が失われており、水切瓦が残る西面でも瓦や目地漆喰の劣化が進行し、大半が崩落していた。また、開口部廻りの漆喰塗りや 2 階小庇の揚げ裏などは、雨当たりとなる部分を中心に部分的な浮きやひび割れが見られた。

⑥門及び塀

各外塀の石は、表面の風蝕が進行し、ひび割れや割損が随所に見られた。基礎石および地表付近の壁石は地面からの水吸い上げにより表面剥離が著しく、笠石も一部剥離をおこしていた。塀は全体的に不陸が見られ、波打った状態となっていた。北塀は石垣に乗るため、傾斜と波打ちの破損が著しかった。また西塀は平成 16 年の台風で一部が倒壊して応急的に積み直されていたが、割れや欠けが顕著で欠失部材もあり、北端は本来の高さまで復旧されていなかった。庭塀は中央にアーチを組むが、全体的に弛みが見られ、表面の風化も激しかった。また、アーチ上の笠石の目地には大きな隙間が生じており、迫出石も面外方向へずれ出していた。

門柱は、旧肘坪金具が錆びて石材を割裂させモルタルで応急的に補修されており、錆による汚損もみられた。また倒れ止めとして、裏側にコンクリート控えを設置され、門扉はアーチ扉も含め、全て近年に別形式のものに変えられていた。



写真 4-1-1-6 北土蔵 2 階西半北面及び西面 漆喰壁崩落状況



写真 4-1-1-7 南塀 傾斜及び波打ち状況

第2節 当初形式と後世の修理・変遷

第1項 全体概要

本節では宅地及び各建物に関し、改造を伴った修理を中心に大きな変遷をまとめ、痕跡調査などによる主だった根拠資料の図版は本章第5節に集約して掲載する。明治5年（1872）の家相図には現状にほぼ近い宅地が描かれており、今回の工事範囲では西土蔵・醤油蔵を除く前身建物の存在を示す礎石など地下遺構も見当たらず、主要建物直下と軒下周辺部には現建物に対応する栗石地業による造成が見られるのみであった。松城兵作が土地を手に入れてから全面的な地業造成をしたとみられるが、祈祷札より明治5年4月に地鎮祭、その後建物の普請に取り掛かり、翌年には主屋上棟まで進んでいる。

基礎の繋がりを含め建築の使用材料、加工道具、釘、構造手法の共通性により、いずれの棟も主屋と同時期に一連の工事で建てられたと見られるが、第3章 第3節「現状変更」で示す通り、明治9年頃までは少なくとも漆喰彫刻など内装工事が行われ、その後も軽微な造作などの工事が続いた可能性が指摘できる。

建築当初の特徴

明治当初工事の主な材料・技法的特徴を列記すると、

- ①釘はほぼ全て同製法の鍛鉄製皆折釘（切頭角釘）を用いており、丸釘はまだ用いられていない（巻頭和釘も僅かに混じるが、在庫残りのものか）。
- ②木材加工道具は化粧部台鉋、野物部分には手曳鋸やヨキ・鉋、直刃鉋といった江戸時代の一般工具を引き続き用いている。
- ③煉瓦やセメントはまだ用いられておらず、石工事・屋根工事・左官工事には砂漆喰を多用する。
- ④外部左官仕上げには、下格である北土蔵も分け隔てなく黒漆喰を多用するが、薄い黒ノロ仕上げが多いため、経年で剥げ落ち白漆喰が浮き出ている。
- ⑤当初と思われるガラス窓に使われているガラス、主屋2階天井紙など、廻船業という職業柄を活かしてか、輸入品が用いられている。
- ⑥押入に用いる襖の内部側は古帳簿などの反故紙を張った下張りの状態でとどめるなど、半見え掛かり部分の見栄えには気を遣わない傾向が強い。

⑦主屋北面窓水切などで確認できる当初銅板は機械伸銅製品で手打ちの銅鋳を用いている。

⑧近年の設備・防災施設工事などにより、地中は乱されている箇所が多く詳細は不明だが、所々素焼きの土管が埋まっており、埋設排水管を入れていた。

⑨水は井戸を利用し、ガスもなかったため照明は置き型オイルランプか行灯の利用と見られる。

⑩便所は地中に龜を埋める落下式のもの。風呂は客風呂として常時使用するものではなかったようだが、湯浴みの排水は洗い場石敷から外部踏込石敷下を潜らせ地表に出し、西側池に向けて垂れ流していた。という事項が挙げられる。風土・気候的には、沿岸につき、潮風の影響で外部に露出した鉄材はすぐ錆びること、頻繁に強風が吹く地域であること、地下水位が高いことなど、良好な環境にあるとは言いがたく、大小の修理が頻繁に行われてきた形跡がうかがえる。

今回の工事中調査によって判明した松城家宅地内建物の主だった修理・改造履歴を表4-2-1-1に示す。

明治中・後期（A期・B期）

第1章「松城家住宅の概要」に示す通り、松城家が台頭し、権勢の保持や商売によって最も栄えた時期といえ、文庫蔵拡張¹（銅板葺下屋増築・金庫設置）がこれを端的に示す。大きな修理を伴うような改造はまだ見られず、雨仕舞による小修理や押入内枕棚の増設程度であり、時代に特徴的な丸釘の存在で区別できる。

大正～戦前（C期）

建設後40年ほど経過した大正頃は、破損に対するまとまった修理または改造、使い勝手など利便性の向上を意図した改造が見られるようになり、松城家宅地構成や建物に最も変化をきたした時期である。古写真を追っていくと主屋のバルコニー手摺が腐朽などでなくなってゆき、大正12年（1923）までには全て鉄製飾格子のものに変更、これも縮小されていって昭和39年までには全て撤去された経過が分かる。東土蔵東面・北土蔵北面の上段漆喰大壁は風雨を受けやすい条件にありながら軒樋が設けられなかったため傷みやすかったのか、いずれも海鼠壁に変更するなど、土蔵も傷み始め、あいついで修理・改造がなされている。

¹ 『明治一五年松城兵作日記』には、「三月廿三日 辛酉 晴風 本日濱蔵東分建築ス」とあり、文庫蔵銅板葺下屋の増築を示すものと判断した。兵作が別宅に構えていた全く無関係の蔵（存在したとしても現存せず）のことを指している可能性もゼロではないが、1日程度で建築（増築）がなせる程度の簡単な規模形式であること、解体調査の結果、銅板葺下屋には明治10～20年代に見られる特徴を有する丸釘を用いていること、「東分」という方位の一致などを根拠とした。文庫蔵は家財・証文などを保管した最も重要な蔵であり、松城家の蔵の代表ともいえるが、海岸に近い立地のため「濱蔵」と呼んでいるのか、文庫蔵東側に設けられた小さな池上に張り出すよう建てたことを「濱」に見立っているのかなど詳細は不明であり、今後の検討を要する。

表 4-2-1-1 松城家建物の主な修理・改造履歴

区分		A 明治 15 頃	B 明治後～末期	C 大正～戦前	D 戦後～昭和後期	E 平成以降
主屋	主体部・下屋			正面バルコニー堅格子から鉄製飾り格子に変更、マエナンドに囲炉裏設置(使用期間短い)。ヒロマ南縁に一部板張り増設。一部の雨戸に無双窓を入れる。2階外壁擬石塗り部分補修。2階応接間にオイルランプ	正面バルコニー撤去 (S32～39の間)。上屋屋根葺替と同時に煙突撤去 (S41 頃)。雨戸の内側にガラス戸入れる。便所前板壁を開き戸に改造。カッテを和室と板敷きに区画、北東ドマ出入口外側筋に板戸を入れ玄関室に。2階北廻階段板壁廻り修理、2階西半4室畳表替え。2階階段廻りおよびヒロマ南縁南方をフローリングに。	北東ドマ～カッテをイタマに改造。2階龍の間窓の内側に建具を入れる。下屋屋根部分葺替式台全面造り替え、当初妻彫刻のみ保管 (H4)。2階外壁擬石塗り部分補修 (H22)。他小補修多数
	釜屋			間仕切って、釜屋と浴室に分割 (浴室には天井と窓設置) 竈上棚を撤去。大竈を五右衛門風呂に改造	風呂は薪式鉄砲風呂にされ、その後ガス式鉄砲風呂に変更 (S40 代後半)。竈は実質使わなくなり、その後屋根トタン葺に変更とともに越屋根撤去	屋根トタン葺やり替え外装新建材でやり替え (主屋北東隅壁まで一連)。浴槽は現代のガス湯沸かしに (H4)
	便所				戦後東個室を小便用に改造。S50 頃水洗化、内外装変更	屋根葺替 (H14)
	風呂	(現存せず詳細不明)			これ以降の様子しか分からない (古写真、一部痕跡)。	基礎石を残し撤去される (H4)
	台所					基礎石を部分的に残し撤去、新建材で新築 (H4)
ミセ				この頃1階・2階内部中塗仕上げから漆喰仕上げに変更か。またこの時期以前に東面下見板やり替え、北面井戸屋根取合い周囲下見板設置か (詳細不明)	1階東室に囲炉裏設置 (昭和中期まで)。化粧小屋梁等白ペンキ塗り。井戸屋根改造に合わせ北面改造。1階間仕切建具撤去、1室に。外装一部鉄板張り補修、内装模様替え (化粧合板多用)。西面擬石塗り部分補修	下屋屋根葺替 (H14) 1階合板床に変更 (H15 頃)。西面擬石塗り部分補修 (H22)
文庫蔵		銅板葺下屋増築・金庫設置	銅板葺下屋窓敷居に付敷居を乗せ、ガラス入り窓を切り縮め、床板の上に新たに床板張り。2階窓金網撤去?		蔵前の床板を張り替え、書棚を開放棚に改造 (S50 前後)。外壁補修 (大壁・海鼠壁)	外壁水切・折釘饅頭形撤去 押入一部改造 海鼠壁部分修理 (H15) 蔵前屋根葺替・銅板部分修理 (H20、旧瓦再用、H15 台風被害)
東土蔵			2階北棚改造・脇棚撤去。中央棚も撤去?、窓金網を廃し、ガラス窓を網戸に変更?	東面上段漆喰壁を海鼠壁に変更。同時に北下屋改築、便所設け、主体部外壁北面のうち下屋上部を板張りとする。	西面出入口土庇素木造りにやり替え (昭和戦前後)。東面中段海鼠壁をリシン壁に変更 (S59 までに)	屋根瓦コーキング補修 H14～15 年 海鼠壁部分補修 (H22)
北土蔵				北面上段漆喰壁を海鼠壁に変更。この頃1階2階内部中塗仕上げから漆喰仕上げに変更か。東面板張りに変更	南面庇を縮小。この頃2階内部棚撤去か (戦後～S30 代前半)。海鼠壁部分補修	海鼠壁部分補修 屋根応急修理でトタン葺に、北面壁も全面鉄板張りに (H16)
塀・門				西土蔵撤去後、跡地西辺と北辺を切石積み石塀で塞ぐ (終戦前後)	正面門構えの両開き板戸を引戸構えに変更 (戦後～S32 の間)。庭門アーチの開戸造り替え (S39～45 の間)	H16 台風で西側石塀倒壊、積み直し
他	西土蔵	(現存せず詳細不明)		朽ちて S19 以前に撤去、基壇石組・石階段は残存		
	石垣				東土蔵・醤油蔵間にあった石塀を撤去、醤油蔵跡地 (東辺) を含み自然石野面石垣に変更	H21 地震で東辺一部倒壊、積み直し・セメント補強 (H22)
	醤油蔵			破損進行放置	解体移築 (S21 頃、現存、規模縮小の可能性もある)	

※上記建物及び構築物は全て当初 (明治 6～9 年頃) より存在

釜屋では大改造によって大竈を五右衛門風呂に変更し、このCの時期に初めて日常使用できる自家製風呂が設けられる²など、生活の仕方にも変化がみられる。また、図版4-2-1-1に示される通り、戦中頃には西土蔵がなくなり、醤油蔵（倉）はまだ存在している。

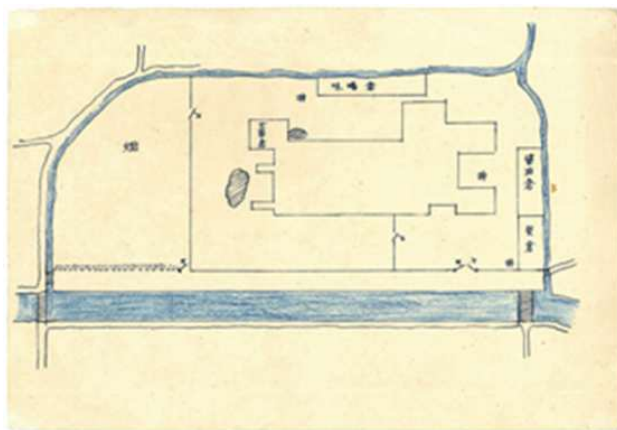
西土蔵の用途は家相図からは判断できないが、文庫蔵のように渡り廊下を介し内蔵形式のように描かれていることから、原設計時は重要な位置付けの蔵であったことがうかがえる。昭和戦頃配置図には醤油蔵の他は、文庫蔵＝「文庫倉」、東土蔵＝「質倉」、北土蔵＝「味噌倉」と記入されており、松城みどり氏は「北土蔵には米も保管されていた」と聞き及んでいるため、西土蔵＝「米倉」であったものが戦中頃撤去された後、北土蔵は米の保管用にも機能をゆだねられた³との可能性もある。西土蔵がなくなると宅地北西隅では外部との区画をなす構造物がなくなるため、西土蔵撤去後おそらくすぐに後補石塀が設置され、これが現在まで残っていた。

少なくともこのCの時期までは松城家各棟・室には天井照明が取り付けいていなかったと思われる、主屋2階西半4室のうち応接間にオイルランプ1基が吊り灯具として初めて設置された。但し、このランプは寄贈されたものであり、契機は天井照明を欲したためとも言い切れない。煤受けに少し煤が付いているため実際に使用されたようであるが、天井ほか内装の具合を見ると、客が来た時など限定的な使用であったと思われる。修理・改造に際して松城家の建築材料としてセメントや煉瓦が使われ始めたのもこの時期である⁴。

ミセ及び北土蔵の室内壁の中塗仕上げの上に漆喰上塗りを施した時期は厳密には特定できないが、中塗仕上げがある一定期間以上外気に曝され、沈下や破損を生じてから荒隠しを兼ねた傾向が見られたため、土蔵に目立った破損修理が現れ出したCの時期に分類した。

戦後～昭和後期（D期）

建設から70年ほど経過した時期となり、第1章第2節「参考年表」にも示す通り、記録に残る暴風・水害などの自然災害が頻発し、ここに示す以外の軽微修繕も多くなされた。南側正門の木製開扉や庭門アーチ扉もこの



図版4-2-1-1 昭和戦頃配置図（第5章 図版5-2-1）



西土蔵（明治、古写真1切抜） 醤油蔵（戦後解体移築、現存）
※醤油蔵は右上写真のうち左半が該当、右半は移築後の増築

写真4-2-1-1 当初宅地内にあった土蔵2棟

時期に別形態・構造のものに取り替えられた。聞き取りによると、主屋は雨漏りも複数回発生し、1・2階張付壁、張付天井、襖などの雨染みの殆どはこの時期についてのもので、主屋床下では柱根が水に浸かり、腐朽の末切縮められたりしたものもこの時期とみられる。手間をかけた修繕もあまりなされず、屋根が傷んだ箇所はトタンでの応急修理、東土蔵・北土蔵の塗り込め庇は見劣りする素木造での応急的造替とされた。屋根瓦葺き替えの際には、規格品三州瓦が利用され始め、古瓦の寸法・瓦割と異なるため部分葺替ができずに、面単位で屋根瓦が新しくされるといった結果を招いた。一方、世の進歩や生活様式や利便性への追従により、便所の水洗化工事、浴槽の更新とともに、主屋1階南・西・北縁の雨戸内側にガラス戸が設置され、採光・通気の調整がしやすくなった⁵。便所の開放された窓や縁にガラスサッシや新建材を入れ、風雨・粉塵の吹き込みや虫・小動物の侵入を防げるようにしたのもこのDの時期であった。

² 主屋西面にあった風呂は客風呂としてのもので、松城家では昔は銭湯を利用していたことを松城みどり氏が伝え聞いている。

³ 北土蔵は、家相図には「味噌香ノ物ノ大吉」と書込みがあり、戦中頃までは当初からの用途を変えていなかったと思われる。

⁴ 釜屋に設けられた間仕切壁に④刻印の煉瓦、目地セメント、ミセ北側井戸石敷改造などにも同煉瓦が用いられている。西土蔵跡の後補石塀にもセメントが用いられ、控え壁との取合いには既製品の鉄筋アンカーを曲げて手違錠のようにしたものを補強に入れていた。

⁵ 側廻りは、ヒロマ南縁の窓及び南東ドマ東出入口（井戸屋根用）を除き、内外を区画する建具は雨戸（板戸）一重しか入らないため、ガラス戸が設置されるまでは、採光や通気のために雨戸を開ければ濡れ縁のように風雨・粉塵・虫・小動物が容易に侵入し、閉めれば採光ができないという状態であった。

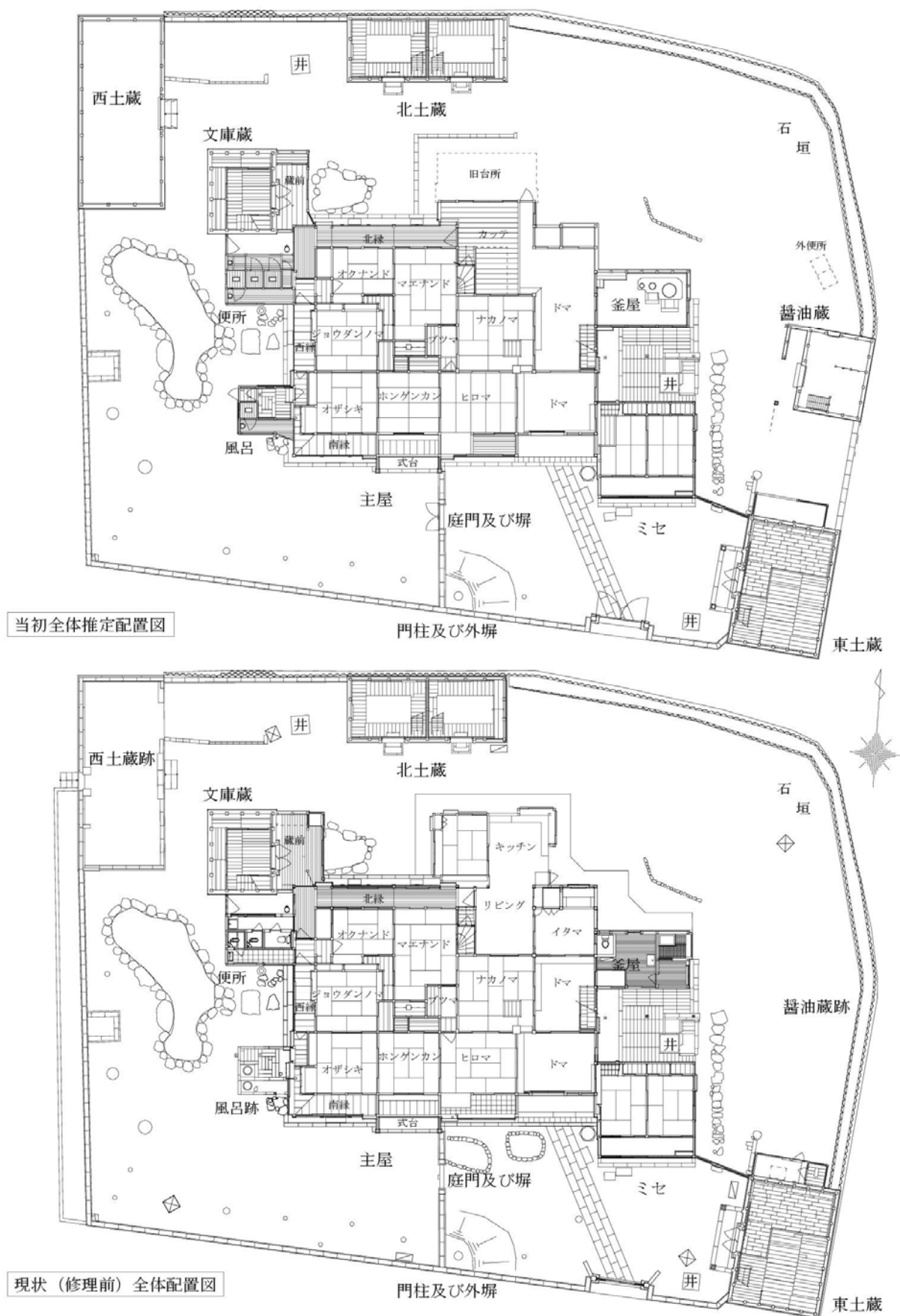


図 4-2-1-1 当初と現状全体配置比較図

- ・当初の畳配置で不明な室は家相図に倣っている。
- ・今回工事対象範囲外の旧礎石・花壇など外構は詳細不明のためある程度類推できるもの以外は現状の状態を図示する。

醤油蔵は終戦直後に解体移築され戸田地内の平戸区に現存するが、聞き取りによると⁶、西土蔵と同時期から破損などで朽ち始めていたようである。家相図や昭和戦頃配置図から連想されるより大分小さいものであるため、桁行を切り縮めて再建されたものかも知れないが、今回の工事範囲での発掘調査からは規模の特定には至らず、醤油蔵の今後の修理時調査などによる判明に期待する。

内装は壁や建具に新建材や模様紙を張り、主屋2階廊下・廻階段壁のペンキ塗り替えなど、内装修理も多くなされたが、劣化した旧仕上げの上からの張り替え・塗り替えが大部分であった。聞き取りによれば醤油蔵のすぐ北側には外使いの便所棟があったというが、宅地北東隅は荒れ放題となり、醤油蔵と同様、家人も使用人も寄り付かない一角になっていたという。ミセは戦後しばらくまでは住み込みの人が居て、東土蔵北下屋を改造した便所を設け、ミセから使っていた。松城家に残っていた照明は主屋2階応接間のオイルランプ1基を除き、全てこの戦後以降のものである。

平成以降（E期）

建設から100年以上が経過し、老朽化とともに台風・地震による被害で中・小修理が相次ぎ、石堀も西側が倒壊するなど、平成になって初めて大きく修理の手が入れた部位も出る。生活スタイルとしては、大人数が使用することもなく、頻繁な補修とともに広大な屋敷の維持管理も難しくなり、各土蔵も物置的な使用に限られるようになって、登録文化財となる以前の平成4年には、風呂棟を撤去、カッテ・台所棟は撤去の上、リビング・キッチンとして新築された。松城氏はこの新築棟を多く使用し、新建材で一新した釜屋内部を洗面所・浴室として使用するスタイルになった。

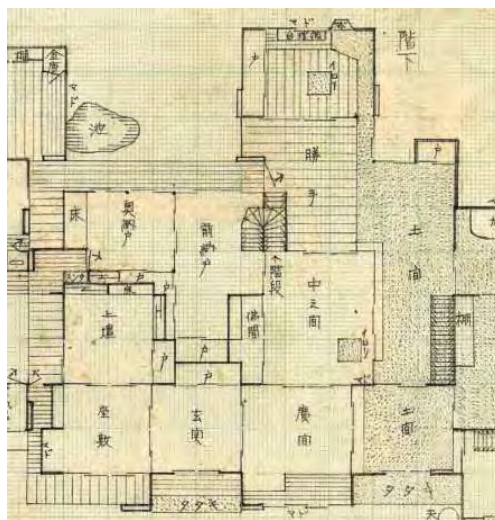
第2項 主屋の変遷

①主体部の変遷

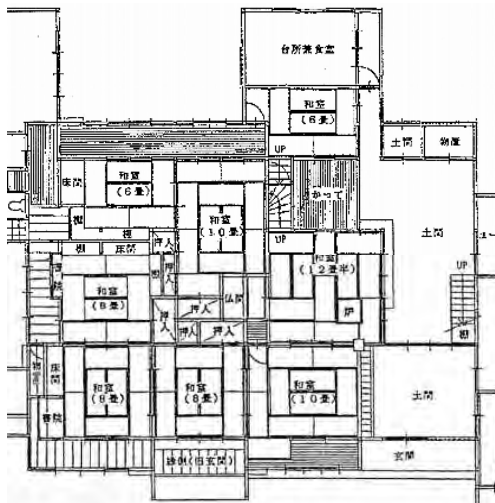
本章 第3節「松城家住宅の建築計画」で示す通り、家相図に示される原設計からは細かな変更をいくつも加えて建設されたが、概ねその平面計画・家相論を大きく逸脱していない。意匠に洋風が混じる箇所があるが、ジョウダンノマの存在や、後述する便所の使用者格付けによる動線区分けなど封建的な造りとそれに合わせた生活スタイルから始まったと考えられる。



家相図（その1 切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2 切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3 切抜）

図版4-2-2-1 主体部の図面史料比較

⁶ 戸田地在住の元左官職人である小沢初男氏によれば、終戦当時小学生であったが、職人であった祖父の手伝いとして、松城家より醤油蔵の解体材（木材・瓦など）をリヤカーで運び、移築先での組立工事まで手伝いをしたという。解体され部材の集合体になっていた時点からしか見ておらず、建っていた状態（規模）は把握していない。西土蔵はそれまでに朽ちて廃棄され、移築はされなかったという。

便所や風呂への出入や、採光・通風の調整は殆ど雨戸のみの操作で行われ、各居室の暖取りには火鉢、夜間の灯りには置き型の洋灯もしくは行灯などを使用していたと思われる。突出部において平成にカッテ～台所、式台の造り替えがなされるまで、当初の骨格を変更するような改造は一度も加えられなかったことが今回の調査で分かった。

改造の変遷については釘や建材、木材の製材痕の様子より概ね判明するが、C期（大正期以降）で頻繁に確認できる。1階南縁・西縁で既存の雨戸を改造し、上方に無双窓を設けたのは、側通りの区画が雨戸1重のみによることの不便さを少しでも解消することが動機と考えられる。また、マエナンド床下からはモルタル据えの煉瓦組による中古囲炉裏が見つかったが、図版4-2-2-1に示す戦中頃のスケッチには描かれず、松城みどり氏の記憶にもない事、室内煤け具合の状況などから、比較的短い期間の使用であったとみられる。尚、このスケッチでは、式台の床板張りや西縁北半の板張りの向きが当初から一度も存在しない状態で描かれるなど、一部の錯誤が見られるが、北東土間の北出入口や、カッテ板敷き（置き畳はなくなっている）の様子などを含め、戦中頃までは当初の平面形態をあまり改造せず使用してきたことがうかがえる。

D期（戦後～昭和後期）の様子を示す昭和59年の図面を見ると、もう現状と大きく変わらない状態になっているが、カッテにおいて板敷きの改造とともに北半を畳室としたり、北東土間の北出入口に外側建具を入れたり、主屋北西エリアの内向き空間を生活しやすいように部分改造したことが分かる。第1項に示した通り、生活の利便性を求め、新建材を多用しながら便所の水洗化や、1階縁側雨戸内側へのガラス戸設置などが相次いだ。戦後の高度経済成長も背景にあってのことと考えられる。昭和41年頃の屋根葺替と同時に煙突が撤去されたが、少なくともこの時にはナカノマの囲炉裏を使用するような生活ではなくなっていたことになる。現状で設置されていた照明・コンセントなどの電気設備は全てこの時期以降のものであるが、古そうなノブがいしや旧取り付け痕もあり、第1章「参考年表」に示す通り大正期に戸田地方に送電が開始されたことを考えると、前のC期から松城家でも電気の使用があったものと思われる。

E期（平成以降）は主屋主体部・付属棟に最も骨格的变化を加えられた時期であり、平成11年の登録文化財登録を待たず、雨漏り・老朽化により平成4年に北突出部（カッテ～台所）、南突出部（式台）が相次いで新材で造

り替えられた。式台は細部などが多少異なるが、在来の工法・様態が概ね踏襲された一方で、カッテ～台所は現代工法による新建材で新しくされてしまったため、重要文化財の指定範囲から外れる結果となった。所有者が沼津市に変わる平成19年までの間、松城家住宅の住居的使用は主屋1階の北東部にほぼ限られ、とりわけ生活の場となったのは建て替えられた北突出部であるキッチン棟であり、主体部残りは風水害で被害が出るたびに応急的修理・一部改造が行われながら現在に至った。



畳下の状況



床組と囲炉裏の関係

写真4-2-2-1 マエナンドの中古囲炉裏（工事中）

床板は囲炉裏近接部のみ一度外して切り欠き、再度打ち直している。1本の根太も該当部を切除し、煉瓦とセメントモルタルで構築した囲炉裏組に端部を架けている。



マエナンド囲炉裏組（時代C）



ナカノマ囲炉裏組（当初）

写真4-2-2-2 囲炉裏の基礎組比較（工事中）

マエナンドの中古囲炉裏は切石基礎を銅石据え、煉瓦（代表寸法：230×110×60）6段・セメントモルタル据え（目地）。当初囲炉裏はナカノマのものが唯一で、根石の上、切石組・砂漆喰据え（目地）。



西縁雨戸廻り（時代C・D）



下屋北東隅改造（時代E）

写真4-2-2-3 使用形態に合わせた旧規の改造（修理前）

雨戸は、閉めた状態でも採光・通気ができるよう一部無双窓に改造され、その後さらに内側ガラス戸が入れられた。下屋北東隅は周囲や内部の改造に合わせ、外装をリシン吹付に変更されたが、軸部や軒廻り～頬杖部材などの骨格を残して行われた。写真右端のカッテ～台所は骨格も残らない造替とされた。

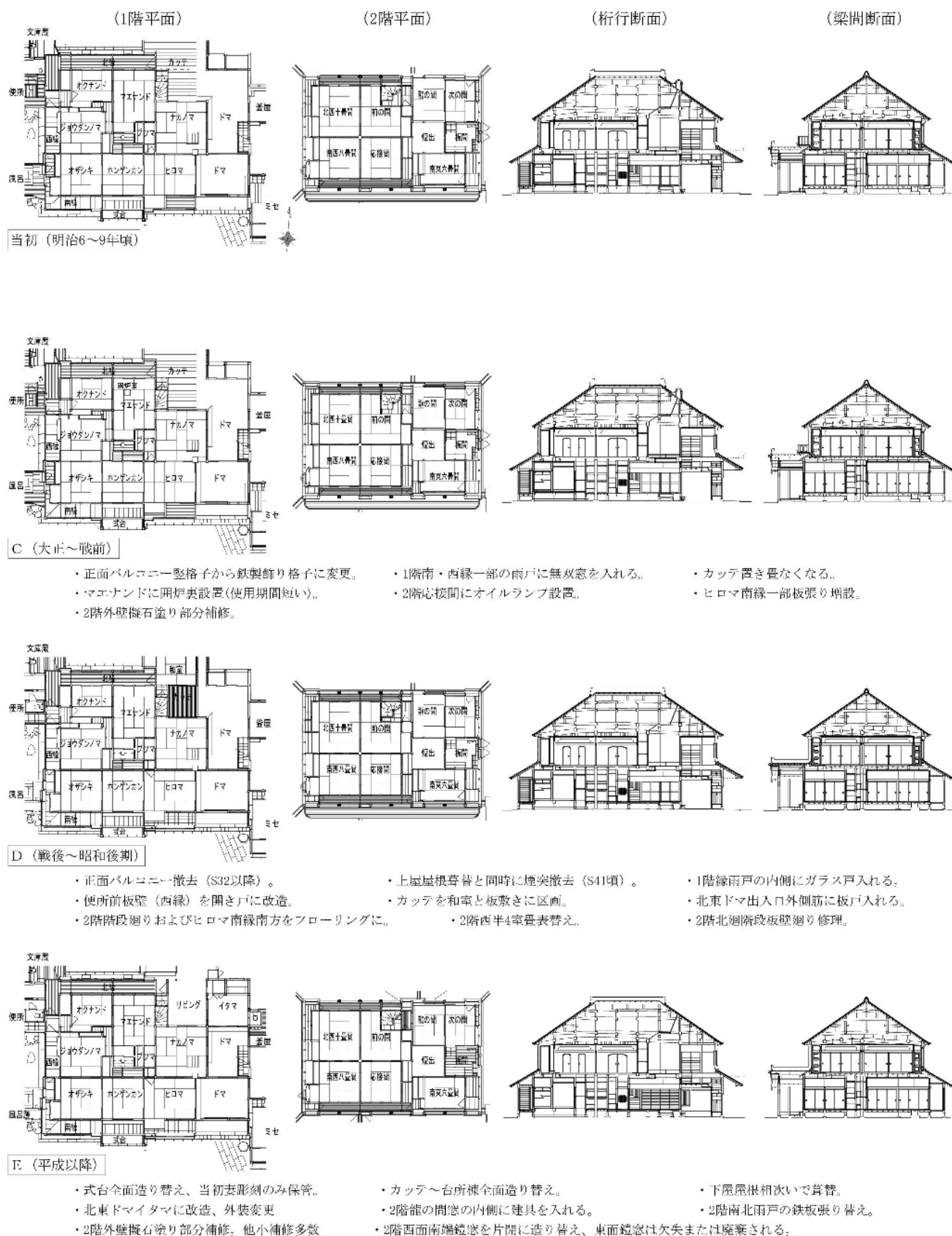


図4-2-2-1① 主屋主体部変遷図 (平面・断面)

・当初の畳配置が不明な室は便宜上家相図に合わせており、本図の畳の敷き方は変遷を示す対象としていない。



図 4-2-2-1② 主屋主体部変遷図 (立面)

・常時開いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

②釜屋の変遷

発掘調査の結果確認された竈跡は、大・中・小の3分で、北西隅には当初は矩折3段の棚が復原できることから、少なくとも家相図のような配置の5連竈が当初に据えられたことはなかった。柱間数や、南西隅に描かれた格子付き開口が実現されなかったことなどにも家相図との違いがみられる。後世のセメント叩き改造のため、地表付近から上は不明な点が多く地上式竈が他にもあった可能性も定かではない。焚口に残る積み石状況から推定できる土間レベルと、建物基礎石から推定する土間レベルには高低差が6cmあり、焚口付近ですり鉢に土間叩きを下げたようであるが、太田家住宅炊事場（広島、18世紀末、重文）などでもこのような納まり例がある。釜径が2尺6寸もある大竈は日常使用には不向きで、恐らく儀式祭礼用に多量の湯を沸かしたり、あるいは1年分の味噌や醤油を作るために設けられたものかと思われる。

竈後方となる北面にも上方一段の棚が痕跡復原できたが、使い勝手がよくない位置のため、神棚か、お札などを置くために設けられたものかも知れない。

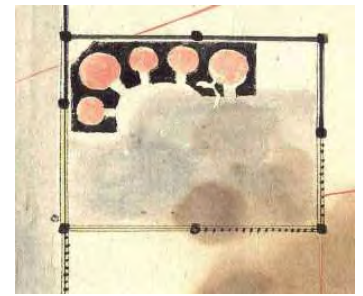
釜屋の建具は全て欠失していたが、当初差鴨居の様子から平面計画としては、主屋境は引違い板戸で区画され、東出入口も同様として当時存在していた醤油蔵との往来に用いたものと思われる。南面3間は、外側一筋及び戸袋を付けて戸締り用板戸（雨戸）を入れたことが分かり、差鴨居には明障子のようなものを入れていたと思われるが、簀戸・格子戸のようなものであったかも知れない。南面は、井戸廻りの石敷きエリアに面し、作人の頻繁な出入や竈使用時の必要通気なども考えると、釜屋を使う際は大きく開放状態として利用されたものと推察できる。切妻屋根の棟は建物振分に位置するが、南面の垂木が長く軒の出が深い構造になっており、水廻り空間の使用上の繋がりに要因があると思われる。化粧小屋組は古材が全て残っていたが、中央付近の垂木が全て取り替えられており、越屋根の詳細は不明であった。

先述の通りC期（大正頃）で大きな改造がなされたが、釜屋を2室に区画するために設けられた間仕切壁には、松城家建物の歴史では初出の建材である煉瓦とセメントが使用されている。大竈だけを切り分けるような配置で、東室は大竈を五右衛門風呂に変更し、内には天井と腰板が張られた。煙突なども付けず、浴室東・北面に間口いっぱいの窓を設けて自然排煙とし、風呂焚きには大竈用の焚口が引き続き使用されたとみられる。

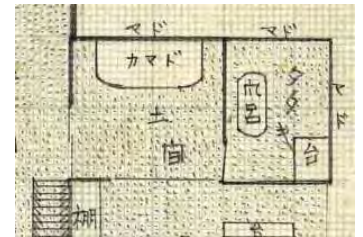
戦中～昭和後期（D期）の様子は、痕跡や聞き取りによ

り図版4-2-2-2中図の様子が概ね立証できるが、区画後の西室に描かれた竈配置や窓入れの状態になった時期はかつてない。五右衛門風呂を撤去して焚口を埋めて薪式の鉄砲風呂（写真4-2-2-4）を置き、間仕切壁天井付近に穴をあけ煙突を通して越屋根まで這わせて排煙したとみられる。

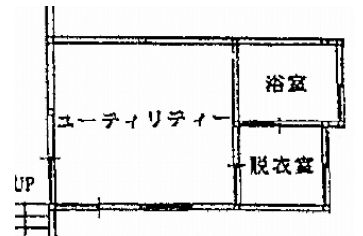
続いて昭和40年代には同じ鉄砲風呂でも、使いやすいガス式のものに更新されたことが、当時の施工者の証言で判明した。昭和末頃には、現代のガス式浴槽に替えられ、釜屋西半では竈を廃して北面に窓を設けた上で洗面所に用途変更され、内外装を新建材で一新、平成4年には最新水洗便所も設置された。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）
図版4-2-2-2 釜屋の図面史料比較



写真4-2-2-4 中古鉄砲風呂



昭和30年台（古写真10切抜） 昭和59年（古写真43切抜）

写真4-2-2-5 釜屋の中古写真

昭和30年代にはまだ屋根が瓦葺で、鬼瓦・越屋根などが見える。昭和59年には手前の井戸屋根と共にトタン屋根に変えられ、越屋根が撤去されている。

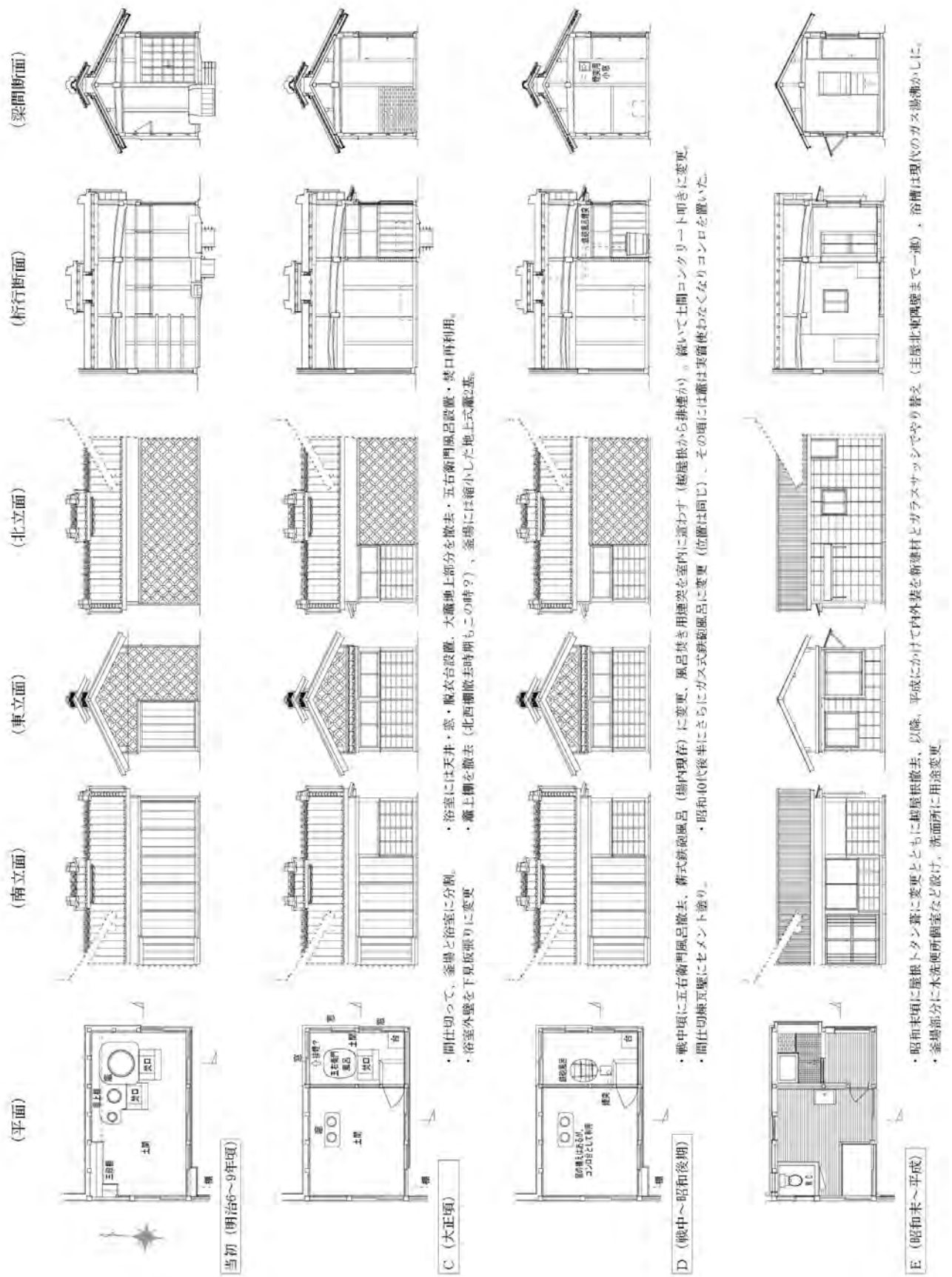


図 4-2-2-2 釜屋変遷図

③便所の変遷

家相図に描かれた便所は、現実に建てられた当初のものとは平面的にも大分異なり、家相図の図様は原設計と捉えるより、家相学者⁷矢野頼母の便所設計の雛形表現といった意味の方が妥当かも知れない。1棟が2ブロックの便所に区画され、これもまた南北に区画した西縁からそれぞれの出入口よりアプローチする計画は家相図の時点で練られており、ある程度施主の要望を聞きながら現設計として反映した可能性もある一方で、使用者格付けによる動線区分け自体が矢野頼母のアイデアであった可能性もあり、特定できない⁷。

当初便所の動線計画的なものは第3節で述べるが、建築手法としては小便・大便とも地中に埋め込んだ甕⁸に溜める落下式の形態で、床下要所の餿板壁を外し、窮屈な姿勢で柄杓などで排泄物を汲み取る方式であったと考えられる。当初のものとみられる小便器は、釉薬で焼いた青竹朝顔形小便器1個が北西床下に残っていたが、大便器（樋箱）は残っておらず、痕跡や聞き取りにより復原した。臭気対策のためか、南北面は廊下外側を大きく開放構造としており、主屋西縁との区画は片引板戸または雨戸の1枚を充ててそれぞれ上げ猿で施錠する仕様であり、便所出入口板戸は主屋としての戸締り用建具も兼ねる。南北の廊下の高欄または手摺より身を乗り出して手を洗うために蹲踞・手水鉢を据え付けており、現在まで残っていた。

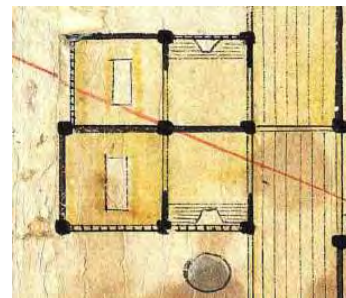
戦中頃の様子は図版4-2-2-3中図に示されるが、痕跡より北西隅が平面的に1つの個室となった時期はかつて一度もなく、スケッチに錯誤がみられる。板壁で南北に区画した西縁からそれぞれ出入りする様子や、開放の多い状態で便所を使用していた様子はよくうかがえ、当時はまだ大きな改造も加えられていなかったことが分かる。

長らく不便な使用形態を続けたと思われるが、昭和50年頃（D期）の水洗化工事（家庭用浄化槽設置）とともに、開放構造である必要もなくなって内外装が一新され、サイディングやサッシ窓による開口塞ぎがなされた。この水洗化工事による床下配管の設置では、一部の布石基礎や土台が切り取られた。

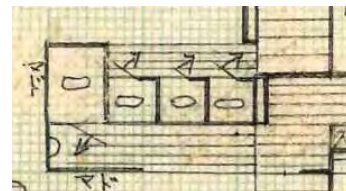
平成4年（E期）にカッテ〜台所棟の建て替え、さらに釜屋の一角に最新式の水洗トイレが設置され、いよいよ

よ松城氏の生活が主屋1階北西エリアに主に限られてくると、本来の便所棟もめったに使用されることがなくなった。

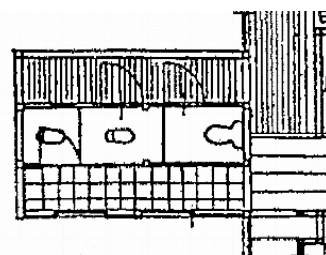
尚、風呂棟にも当初から南側廊下西奥に小便器・さらに大便個室があって使用されていたことが発掘によっても確認できたが、配置的にはオザシキを使う家長専用として設けられたものである。風呂棟は平成に撤去されたが、昭和50年頃の水洗化工事の際もここは手を入れられずそこで使用生命を終えた。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）
図版4-2-2-3 便所の図面史料比較



写真4-2-2-6 昭和中頃の便所と風呂（手前）（古写真21切抜）
便所が水洗化される前。便所も風呂も開口部が開放のまま、風呂棟内便所の外には手洗器が吊るされており、こちらも使用されていたことが分かる。風呂北西角に立てかけられている柄杓は肥え取り用のものか。

⁷ 矢野頼母ゆかりの家相図で現存するものは限られ傾向を判断するデータが乏しいが、例えば日比谷家家相図（明治4年（1871）作）では、このようなブロック分けの便所とはなっていない。

⁸ 沼津市の発掘調査により地中から5個の甕が発見され、いずれも当初からのものであることと使用した形跡もあることが確認された。風呂棟内の便所区画からも2個の甕が発見されたが、同様であった。

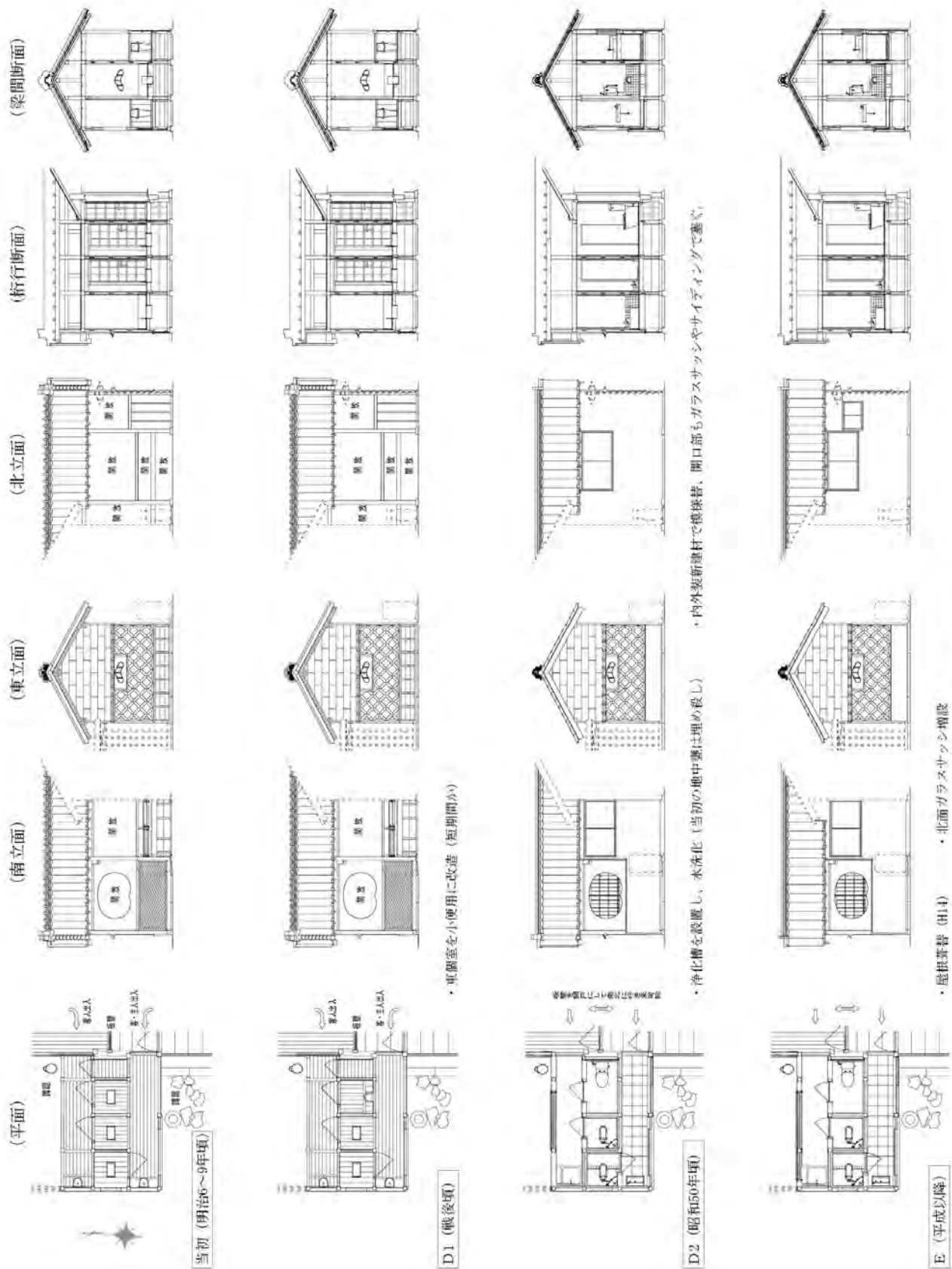


図 4-2-2-3 便所変遷図

第3項 ミセの変遷

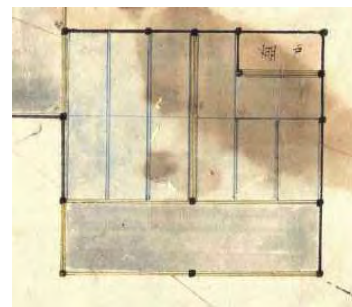
家相図に描かれたミセからは、階段ひいては2階の存在を確認できないが⁹、実際に建設されたミセは北側半間を箱階段及び押入とし、それと別に6畳規模2つ分の確保、南側下屋を土間とするプランとなっている。東室に描かれた1畳分の戸棚は造られず、代わりに西室において主屋取合いの踏込み1畳分を板敷に変えて建てられた。これには本章 第3節で後述する通り、1階東西室の続き間畳数の関係において、6畳－6畳という家相論上の凶を回避するため6畳－5畳の続き間計画さえ守ればそれぞれの室の畳数を入れ替えても問題ないという応用観念により、使い勝手上も比較の実用的なこの実施案が採用されたものと思われる。

ミセは「帳場」として番頭が詰めた商売用の建物であり、2階の屋根裏部屋には使用人が寝起きしたと伝わるが、質屋としても使われたといわれる。図版4-2-5-1に示す通り、戦中頃の東土蔵が「質倉」とよばれていたこともこれを傍証する。主屋土間との通用口において、主屋側には腰付障子が残存し、ミセ内部側には今回の工事で板戸が復原できたが、東室東面に残る雨戸（＝掃出窓、室内側明障子）及び、南土間側通りの子持ち式格子枠の内側に残る雨戸は上げ猿付きで、夜にはこのミセ単独で内締まりの施錠ができる構造である。ミセの執務時間は雨戸を全て開け、客は嵌殺し格子枠中央の小型格子戸から身を屈めて1人ずつ出入りするようにつくりであり、建設当初から金品を取り扱うような建物として用心を意識した構えに造られたとみられる。

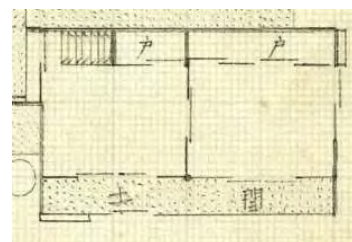
解体調査の結果、ミセは骨格の変更を伴うような改造は過去に一度もなく、建物の使い方の変化を契機とした内外装改造などが主であることが分かった。図版4-2-3-1中図からは戦中頃も概ね当初の状態が保たれていたことが分かるが、下図（昭和59年）のような間取りになったことはかつてなく、単に当時の調査が十分でなく、家相図になぞらえて作図された想定図であったものと思われる。

多くの時代でミセの常駐者は松城家の血縁者ではなく、使用者は東面掃出窓からバックヤードに出て、古くは醤油蔵北脇にあった外便所を使用したようであるが、戦前頃には外便所を廃し、東土蔵北下屋内を改造して新

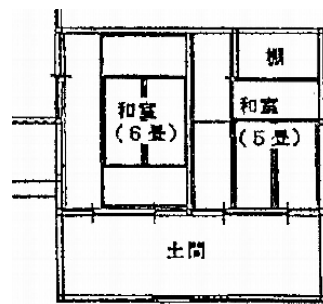
設した便所（落下式）を使用した¹⁰。その頃に1階・2階内壁の中塗仕上げの上に漆喰塗を施し、戦後（D期）には、東室に囲炉裏が短期間設けられたが、神棚上部の堅穴区画を煙抜きにしたかったのか、2階箱状造作の天板が数枚外され、万が一の火の粉を避けるためか、2階東窓障子の脇で界壁として再利用されたものが残っていた。1階神棚の棚板もこの時に撤去されたのかも知れないが定かではない。昭和後期～平成にかけても、建具を含め内外装が定期的に改造または撤去され、現在に至った。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）

昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）
図版4-2-3-1 ミセの図面史料比較

小屋梁等白ペンキ塗り



床下発見の中古囲炉裏



2階箱状造作



同左天板の界壁転用

写真4-2-3-1 戦後以降の小改造（工事中）

⁹ 主屋1階家相図でも階段が描かれなかったが、2階の存在を示す家相図が同時に残っており、図示の表現のみでは2階の存在を特定する決め手にならない。階段を描いた別の紙片を貼り付けていたものが欠失したという可能性もある。

¹⁰ 松城みどり氏や、近隣居住者・ミセ使用経験者への聞き取りにより、昭和戦頃以降の使われ方・便所の利用手段などが概ね分かる。一時期は数名の兵隊が暮らし、戦後落ち着いてくると間借り人の居住、昭和後期には教室塾（便所は主屋西側のもの使用）のような使われ方もなされた。戦後に2階化粧小屋裏の梁・桁が白ペンキで塗り覆われたのも、明るく清潔な感じにしたかったという動機のようなのである。

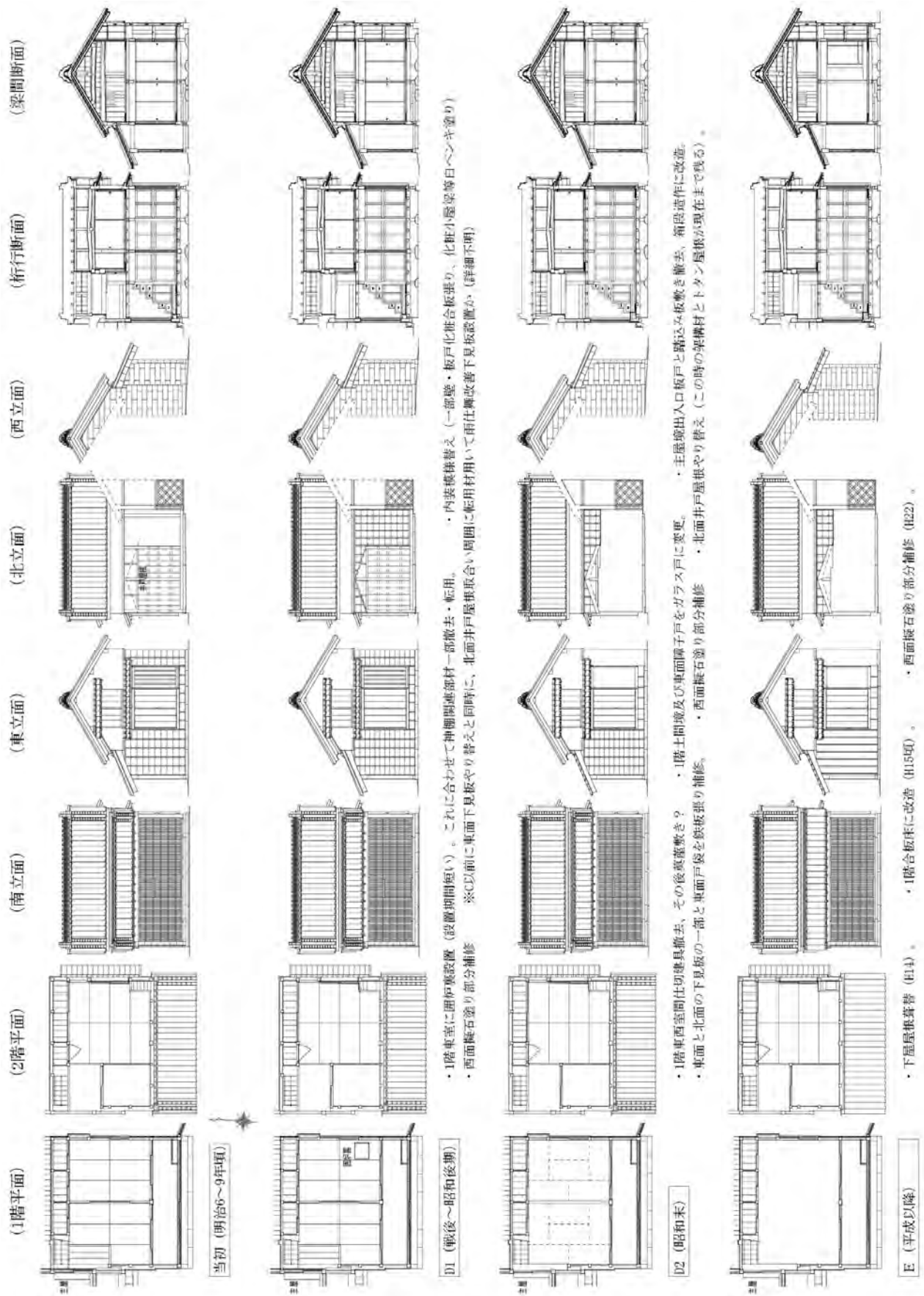


図4-2-3-1 ミセ変遷図

・当初の畳配置が不明な室は便宜上家相図に合わせており、本図の畳の敷き方は変遷を示す対象としていない。

第4項 文庫蔵の変遷

文庫蔵は家相図の平面計画とは大きく異なって建設されたが、主屋の廊下から出入りする内蔵的な形式を守っている点からみても土蔵の中では上格ものと意図されていたことに変わりない。重要な商談にでも使われたと思われる2階は、松城家に現存する蔵の室としては唯一の畳敷きとし、漆塗り塗りの瀟洒な框と金散らし和紙張付壁を入れたトコを配置している。当初の蔵前（下屋）については、北面は文庫蔵主体部北面からの繋がりを意識してか、海鼠壁（但し破れ目地）とするが、東面は主屋北下屋の延長的に木造で仕上げられ、小さな池に面していた¹¹。

2階室はあまり頻繁には使用されなかったようで、畳が全て欠失していた以外は現状まで殆どそのまま残っていた。2階南面の当初窓は、掛子式黒漆喰塗土扉を観音開きとし、内側土壁に帯鉄格子と銅線亀甲網を張り込み、室内側一筋にガラス入格子窓と窓土戸（裏白戸）を入れていた。2階窓は室内からの操作で、

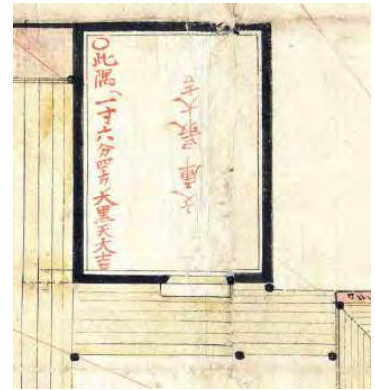
- ①通風可能な金網だけの状態
- ②金網にガラス窓を合わせ採光可能な状態
- ③金網に窓土戸を合わせた堅固な状態

の3形態を任意に設定できる仕様であるが、金網は四周塗り込めにより常時張られた状態であるため、観音開きの土扉だけは内部からの開閉操作ができず、常時全開した状態である。これは本章 第3節で後述する家相論上の「吉窓」へのこだわりとみられるが、外部から閉めようとすればピタリと合わさり、表打掛金具で固定・戸締りできるよう本式のものが造られている。

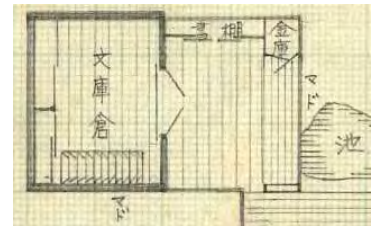
明治15年頃（A期）には蔵前の東側に銅板葺下屋が増築されたが、大きくはその状態のまま図版4-2-4-1中図の時期（C期～戦中頃）に至っており、全期を通じてもこの増築以外に大した改造がなかったという解体調査結果を裏付ける。輸入品と見られる丸釘を松城家工事に用いたのもこの時期が初めてである。この増築下屋は、屋根だけでなく軸部・壁も外部を銅板で包む形式で、蔵前東池をうまく避けて基礎石（組）を置き、池上に張り出すような構えとされた。この時に設置され現存する金庫¹²は、後入れができない向き・スペースで納まっており、切石を基壇状に組んだ基礎を構築してからはじめに

金庫を置き、それから下屋の軸部を組み立てていったものと推察できる。

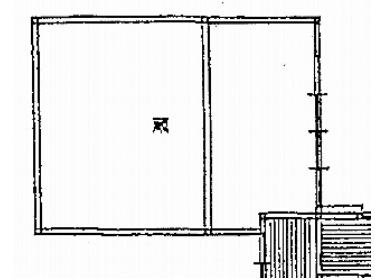
明治後期～末頃（B期）には銅板葺下屋の窓廻り雨仕舞の悪さによる部分修理がなされたが、見え掛りに使用する丸釘は頭を潰して一見和釘に見せかけるような事も行われた。その後は戦後に蔵前の床板を張り替え、書棚を開放棚に改造するなどされ、平成期に至るまで、主体部ほか外壁・軒廻り修理や屋根の葺き替えが繰り返され、外観の細部も所々変更された。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-2切抜）



昭和59年（第5章図版5-2-3切抜）

図版4-2-4-1 文庫蔵の図面史料比較



金庫の設置状況

写真4-2-4-1 文庫蔵銅板葺下屋内の金庫



金庫エンブレムのローマ字

「東京尾張町2丁目ハヤセセイソウ」
「尾張町」は東京都中央区銀座5丁目と6丁目付近の旧地名で、江戸時代～昭和5年まで使われた。

¹¹ 蔵前東脇の池はセメントによる後世の補修が入っているが、家相図にも「泉水吉」との示唆的な書き込みもあって当初からのものと考えられる。現状では降雨後に一定時間水が溜まるものの平素は空堀状態である。今回の工事では手を付けなかったが、構築手法など今後の調査成果に期待する。

¹² あまり類例が報告されていない型で詳細不明であるが、エンブレムの内容より国産のものと思われる。工事中に小型重機で吊り上げた際の簡易重量計は800kgを示した。

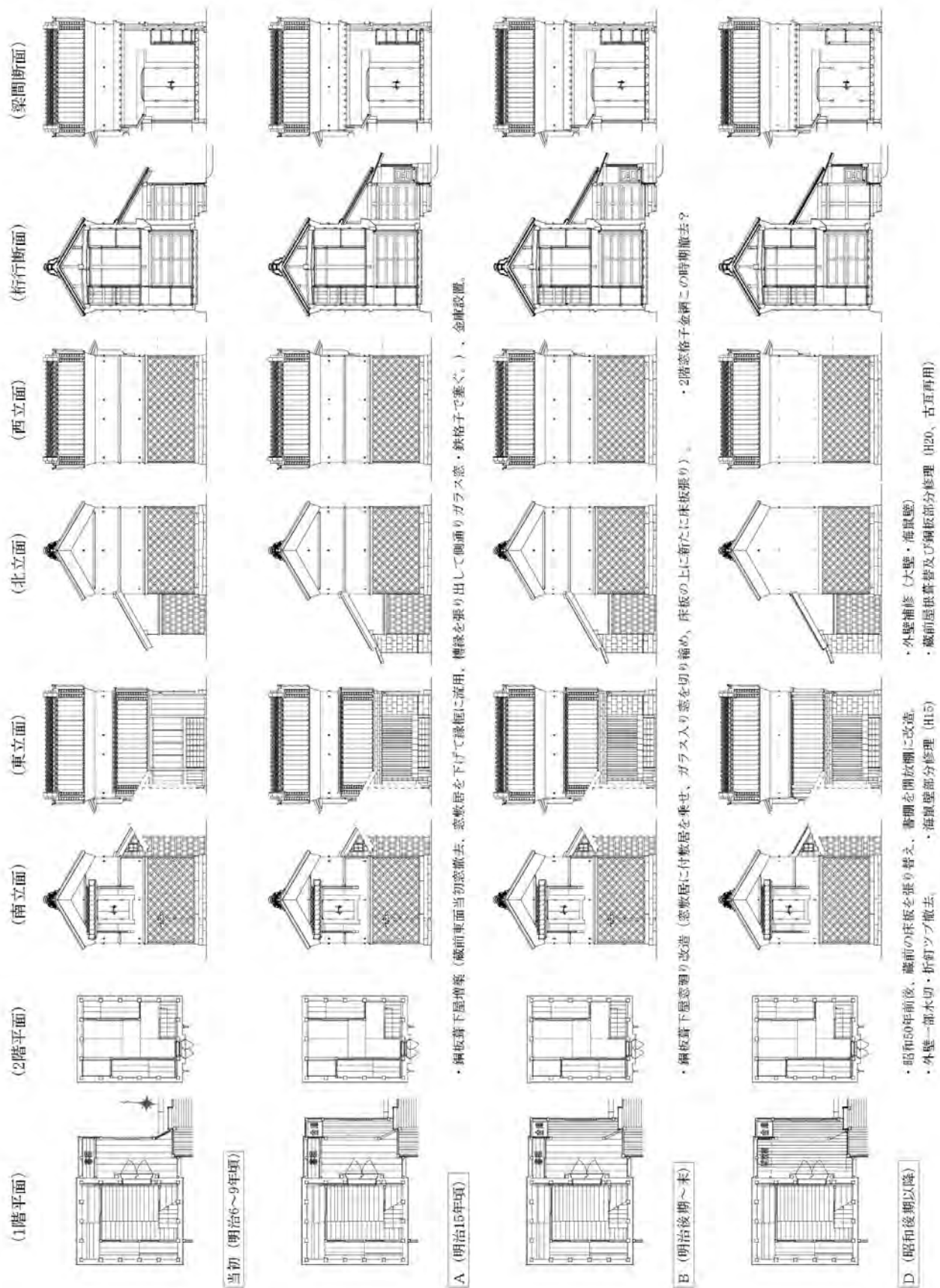


図 4-2-4-1 文庫蔵変遷図

・常時開いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

第5項 東土蔵・醤油蔵の変遷

東土蔵の平面配置計画は本章 第3節 第2項でも後述するが、家相図の表現する平面形態と遺構を比較すると、敷地南東隅の図が醤油蔵、その北隣の図が東土蔵を示すものであったが、実際には2つの蔵を入れ替えて建設したと解釈した方が矛盾が少ない。但しそれでも、家相図に表現される2棟の蔵西側全体にかかる通り底が実現されなかったことなど、原計画をかなり変更して建設された。今回の工事中に一部発掘調査が行われたが、醤油蔵が本来もっと南に延びて長いものであった可能性は捨てきれないものの、地中に残存する根石の状況、東土蔵北面の解体調査結果などにより、図版4-2-5-1下図のように東土蔵（質蔵）接続するほど巨大であった可能性は否定された¹³。

東土蔵2階の当初期には、質草の品物をびっしり収納したと思われる質棚が復原できた。図版4-2-5-1上図（家相図）南東隅（辰巳）の蔵内に朱書きされた「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」も、第3節 第2項で明らか通り、家相論上「建物」ではなく「南東隅」を限定するものであるため、現状の東土蔵が対象となるが、1・2階ともこの位置は神像を祀る設えにない。従って弁財天を祀る位置として、家相図の計画では「宅地南東隅の建物の内部でさらに南東隅」となっていたところ、実施では「主屋及び付属棟の中で最も南東隅」として、先述のようにミセに振り替えられたものと推定できる。

東土蔵の1回目の改造は、他棟も交えた使用丸釘や木材製材痕などの比定により、明治後期～末頃（B期）に2階北棚を板戸付き押入に改造すると同時に東西脇棚を撤去したことが分かる。2階中央2列の質棚は床に自立する独立棚であり、これが撤去された時期は床板以外に関連部材がないため不明である。図版4-2-5-1下図で、戦中頃の呼称「質倉」が呼び名だけでなく機能まで存続されていたとすると、中央2列の質棚の撤去は、戦後辺りまで降ることになるが特定もできないため、2階北棚の改造及び東西脇棚の撤去がなされ、蔵の使用形態が大きく変わったと考えられるB期に分類した。2階南面窓格子金網を廃し、ガラス窓を網戸（どこかの転用材）に変更されたのも時期を特定する根拠が乏しいため、同様の理屈でこの時代に分類した。

古写真によると大正前半（C期）に東面上段が海鼠壁

醤油蔵
(別地移築、現存)



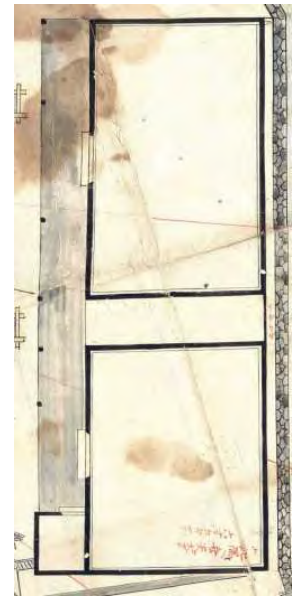
東土蔵

図4-2-5-1 当初推定配置図

であることが分かるが、解体調査の結果元は漆喰壁であり、軒樋がないことにより傷みの進行に繋がりと、雨仕舞に有利な海鼠壁に改変された可能性が指摘できる（写真4-2-5-1）。

同時に北下屋改築

（便所設置）などが行われ、昭和戦前後には西面出入口土庇の造り替え、戦後以降（D～E期）には外壁や屋根が応急修理に近い補修を受け、現在に至っていた。



家相図（その1切抜）



戦中頃（第5章図版5-2-1切抜）

図版4-2-5-1 東土蔵の図面史料比較



写真4-2-5-1 大正～戦前頃
(古写真5切抜)

¹³ 移築され現存する 醤油蔵は、松城家の商号である㊦のマークを入れた獅子口を乗せ、材料・工法も松城家に現存する3棟の土蔵と類似性が強い。移築と同時に持って行かれたものの使い切らなかった可能性がある古瓦が多量に保管されている。目視では梁間の規模・形式は移築前と変更がなさそうであるが、桁行長さは適度な柱筋で切り縮められた可能性もある。今回の工事では全面発掘を行えず、乱されている箇所もあったため不明な部分を残す。

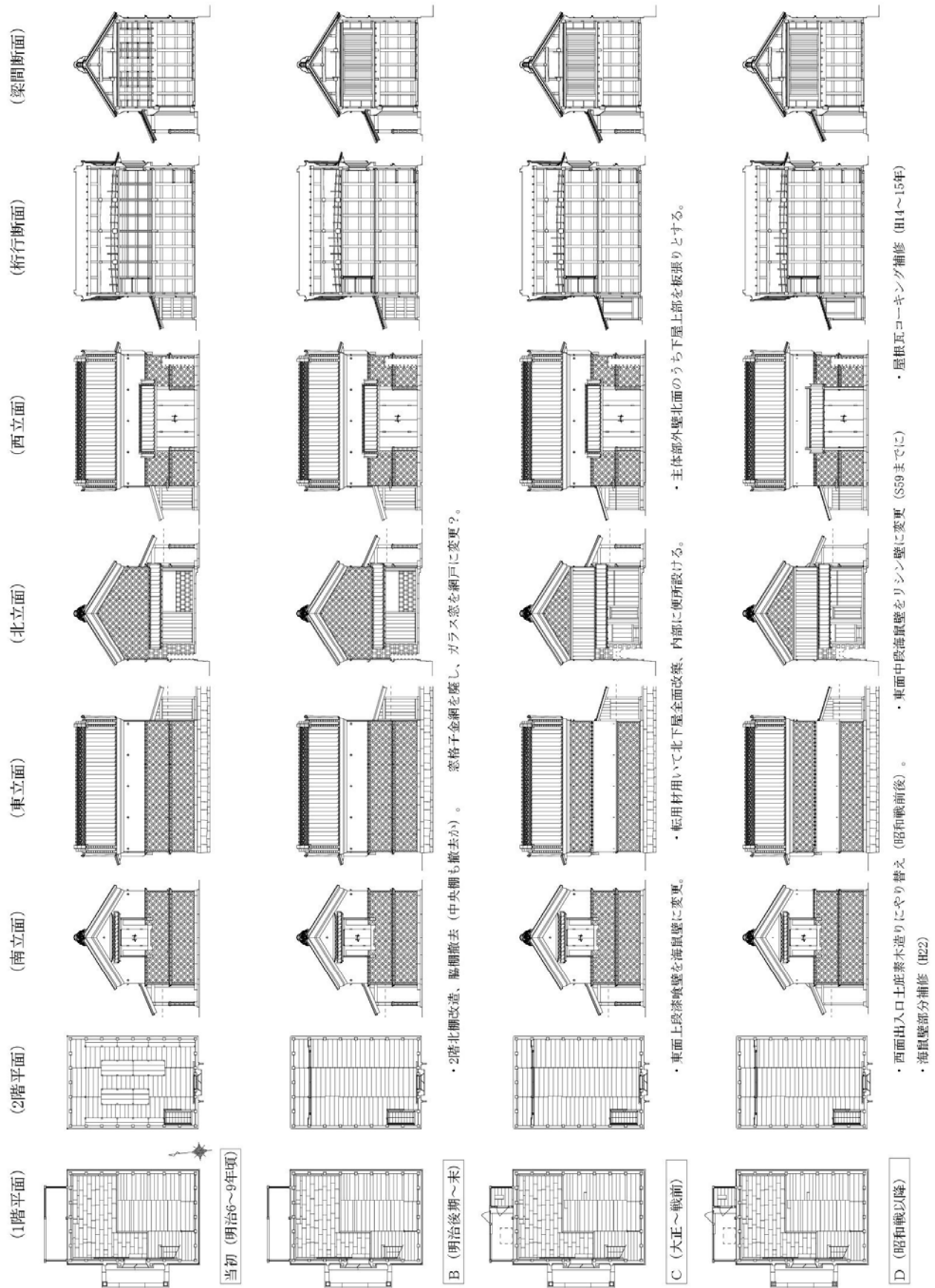


図 4-2-5-2 東土蔵変遷図

・常時開いた状態の窓も、建築図として閉めた状態を掲載している。

第6項 北土蔵の変遷

当初からの骨格を残す北土蔵について、家相図では柱間数などが異なるが、東西2室に区画されそれぞれ中央から出入りできる平面形態は反映され、文庫蔵や東土蔵よりは原計画の反映性が高い。また、家相図には「味噌香ノ物／大吉」との朱書きがあり、戦中頃のスケッチ

(図版4-2-6-1 下図)でも「味噌倉」とされており、少なくとも味噌程度の物を貯蔵するような使われ方が長い間続いていたものと思われる。当初は1・2階とも内壁を中塗り仕上げとしていた。

改造を伴う修理の変遷は、屋根・壁などを除けば2階の棚が撤去されたり、当初中塗り仕上げの壁に上塗り漆喰が塗り足された程度で、躯体は現在まで旧規を比較的よく残していたといえる。戦中頃のスケッチは配置図的なもので間仕切が描かれていないが、当初から現在まで存在している真壁である。北土蔵は現状の破損程度が著しく、土蔵の中では今回唯一の解体修理としたため当初の左官工法を下地から確認でき、他棟の左官工法調査における編年指標とできた。

(内部の改造)

内部真壁の後補白漆喰上塗りは厚2~3mmの荒仕上げで、当初は中塗りですら仕上げ後に相当期間経って壁が乾燥収縮・荷重による垂下・一部剥離を起こしてから塗り足されたものと判明した。後補漆喰の施工の質は悪く、化粧の貫や桁つらに大きくはみ出して付着している箇所もあり、中塗り壁との接着性が悪いため少し引張ると面的に剥離する状態であった。2階東西室造り付けの棚痕跡との取合いにより、この漆喰が塗られた時期はまだ当初の棚が残っている状態の時と判明した。棚が撤去された時期は不明であるが、敷地西北隅にあった西土蔵(米蔵)が終戦直前に撤去されたため、味噌などを保管していた北土蔵の使い方も影響を受け、それ以降で変更された可能性が高いことを考えると、内壁の白漆喰塗り改造は外壁も傷んで修理されだした戦前(C期)、棚の撤去時期は西土蔵の撤去時期より後として終戦頃あるいはその後落ち着いた時期(D期)と判断した。

(外壁の改造)

現状は東面外壁の1階・2階部分を堅板張りとし、上部妻面には当初海鼠壁が残っていたが、板張りを解体すると柱の外側にはツタ掛刻みが施され、元は大壁であった痕跡が見られた。昭和30年台の古写真(写真4-2-6-1)では既に板張りとなっている様子が伺えるが、柱への胴縁・水切り、胴縁への堅板は全て同種の丸釘で止められ、それが現在まで残っていたことが分かった。後補板



家相図 (その1 切抜)



戦中頃 (第5章図版5-2-1 切抜)

図版4-2-6-1 北土蔵の図面史料比較

壁に用いられていた丸釘は現在のものとさして変わらないが、製材は丸鋸挽きであり、県内では天竜川流域を中心に昭和初期頃まで水車による丸鋸製材が主流であったことや、釜屋など他棟の後補材で同様な仕様箇所を含め



写真4-2-6-1 昭和30年台
(古写真10切抜)

て総合的に考えると、板張りに改変されたのは大正~昭和初期頃(C期)と判断できた。また、北面壁は近年の応急修理で海鼠壁など仕上げ層を全て掻き落として鉄板張りとなっていたが、上段壁は当初漆喰仕上げであった壁を海鼠壁に改造した時期があることが判明した。痕跡より判断できる中古海鼠瓦の割付や接着仕様より、東土蔵東面上段が海鼠壁に変更された大正期(C期)と同時期であり、改造理由も東土蔵と同様の状況、即ち当初軒樋が設置されなかったことにより外部からの風雨などで先行して傷みやすかった壁面上部の1回目の補修時期に達し、防水性の高い海鼠壁への改変を意図したものと判断した。

1階南面の通庇には、現状は平成16年台風被害時の応急修理によるトタンが葺かれていたが、解体調査や古写真判断により、それ以前(但し戦後)に既に本来の瓦葺庇から規模を縮小した鉄板葺(初代)へ改造されていたことが分かった。それ以降(D~E期)にも外壁や屋根が応急修理に近い補修を受け、現在に至っていた。

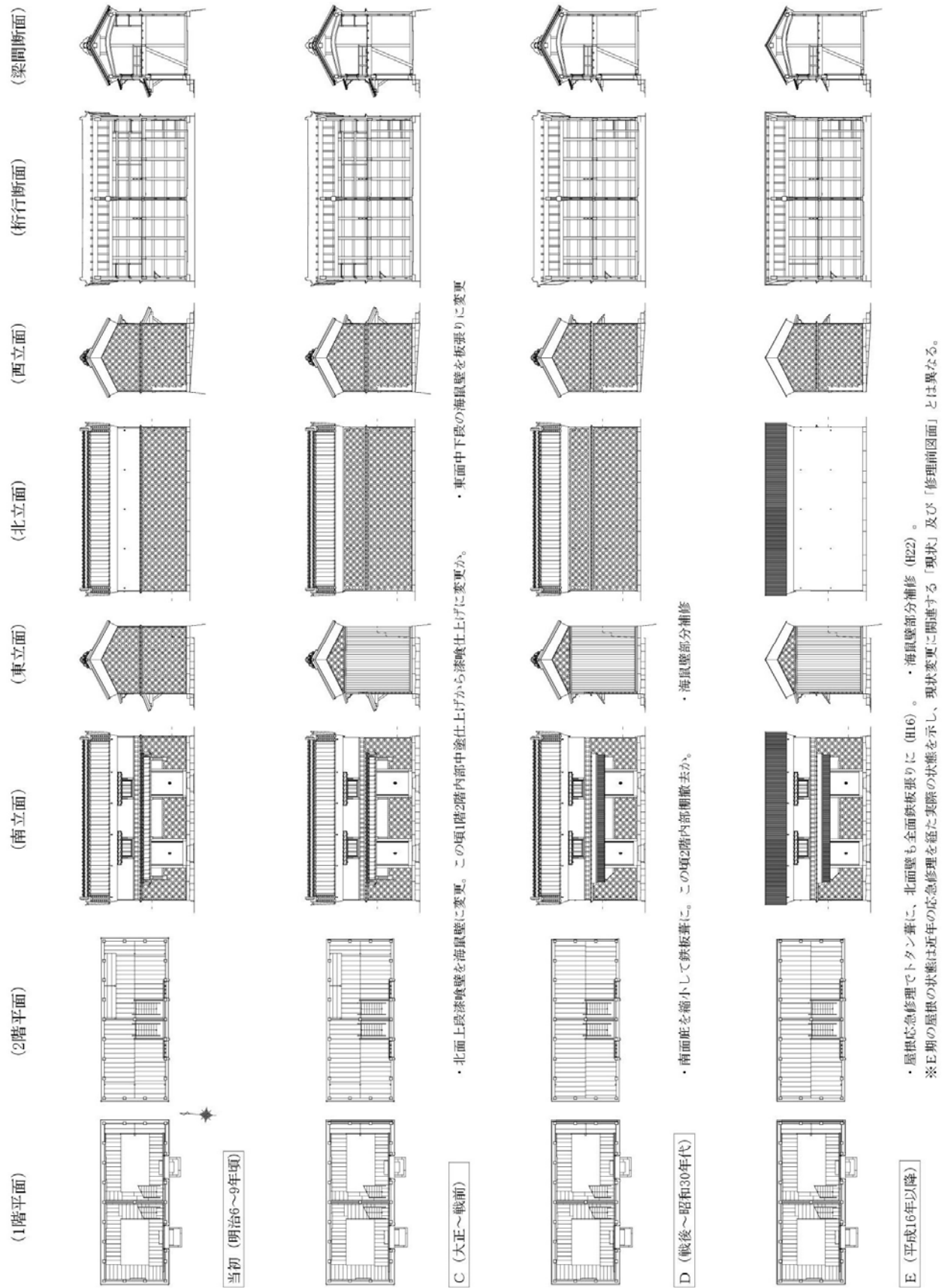


図 4-2-6-1 北土蔵変遷図

第3節 松城家住宅の建築計画

第1項 様式と意匠（竣工）

①概要

松城家は、南東にミセ、北西に文庫蔵を接続する主屋を中心に配置し、東土蔵・北土蔵に接続する石塀及び石垣によって囲まれ、これらが敷地（宅地）区画を兼ねている。かつては石塀の一角に醤油蔵（移築され現存）と西土蔵（戦前に撤去）が存在したが、これらを含み上記の主要建物は全て2階建て、宅地規模に対して建物群は全般的に建ちの高い印象を与える。主屋は明治6年

（1873）上棟で、それ以外の棟も同じ頃に建設されたと考えられるが、明らかな洋風を模した意匠が見られるのが主屋で、現存する擬洋風の住宅としては最初期のものに分類される。大工棟梁は近所に住んでいた上田儀兵衛で、松城家文書として残る『日記出入請帳』のうち建設時期のものに記された職人などの名前を見ても外国人建築家や日本人建築家などの関与は確認できない。

明治13年（1880）10月6日付け『函右日報』（新聞のひとつ）では松城家主屋に関して、「…洋風を換擬し住居の家は二階造にして、其構造極めて美麗を竭したるは…」と評しており、当時既に擬洋風という概念がある程度存在していたことを示している。

②主屋

外観について、大別すれば1階を前近代の伝統的な和風、2階壁面を洋風としており、階で様式を変えている。宅地周囲に廻る石塀は高さ2mを超え、場外から主屋はほぼ2階部分しか見えないため、外観意匠としては2階部分に重点をおいたものと思われる。松城家主屋と外観構成上、比較的似ている擬洋風建築の類例としては、旧中村家住宅（神奈川県相模原市、慶応年間、登録有形文化財）が挙げられるが、その当初は3階建てであったことが分かっており、2階以上の外壁を四半張りの海鼠壁としている点などが異なる。

2階は壁面を漆喰で塗り籠め、目地を深く刻んだ石積風の大壁とし、南北面には漆喰蛇腹の枠を回した窓を配し、このうち南面の窓には、柱頭・柱脚に漆喰装飾を施したトスカーナ式オーダーの円柱を建てる。またあまり部外者が見る機会のない北面東側の窓上にも漆喰で造ったレリーフ状唐草模様をあしらうなどしている。

2階南面全体には、当時の洋風または擬洋風建築によく見られるベランダ・コロニアルの影響を受けたのか、堅格子の木製バルコニーが取り付け。但し洋風を意識した大屋根の軒の出が短いため、バルコニーは殆ど雨曝しの状態で傷みやすく、耐久上の欠点をもつ。



写真 4-3-1-1 明治期敷地 南西全景（古写真切り抜き）



写真 4-3-1-2 主屋 南西全景と擬窓



便所（左奥）・風呂（手前） 南西全景 便所北側内観

写真 4-3-1-3 主屋付属棟の意匠（風呂・便所）

2階東西面には両開の鎧窓を開き、内側にガラス窓を入れるが、東面のガラス窓は開閉操作ができず常に鎧窓は開いた状態として煽止金具で外壁面に固定するものである。また西面の鎧窓は3つ配置され、漆喰で枠やファンライトを模した本格的な造形をとるが、このうち実際に開閉できるのは南端のもののみで、残り2つは漆喰で模造したもの（本工事では「擬窓」と呼称）である。

付属棟としては主屋西側に配される便所と風呂に対する外観意匠の配慮が強い。平家建であり、宅地外部からは双方屋根と妻壁の一部しか見えないため、西方の庭に足を踏み入れた際の一体的な景観が意識されたものと思われる。風呂にも便所設備が設置され、両棟とも小便器の箇所では窓を大きく開放している。便所・風呂とも南面はスタッコまたは鰻波調漆喰塗の意匠窓とし、西面は海鼠壁と下見板、上部を浅い目地による石積風漆喰塗大壁とするなど、この2面で特に趣向を凝らしている。

内観については、平面的には1・2階とも畳敷きまたは板敷きとする和風が基調である。1階は室の格式による差をつけ、ユニークな変り塗り漆で仕上げる造作材も一部あるものの全体的に落ち着いた和風の造作・意匠でまとめる一方で、例外的にマエナンドのみ天井は漆喰揚げ裏として漆喰彫刻付き中心飾りをつけ、長押下端に曲線状の繰型をつけるなど洋風の要素が一部入っている。このマエナンドは女中部屋と伝わり、内法上に廻階段西半の構造区画を張り出すなど変化に富んだ空間であるが、伝統和風の格調を求めず奇抜さを楽しんだものとも思われる（写真4-3-1-5）。

2階への廻階段は、段板・蹴込板ともうるみ漆で仕上げ、伝統的な意匠の八双金具を付ける一方で、繰型付きの手摺格子やアカンサスをモチーフとした彫刻を付けるなど折衷の様式となっている。（写真4-3-1-6）

2階西半エリアでは田の字形平面をなす4室が主要の座敷となっているが、天井一面にポルトガル製と伝わる顔料印刷洋紙を張り、ガラス入り建具を多用し、南北縁は木部をペンキ塗りとするなど、新しい仕様・材料を伝統工法と合わせて用いる部位が多く見られる。この4室は1階マエナンドに見られる繰型付長押を廻し、欄間は吊束などを入れず大きく切り貫いた開放構造として、隣室の天井仕上げも一連に見ることができるようになっており、2階意匠の見せどころのひとつとして計画されたようである。また室境は襖もしくは子持ち式太鼓張襖枠嵌殺しとして、全て取り外せば4室中央に絞り丸太柱があるのみの大空間として利用できるようになっている。床は畳敷きであるが縁なし畳を用いている。当時も一般には縁付きの方が格式高いものと考えられるが、縁なし畳であれば絨毯などを敷かなくても一様な印象を与えやすく、天井の洋風と雰囲気近付ける目的もあったように思われる。

2階東半エリアの龍の間は壁から天井まで漆喰で塗り籠め、漆喰彫刻付き中心飾りを付けるなど、松城家の建物各室の中でも洋風色が強い室となっているが、床は畳敷きで室境には腰付障子などを用い完全な洋風とはなっていない。龍の間と腰障子で隔てられる隣室の次の間は、天井のみ漆喰で塗り籠めた揚げ裏として、漆喰彫刻付き中心飾りを付けるが、表面をつまみ上げたような絞り模様のつく漆喰塗り室床を備えるなど、左官の技巧を見せる室ともなっている。

その他、主屋には入江長八の落款が残る作品を含め数点の漆喰彫刻が壁や天井に施され、主屋意匠の大きな特徴のひとつとなっているが、本章第4節第6項で詳述する。



写真 4-3-1-4 ヒロマ内観（西方続き間を見る）



写真 4-3-1-5 マエナンド内観と繰型付き長押（北東を見る）

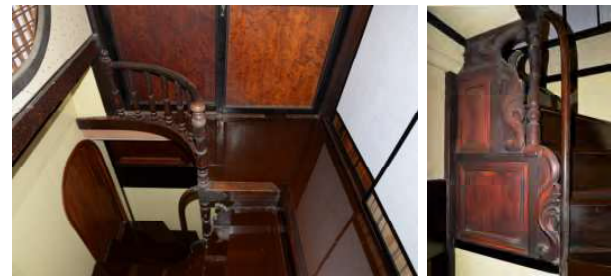


写真 4-3-1-6 廻階段の意匠



写真 4-3-1-7 2階南西八畳間内観（北東を見る）と当初天井紙

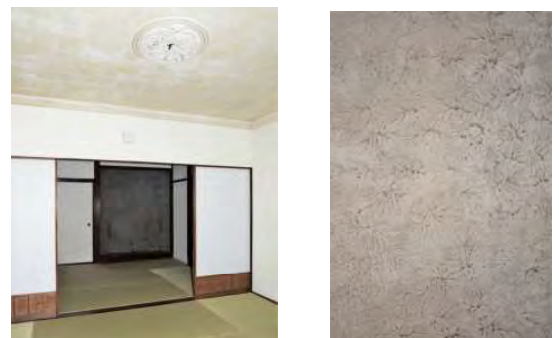


写真 4-3-1-8 2階龍の間・次の間の内観意匠

③ミセ

番頭が詰める帳場として用いられたとされ、外観について大別すれば、1階を真壁造、2階壁面を大壁黒漆喰仕上げとして軒裏も一連の揚げ裏としている。洋風の要素は外観の一部に限って取り入れられ、主屋と取合う西壁面全体を主屋2階外壁と同仕様の石積風漆喰塗大壁とし、上屋の短い軒の出部分も主屋同様長押形蛇腹付きアール状の揚げ裏とする。南面は主屋側のみ柱や桁木口及び破風板を銅板重ね張りで包んで変化をもたせ、北壁面は主屋東下屋に取り込まれる部分のみ腰に海鼠壁が施されている。これらは主屋付属棟に共通して用いられる海鼠壁意匠の一環を意識したものと思われるが、主屋ワキゲンカンが真壁造であるため、そこから南へ延びるミセ西面外壁の大壁が主屋側に出張らないための処理として、ミセ南半では構造柱を主屋側柱筋より東に若干ずらして桁行総間を少し短くする周到的配慮もみられる。

内観は質素な中塗仕上げの真壁造であるが、調湿・防虫効果を狙ってか、押入内部のみ漆喰仕上げとする。

④土蔵

文庫蔵・東土蔵・北土蔵とも主体部は四半張り海鼠壁もしくは黒漆喰で仕上げる大壁とし、いずれも主体部に取り付く下屋庇及び窓庇も黒漆喰で塗り籠める。このうち、外部意匠に最も手をかけて建設されたのは質蔵として用いられたとされる東土蔵で、海鼠壁や棟・屋根の目地漆喰なども全て黒漆喰で仕上げ、鬼瓦影盛のうち主屋側となる西側のもののみ裏面にレリーフ状の唐草彫刻を施し（写真4-3-1-12右）、両妻拝み巴に取り付くハナブカ¹⁴には鬼面の漆喰彫刻を盛り付ける（写真4-3-1-12左）。これらは屋敷の正面性を意識し、目に付きやすい東土蔵を重要視したものと思われる。一方で、内部意匠や平面・構造格式に最も手がかけられたのは家財などの保管に用いられたとされる文庫蔵で、主屋と蔵前が接続した内蔵形式とし、屋根瓦葺土の下に堅固な土居塗りを設け、1階は拭板床張り、2階は畳敷きにトコを設けるなど、他の2蔵にはみられない上格の仕事をしている。東面の下屋には、屋根及び軸部・壁面を銅板で重ね葺いた孫庇（明治15年（1882）頃増築）が取り付け様相を異にしている。北土蔵は味噌や穀物の保管に用いられたとされ、最も簡素なつくりとなっており、他の2棟が内部を漆喰塗で仕上げ、掛子塗りの重厚な観音開き土戸が付くのに対し、室内中塗仕上げ、片引土戸を採用している。



写真4-3-1-9 ミセ南西外観と1階内観



写真4-3-1-10 文庫蔵北東外観と2階内観



写真4-3-1-11 東土蔵南西外観と1階内観



写真4-3-1-12 東土蔵の漆喰彫刻（大棟北端）



写真4-3-1-13 北土蔵南西外観と1階西室内観

¹⁴ 現代ではあまり馴染みのない用語であるが、土蔵の妻面拝み巴の瓦当部分の装飾。瓦として一体的に焼く場合もあれば、本件のように漆喰で盛り付ける場合もある。『左官雛形 初心手引 上』（柴井重次著、明治9年（1876））には「ハナブカ」の割付寸法などが示されている。

第2項 家相図の検証と平面計画

①概要

宮内貴久氏の研究¹⁵によれば、天皇を中心とする国民国家の確立を目指した明治政府は民衆強化策の一環として生活細部に渡る禁令・民族宗教の制限を加えた。明治5年（1872）には教部省によって家相は淫祠邪教の類として禁止されたという。松城家には建造物の附指定となっている家相図2枚が残る。これは幕末期の仙台藩士で易学者かつ家相学者である^{ししどたのも}穴戸頼母（？～1882頃）が作成したもので、このうち1階配置のものには、

「豆州戸田松城氏吉相之家圖／以曲尺一寸二分換壹間而／造家圖定方位辨吉／凶也」

「維時／明治五壬申歲／仲春吉晨 東易館 貞翁 穴戸頼母 膝富鄰 撰圖」

の書き込みがあり、奇しくもこの明治5年に作成されたことが分かる。

作成者である穴戸頼母の家相図は他に、重要文化財黒田家住宅（静岡県小笠原郡、文久元年（1861）作）や、日比谷家（現在の東京都足立区に存在した、明治4年（1871）作）などの実物が残っている¹⁶。

松城家家相図は遺構と照合して多少の異なる点はあるが、建設当時の宅地配置・建物構成などの原計画（当初設計）を示す史料である。増改築でなく新築の際に描かれたものであることは年紀からも明らかで、それも建設時にかなり意識して具現化された様子が認められる以上、その建築計画を考察するには家相図中に記載された僅かな説明や指示の解説を補強する上で、穴戸頼母の家相論もあわせて検証する必要がある。以降の検証はあくまで原設計者の家相論がどのように計画に反映され、建設されたかを客観的に考察するもので、「吉」「凶」を現実のものとして評価するわけではない。

現在までに家相書（図）に関する種々の研究があるが、内容は流派によっても多少異なるため、本検証では穴戸頼母著作の家相書¹⁷のうち、松城家建設時期あるいはそれまでに著されたもので内容的にも整備されている

『相宅知天鏡』、弘化3年（1846）

を主な史料として取り扱う¹⁸。以降の考察で原文を変えず引用する際には「」で表記し、特殊な旧字体や特に必要のないふりがな以外はそのまま記載した。引用文にこちらで設ける補記には（ ）を付けた。また要約には、「巽」と「辰巳」など、読み・意味が同じでも該当箇所 で用いられている漢字は原文通りの記載とした。

検証の結果、松城家の宅地配置や建物は、穴戸頼母の家相書で既に細かくパターン化されていた基本モデル（雛形）の取捨選択あるいはその組み合わせを応用して実像を定めている部分が非常に多いことが分かった。

すなわち、当初の建築計画は穴戸頼母の家相観における方位や平面形態などに関する吉凶判断に基づき、施主や職人の要望・こだわりは、装飾以外ではある一定範囲内での具現化にとどまったと考えられる。

②家相図の解釈と遺構の対照

家相図は宅地内中心建物（主屋）のさらに中央付近から放射状に二十四方位（時計回りに北から子、^ね癸、^{うし}丑、^{うしとら}艮（鬼門）、^{とら}寅、^{きのえ}甲、^う卯、^{きのと}乙、^{たつ}辰、^{たつみ}巽、^み巳、^{ひのえ}丙、^{うま}午、^{ひのと}未、^{ひつじ}坤、^{ひつじさる}申、^{さる}庚、^{かのえ}酉、^{とり}辛、^{かのと}戌、^{いぬ}乾、^{いぬい}亥、^{みずのえ}壬）に区分して要所に吉凶判断が朱書きまたは墨書きで記入されている。建物名は特に記載がないが、畳構成や囲炉裏・竈・便器・流しなど細かく図示されるほか、「押入」「タナ」「床」「佛壇」などの文字が書き込まれている。

（1）宅地と建物構成

家相図の縮尺は、1間（6尺）を1寸2分換算とすると1/50縮尺となる。比率を合わせて当初推定平面図と重ねてみると、大きさはかなり近いが実物は家相図より主屋が宅地に対して平面上若干東回りに回転しているほか、主屋廻りが宅地外郭に対して2mほど南に寄って建てられている。家相図中の北方向（子）は当時の磁北に合わせたと考えられ、主屋の平面に正対して垂直に描かれている。家相図を作成する際には、既に宅地は現状の通り整っていたと見るのが自然で、建物配置に対する家相図宅地の相対的な回転ずれは当時の計測精度上の誤差や何らかの錯誤があったものと思われる¹⁹。

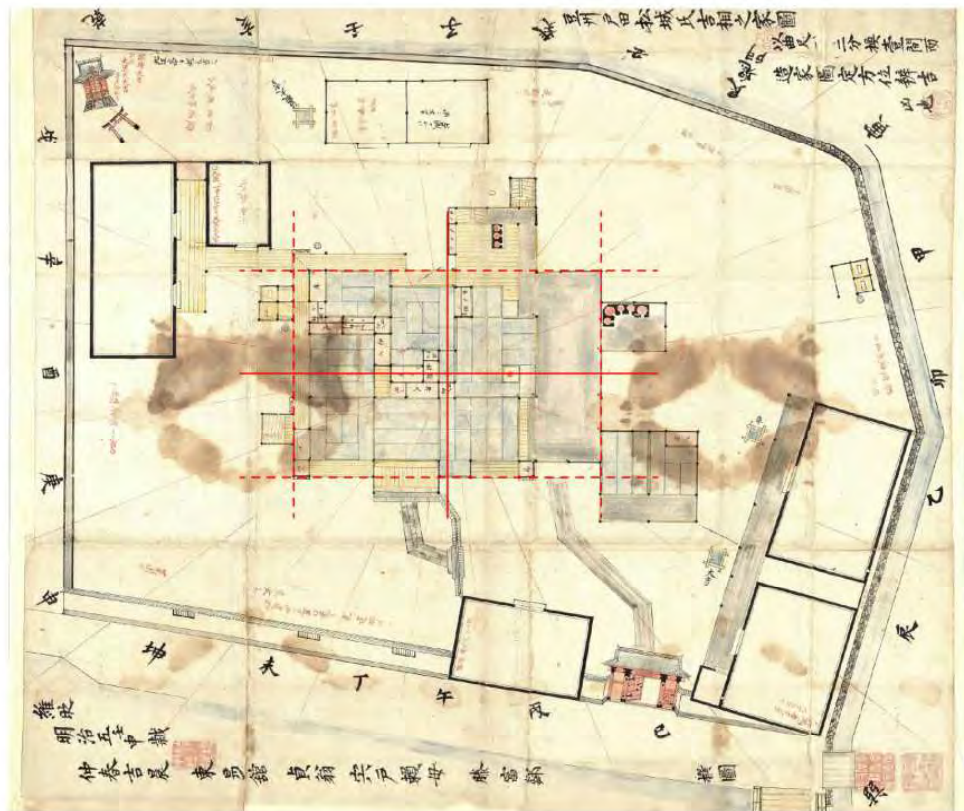
¹⁵ 『家相の民俗学』、宮内貴久、吉川弘文館、2006年

¹⁶ 余白のタイトル・奥付などの文章を読む方向を正とすると、松城家では西方、黒田家では北北西、日比谷家では北方をそれぞれ上としており、家相図のレイアウトに細かい統一性は見られないが、表現手法や記載内容など概ね特徴は共通している。

¹⁷ 他にも『家相方位指南』天保6年（1835）、『方位辨方精義』文久元年（1861）、『家相便覧』明治14年（1881）、『家相道しるべ』明治15年（1882）受講者編集、がある。

¹⁸ 入手・転載の都合上、国立国会図書館デジタルコレクション所収の『相宅知天鏡 春、夏、秋、冬』、明治7年補刻 を底本とした。

¹⁹ 地図上の真北と磁北は異なり、国土地理院が公表しているマップによると令和4年現在で戸田地方の偏角は西へ7.5°であるが磁北は永年変化をすることも知られている。計測結果としては、遺構で当時の磁北が西偏3.9°であったところ、家相図は西偏5.5°の状態で描かれたのと同義である。当時の測量による地形図作成精度の問題もあるが、明治5年の戸田地方における西偏角が分からないと検証は難しい。



松城家家相図その1 (明治5年(1872)、尖戸頼母作、1040×926、沼津市所蔵)
(中心位置推定補助線補記)

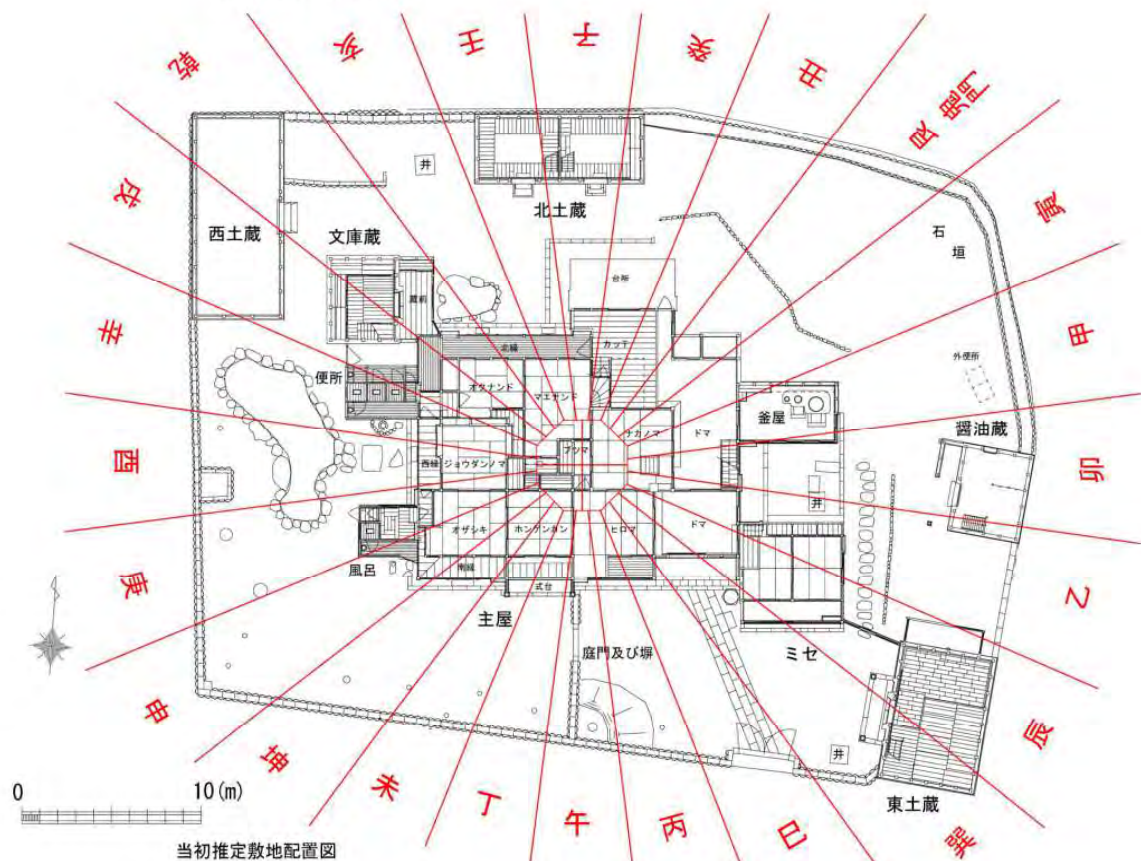


図 4-3-2-1 家相図と当初推定配置の対比

方位取りにおいて最重要事項である中心点の定め方は相宅知天鏡「磁石居所じしゃくすへところの説」に手がかりがあるが、これによると「家の廣狭に拘らず、戸締りより、内にて、惣間数の真中を以て、中央と定むる也」と記されている。

図4-3-2-1に示す通り、作図上で家相図を確認すると突出部を除いた主屋主体部側通りの二等分線の交点がほぼ正確に方位分割の中心点に設定されていることが分かった。同書の方位取りでは磁石を用いることが前提であり、松城家の家相判断の北方は磁北であると解釈できる。後世の家相判断では、磁北の永年変化により吉凶が年月とともに変わっては困るため真北を「子」にするのが正しいとされるものもある²⁰（節末「補説1」）。

同書のように磁北＝北とするのはやはり当時簡便な方法で設計と施工の共通方位を設定しやすいということも要因のひとつにあったと思われる。

相宅知天鏡は單元ごとに「～の説」と題しているが、本文中に口伝の存在や故事なども頻繁に紹介しており、「通説」「伝説」なども含めた「説明」という意味が近く、穴戸頼母が独自に作り上げた家相論のみに由来していないことを示している。

遺構の検証にあたり作図上で確認すると、先述の回転や位置のずれは、ここで考察する各部の方位配置などには特に影響を与えないため、家相図に倣い主屋に対し平面上垂直の北に「子」を合わせて二十四方位を記入したもので検証することとし、方位分割の中心点もブツマの

内部に合わせた。宅地配置を中心に、家相図の計画が建設時に変更された主要な点を示すと、

- ・宅地南側の土蔵は建設されなかった。
- ・外周の塀は土塀ではなく切石積みの石塀にされた。
- ・正門は八脚門でなく石造の門柱と扉が付けられた。
- ・塀で囲まれた中に各土蔵を入れるのではなく、外に寄せた土蔵によって外部との区画をした。
- ・東土蔵は北隣にある醤油蔵と位置を入れ替えて建てられた。
- ・主屋西方に池が造られた²¹。

などが挙げられる。

沿岸部で風の強いこの地域は、伊豆石が容易に調達できることも相まって、明治期村内の写真を見ても塀の類は石塀か石垣ばかりで土塀は見当たらず、石塀仕様の採用には風土的な要因が大きかったと思われる。同書では塀の仕様別にまで言及されておらず、前述した日比谷家家相図でも全く同様の土塀と八脚門が描かれていることから、穴戸頼母が雛形的に用いていた塀・門の概念図を流用しただけのものであって、施工時に仕様変更がなされたというほど詳細に捉える必要はなさそうである。

松城家の宅地は建物の専有面積が多く、主屋の梁間規模を家相図より若干大きく建設したこともあって、スペースを有効に使うため土蔵はできるだけ外へ出したり、南蔵は省略したという経緯があったと思われる。東土蔵と醤油蔵については家相図に用途の手がかりも記載されず計画意図は詳細不明であるが、建物の規模・形状のみ入れ替え、用途は変更しなかった可能性が高い。釜屋の大竈で作った醤油や炊事に必要なものを貯蔵するための往来を考えると、醤油蔵の方を釜屋・台所に近く配置し、質蔵として使用された東土蔵は帳場として商いに使われたミセの隣に配置するのは自然なことである。

相宅知天鏡「門戸の説」によれば、東西南北・戌亥・辰巳で少し出張る門は吉、戌亥・辰巳で引込むものきもん ひつじさる良隅・坤隅にある場合は凶とするほか、「総て門戸ハ、四方四隅を除き、其間へ開くと宜しき也」などとしている。八方位で四方四隅を除くとゼロになってしまうので、後者の表現の場合、二十四方位のうち8つ以外のエリアであれば宜しいと解釈すべきである。松城家の場合、家相図・遺構とも塀より引込む門を設定したためか、辰巳＝たつみ巽として避け、「巳」の方位へ設定していることは方位優先の考えによるものと思われる。

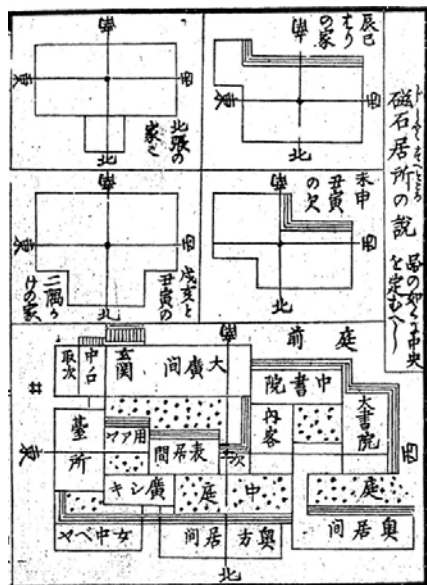


図4-3-2-2 相宅知天鏡「磁石居所の説」の指図

（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）

²⁰ 『家相新編』（尾島碩聞、明治34年（1901））にも「磁針ノ偏差」「子午線測定法」で方位取りの説明があるが、こちらでは地域・時代により磁北は偏差を生じるため「方位分界ノ説」で「各地ノ子午線ヲ以て其ノ正準ト為ス」とされ、家相方鑑を志す者は必ず子午線（その地の真の南北線）を測定するよう述べている。明治期地理学の発達も背景にあると考えられる。

²¹ 文庫蔵東脇にも小さな池が設けられているが、家相図にはその付近で「泉水吉」と朱書きされているため計画変更とまではいえない。

同書「井戸の説」では、井戸の位置は東・巽・乾が吉、北・艮・南・坤が凶、西は吉凶半々などと述べているが、付されている指図を掲載する（図4-3-2-3左）。当時の多くの家相図と同様、相宅知天鏡も基本的に図は南を上にして描かれるので注意を要するが、注目すべきはこの井戸の指図で、文面表現では井戸は八方位²²（＝四方四隅、分割角45°）で規定されているものの、指図には十六方位描かれることである。家相図は二十四方位で描かれているため八方位とは整合性がよく3ブロックを1方位に充てればよいが、十六方位は家相図から一次的には読み取れず、厳密には別の作図をしなければ検証できない。意味的には単純で、四方四隅のそれぞれの中間にもう1方位挿入して八方位より細かい判定をするものと考えられる。同書「相宅の要訣」では人家になくてもならない竈と井戸と厠（「毛圃」「雪隠」とも表現）の3つ、家の中央と艮と坤の3箇所（「三宮」とも表現）が家相に最も重要で吉凶に重い影響を与えるとしているが、井戸はそのひとつの項目であってより細かく図解しているものと思われる。

家相図・遺構とも井戸は3箇所を設置され、建設時に位置を変えて設けられた箇所もあるものの、それぞれ吉または大吉の配置を守っていることが分かる。

「鎮守祀り所の説」では、鎮守は乾隅位置で巳の方を向けて祀ると大吉などの説明があり、家相図ではその位置に社の絵が描かれ、「諸神大吉/別而/大黒天大吉/一寸六分四方」との朱書きがある。遺構ではこの位置には西土蔵が建設されて家相図の通りにいないが、西土蔵残存礎石の東面北寄りに別の礎石組が残り、この位置にかつて社が建てられていたものかと思われる。

「一寸六分四方」という記述は同書「神棚之説」でも登場し、神像の大きさ（実寸）を示すと考えられる。

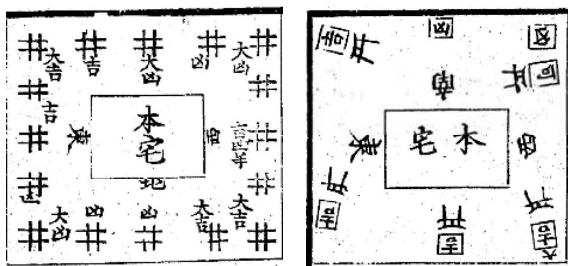


図4-3-2-3 相宅知天鏡の指図

左：「井戸の説」、右「鎮守祀り所の説」より
（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）

家相図では文庫蔵内部にも北西隅に○印を打って「此隅へ一寸六分四方大黒天大吉」とあり、さらに南東隅の土蔵内部南東隅には「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」と朱書きされ、いずれも祀るのが望ましい神像の位置と大きさを示しているとみられる。家相図で七福神が登場するのはこの3箇所のみであるが、実際に文庫蔵・東土蔵の1階内部その位置は神像を祀れるような構造・造作になっていない。但し文庫蔵2階北西隅はトコ、東土蔵2階南東隅は棚（痕跡より復原）になっており、ここに神像を置いていた可能性はあるが詳細は不明である。

池については同書「泉水の説」で、東は「吉慶の理あれ共、少しく色情の難を兼る也」として、巽・乾は吉、南・坤・北・艮は凶としている。西の池については、「西ハ吉凶両断也、一旦ハ富貴也共必ず衰ふ又女に付口舌物入こと有や」としており、松城家宅地西側の池の設置は長い目で見れば凶をもたらすとされる計画変更となる。

聞き取りによればこの池は、以前は水が常に張られて鯉が泳いでいたようで、空掘りの池ではない。即ち、家相図にも描かれず、また好ましいとはいえない方位に池を設けたことは、宍戸頼母やその家相論の介在しない松城兵作の計画変更や、後世の造営であった可能性もあるが詳細検討が必要である（節末「補説2」参照）。

その他として、家相図には鬼門である艮とその対角線上の坤付近では「此辺菜園吉」と朱書きがあり、相宅知天鏡では艮隅と坤隅に成の高い建物を建てると凶、土蔵は凶などとされている。家相図としてはこれらの方位には何も建てずに菜園にするのがよいという表れであるが、遺構でも実際にものが建てられた形跡はない。

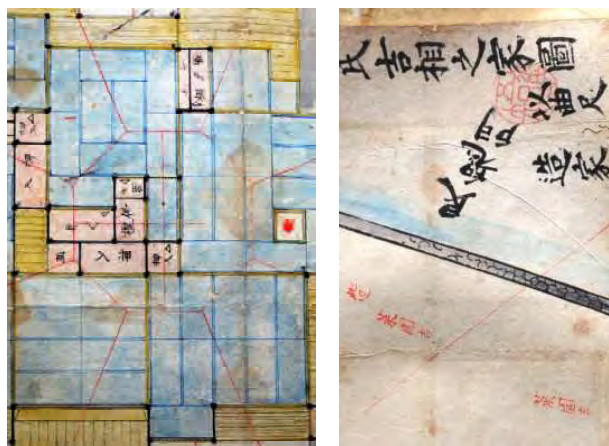


写真4-3-2-1 家相図その1細部拡大

左：方位分割中心、右：敷地の鬼門付近

²²東・西・南・北に北東・南東・南西・北西を加えたものであるが、相宅知天鏡では殆どが「北・艮・東・巽（辰巳）・南・坤・西・乾（戌亥）」と表記されている。この八方位を意図する箇所でも子・卯・午・酉の語を用いているのは「神棚之説」など少数である。

(2) 主屋1階・付属棟の構成

家相図の計画が変更された主要な点を示すと、

- ・マエナンドを北へ半間広げてオクナンドの北側通りまでを室とし、これに応じ北縁も東西方向を直線状に通した。
- ・北東隅ドマの北に半間の押入と出入口踏込を設け、北縁側柱通り真に下屋柱がそろうようにした。(これらの結果、主屋北側全体に整った下屋構造の設置が可能になった。)
- ・釜屋・便所・風呂は位置を変えず平面規模を拡大し、風呂には便所の機能を付加した。
- ・ジョウダンノマ西側北半に奥行の浅い明り書院を設け、トコ・棚の軽微な変更を行った。
- ・オザシキ西側北半にトコを設け、その南袖壁を西に延長し西縁を区画した。
- ・オザシキ南半に予定されていた壁際のトコを奥行の浅い明り書院にすると同時に南縁西端の押入をやめて幅の狭い縁を設けた。(これらの結果、オザシキ・ジョウダンノマから風呂にアプローチする計画は、風呂の洗い場へはジョウダンノマからのみ、風呂内便所へはオザシキからのアプローチとなった。)
- ・文庫蔵東面に下屋(蔵前)を追加して北西縁から蔵前をつなぐと同時に、文庫蔵への出入り口を南から東に変更した。
- ・ヒロマ南東押入をやめ、ドマ入口(ワキゲンカン)の踏込を広げた。

などが挙げられる。

このほかにも細部ではオクナンド床脇の小棚をやめて出入口にした、南縁と西縁の一部を樽縁でなく切目縁にした、階段を設けた(家相図の描き忘れか)、ミセの平面構成など若干の相違点がある。これらは意匠・機能上の要求や、構造上・納まりの制約から、建設時に多少の変更を行ったものと考えられる。

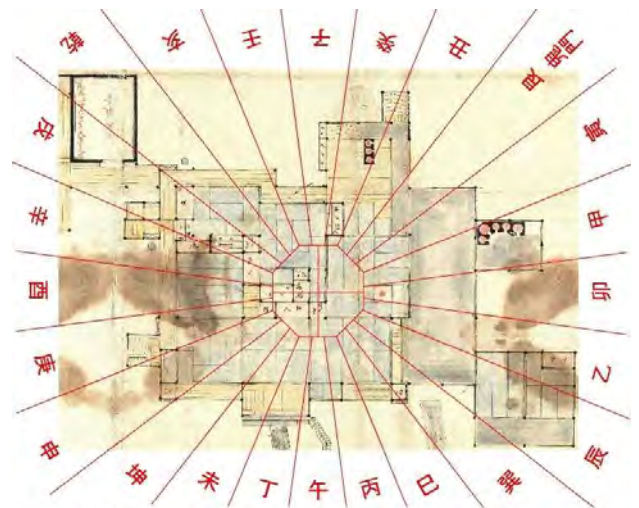
まず外廻り設備から検討すると、相宅知天鏡「手水鉢の説」では、「^{かた}形ち小也と^{いへ}雖も朝夕の用しげき故池泉よりハ吉凶ともに重しと知べし」とされ、

乾隅・巽・東・西…吉

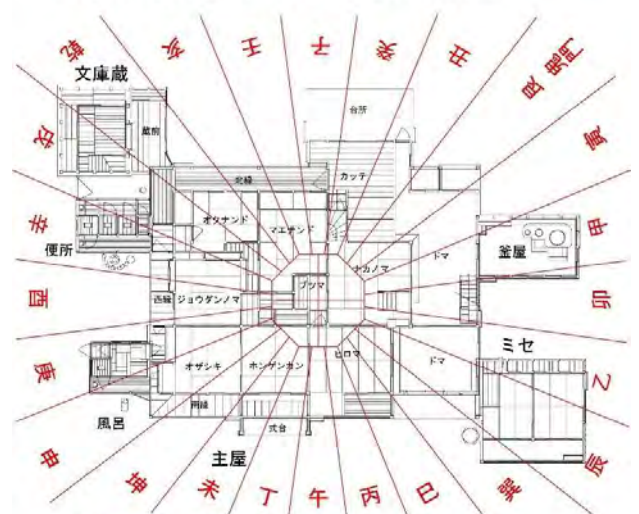
南・艮・坤…大凶

とされている。

現存する当初の手水鉢(蹲踞)は便所北側・南側に1箇所ずつと風呂南側の1箇所であり、家相図には便所南側と主屋北縁脇の乾エリアに描かれている。方位配置の吉凶が池よりも重要と説明される手水鉢について、判定は文面のみの八方位によるものである。遺構としては風呂南側手水鉢(石造蹲踞)が、家相図のように細かく分



家相図主屋廻り方位割 (家相図その1切り抜き、方位割補記)



主屋廻り当初推定平面方位割

図 4-3-2-4 主屋廻り家相図と当初推定平面方位割

類した二十四方位ならば坤をかわしているが、八方位ならば坤に該当し大凶に分類される。家相図に示された便所は辛～戌にかかる1棟だけで、手水鉢をその近辺で任意に置いても吉の範囲を出なかったが、実際には風呂棟にも便所を設けたための手水鉢の配置は原設計にはなかった凶を招いた可能性がある(節末「補説3」参照)。

(方位配置と張り欠け)

図 4-3-2-4 に示す通り、建設された平面形態は家相図の方位割がかなり忠実に守られている。相宅知天鏡では指図を交えて方位と平面形状の吉凶を説いているが、図 4-3-2-5 に示す「家宅構の説」の指図を見ると、松城家の建物群の大きなプランはこれらの吉相パターン2枚の指図の組合せでほぼ固まっている。主要棟のうちこれに見られないのは風呂と醤油蔵であるが、後述する「浴室の説」と「土蔵の説」を加味すると、かつて存在した棟を含めた全てが吉の配置に建てられたことが分かる。

相宅知天鏡に先行する宍戸頼母の『家相方位指南』(天保6年(1835))でも同様の指図が既に何枚も掲載されている。彼にとって普請の際の建築計画はその都度新しく吉凶を考えたというより、宅地状況や施主の要望などを鑑みて自分のもつ家相論の吉タイプ雛形を組み合わせて基本構想をたやすく練ってから細部決定を進めていったものと推察できる。

また彼に限らず、家相判断には方位配置とともに建物の平面形状の「張り欠け」が非常に重要としているが、張りは凸形や角の出張り、欠けは凹形や角のへこみのことで、例えば主屋にミセと台所が取り付いた形態を「巽北張」としている(図4-3-2-5右)。

相宅知天鏡での張り欠けは、八方位に八卦²³を配当させ、五行²⁴との組み合わせなどで、どの方角でどの形をしていればどんな事象を招くので吉(凶)との判定が殆どであるが、これを敷地形状で総合的にみたものを「屋敷形ちの説」、建物だけの平面形状によるものを「家宅構の説」に分けて解説している。

「屋敷形ちの説」では、全体的にみて張りがある場合は吉、欠けは凶とするものが多いが、未申張、艮張は凶、(鬼門を無くす形の)艮隅欠きを行っても凶、真四角の敷地内に他人への借家などがある場合はその部分は欠けとみなして張り欠けが発生する、屋敷形は凶相でも本宅や土蔵の構えが優れていれば吉になるといった例を示している。松城家宅地は特に凶の要素も見当たらない。

また、吉の張りを意図していても出張った部分が大きくなり過ぎると全体としては隅欠けが2つ生じた平面形状となり一転して凶相になるため注意するよう解説も記されている(図4-3-2-6右)。母体である家屋全体対し、張りとしての突出部をどこまで大きくしてよいかという割合までは解説されていないが、現代家相では辺の比は1/3以内までというのが殆どのである²⁵。

松城家で実際に建設された主屋突出部で一番大きいものは勝手～台所の棟であるが、主屋桁行長さに対してどき部の辺が31%程度である。家相図を計測した26%より若干大きく造られているが、吉を示す張りの形状と解釈して特には差し支えないものと思われる。

「家宅構の説」では、冒頭で張り欠けは「屋敷形ちの説」と「同断の理」として、「家の東南西北共に張出るハ吉也。乾隅巽隅の出張は尚々富貴長久の相也」などとある

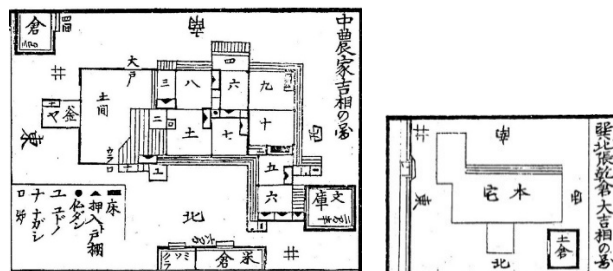


図4-3-2-5 相宅知天鏡「家宅構の説」の指図

左:「中農家吉相の図」、右「巽北張乾倉大吉相の図」
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

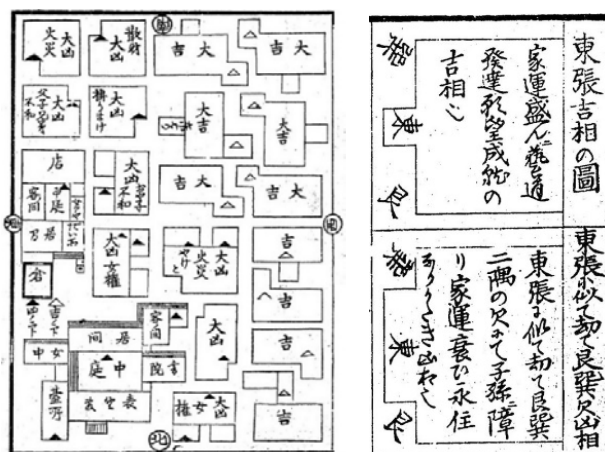


図4-3-2-6 相宅知天鏡の指図

左:「家宅構の説」、右「屋敷形ちの説」より
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

が、続けて乾巽両方同時に張るのは「極十分の相」といって大凶とされている。松城家のミセと文庫蔵の関係がまさにそれにあたり、家相図では文庫蔵が渡り廊下を介して「離れ」のように計画されていたところ、実際の建物は先述の文庫蔵東下屋の追加によって、乾巽両張りの形態になり大凶となる。但し、「併外に吉相なる出張有ハ障なし」とも続けており、結果として文庫蔵の計画変更は凶を回避していることになる。これと似たような判定として、同説では、屋敷・家宅は辰巳と戌亥へそれぞれ張り出すのは吉だが、屋敷も家宅も同時に出張るのは「二重張十分の相」といって大凶としている。吉に吉を足しても凶になることがあるため注意を促している。

²³ 八卦: 古代中国から伝わる易学における8つの基本図像で、天地自然に象って作られたといい、卦「乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤」の形はさまざまな事象を表しているとされる。

²⁴ 五行: 古代中国から伝わる自然哲学の思想で森羅万象は「木・火・土・金・水」の5種類の元素が互いに影響を与え合うという説。

²⁵ 概ね江戸期の古い家相書には張り欠けの割的な定義が見当たらないが、図4-3-2-6右側2つのような説明図を示しているものが幾例もあり、張り→欠けと転じる過程で観念的に「3等分」が境目として介在していったものと思われる。

(付属棟の検証)

風呂については、「浴室の説」によれば不浄のため四方四隅に置くのは凶、「十二支を除け、十干《甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸》の部へ構へて宜し」としているが、巽にある場合は芸能で名を広めることもあるが散財もあるなどと述べている。

便所については、同書「毛園吉凶の説」によれば「雪隠は不浄専らなる故前条同様十干の部へ構ふること宜し」とほぼ浴室同様の解釈であるが、癸もよくないなどとしている。図4-3-2-7に示す便所の指図ではそのように癸を除いた十干の方位を構えるべき位置として示している。主屋西側の便所と風呂は、この「宜し」とされる位置に建てられていることが分かるが、厳密には家相図・遺構とも、便所は十二支の戌に若干かかり、風呂は同じく申に若干かかっている。突出部の構える位置の大半が判断を満たしていれば、部分的に不適な箇所が出て構わないという思念があったものと考えられる。尚、便所はたとえ吉の位置にあっても、「北に窓有て、北辰《北極星》の影向有ハ、病失たへず、星の光り、入らぬやうに、改むべし」、「家と同じ屋は凶也、別屋に改むべし」などと既存便所の改築にまで言及している。松城家の便所は家相図も遺構も付属棟として別棟であり配置と構造の問題はない。但し、北壁は家相図では壁で計画されていたところ、衛生上の配慮からか北側の殆どが開放に変更されている。但し、便所の北側は近接する2階建ての文庫蔵と主屋主体部に囲まれており、北極星も夜空も見えないため、「(北極)星の光り入らぬやう改む」必要がなく、結果としては凶を回避している(節末「補説4」参照)。

台所について、棟自体を直接示す説明はないが「流走の説」により、「東か辰巳、又ハ戌亥ハ吉也」とし、西も吉、北と十干は可、坤・艮・南の3箇所は大凶としている。松城家の台所は礎石以外全て後世に変えられており詳細は不明であるが、家相図のように主屋北側の突出部として建設されたことは分かっており、流しも北辺付近にしか配置する余地がないため、建物でなく流しに着目すると可である方位を守っていることが分かる。尚、松城家ではミセの北側(釜屋との間)の井戸廻りに後補の流しが残っているが、家相図には描かれない。この位置に前身の流しが当初からあったとしても吉の位置であり、穴戸頼母の設計意図には反していない。

釜屋については「竈灶の説」で、その重要性を説くとともに、建物というより竈について八方位で

[向き] 東向き・巽向き…大吉



図4-3-2-7 相宅知天鏡「毛園吉凶の説」の指図
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

八	七	六	五	四	三	二	一	九
坤	艮	坎	巽	震	離	兌	乾	巽
土	土	水	木	木	火	金	金	土
水	木	順	天地	水生	生金	火生	相生	水生
水	土	相	自然	水生	金生	火生	相生	水生
火	土	射	陽	是	水	土	土	火

図4-3-2-8 相宅知天鏡「量連数の説」の指図
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

南向き…吉

西向き・北向き・坤向き・乾向き…凶

艮向き…大凶

[竈数] 4・5…大吉、3・8…吉

2…不好

1・6・7…凶

としている。

松城家の釜屋は大正期以降の改造が著しく、当初の状態は確認できないが、発掘調査で判明した竈は大小の3基で当初もこの通りでなかったかと推定する。焚口の位置からすると竈は南向きである。家相図では5口の竈が描かれているが西寄りの主屋脇では当初に棚が付けられていたので家相図のように釜屋北西隅まで延びる長い竈を設けた時期はなく、数と向きに関しては可や吉を守っていたものと考えられる。

(量の数)

相宅知天鏡の中でも取り分け多くの紙面を割いて解説されているのが「量連数の説」で、八卦の数を量の枚数になぞらて五行に配当した吉凶判断がなされている。配当から漏れる9量と10量は、8を引いた余り数1と2(それぞれ金)とし、10量を超える間取では10を引いた余り数でみるという。五行の要素は5つしかないため、図4-3-2-8のように、金・木・土をだぼらせているが、「先其要とする所ハ、宅主の居間を主と

し其より^{それ}筭^{たしめ}員の吉数を布^しこと吉也」とあるように主人部屋の畳数を基準として、他室の畳数を「相生」の数にすると吉、逆に「相剋」にすると凶になるとしている。また家の中央や艮・坤の方位には1・2・9・10・11・12畳などの「金数」を使えば大吉とも解説している。

五行の基本理念である相生・相剋は、相宅知天鏡の最初の段階で解説があり、相手と自分が互いに良い影響を及ぼし合う相生は「木生火、火生土、土生金、金生水、水生木」、悪い影響を及ぼし合う相剋は「水剋火、火剋^{とろかす}金、金剋^{きる}木、木剋^{くつす}土、土剋^{にござ}水、」の関係であるとしている。松城家の室で主人室をオザシキ（家相図・遺構ともに9畳）とすると²⁶これは「金」となり、例えばホンゲンカン（8畳＝「土」）とは、相生の「土生金」の関係で吉となっている。また、同説では半畳など役物のある場合は「別に傳あり」として畳数自体に吉凶を与えている。以下に要約すると、

1.5、2.5、6.5、7.5、9.5、10.5畳敷 …吉

3.5、4.5、5.5畳敷 …凶

となる。4.5畳間は現代でもよく用いる間取りであるものの、同説では別家や茶室の場合は別として、家屋にあって平素頻繁に用いる室の間取としては大凶としている。さらにまた続き間における種々の畳数組み合わせごとくに細かく事象を示しながら（最終）判定している。先述の相生・相剋による自動的な吉凶は通説あ

るいは原則論のようで、宍戸頼母のこの最終判定（表4-3-2-1）と一部異なるものが見られる。

松城家主屋1階で実際に敷かれている畳数は、家相図よりも大きくつくられたマエナンド（9畳→11畳）以外には変更がなく、ブツマの1畳及びその他室6～12畳の構成である。例えばオザシキでは、坤という位置に対しても、隣室との続き間取りとしても好都合な9畳敷（金数）が採用されているが、四角の座敷に敷く数としては半端でありトコや棚などの座敷飾りで調整する必要がある。8畳敷骨格のオザシキにおいて、西縁がまともに通れなくなるほど明り書院を外へ押し出し、室を1畳広げたのは何より吉凶を優先したためと思われる（節末「補説5」参照）。

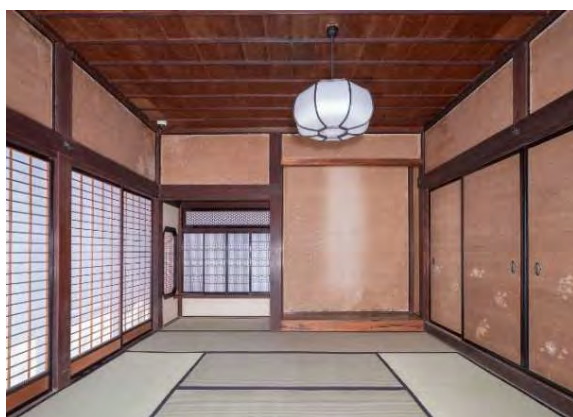


写真 4-3-2-2 オザシキ内部西側（竣工）

表 4-3-2-1 「畳連数の説」で述べられる続き間畳数の関係と吉凶判断

畳 数	1 (←9) 金	2 (←10) 金	3 火	4 木	5 木	6 水	7 土	8 土
1 (←9) 金	凶 —	吉※1 —	凶 ×	凶 ×	凶 ×	吉※1 ○	吉※1 ○	吉 ○
2 (←10) 金	吉※1 —	吉※1 —	凶 ×	凶 ×	凶 ×	凶 ○	吉 ○	吉※2 ○
3 火	凶 ×	凶 ×	△※2 —	吉※1 ○	吉※1 ○	凶 ×	凶 ○	吉※1 ○
4 木	凶 ×	凶 ×	吉※1 ○	凶 —	吉 —	吉 ○	凶 ×	凶 ×
5 木	凶 ×	凶 ×	吉※1 ○	吉 —	△※2 —	吉 ○	凶 ×	凶 ×
6 水	吉※1 ○	凶 ○	凶 ×	吉 ○	吉 ○	凶 —	凶 ×	凶 ×
7 土	吉※1 ○	吉 ○	凶 ○	凶 ×	凶 ×	凶 ×	凶※1 —	凶 —
8 土	吉 ○	吉※2 ○	吉※1 ○	凶 ×	凶 ×	凶 ×	凶 —	凶 —
・上段（吉凶）…宍戸頼母の最終判定。 △：「障りなし」 ※1：条件次第で吉凶逆になる。 ※2：条件付き（条件次第で凶にもなる） ・下段（○×）…五行による原則論（宍戸頼母ほか大勢）。 ○：相生 ×：相剋 —：比和 （注）ハッチ箇所は、上下段で判定に一義的な食い違いが出るもの								

²⁶ 松城みどり氏への聞き取りによると、古くはオザシキが家長の居室だったようでジョウダンノマは殆ど使用されず入ることも許されなかったという。格式からしてもジョウダンノマは上客が訪れた際の接客や家長儀式など限定的に使用された室と考えられる。

続き間の畳数について、表 4-3-2-1 を用いて宍戸頼母による吉凶判断を一義的に図示したものが図 4-3-2-9 である。実際にはマエナンドは原計画より 2 畳増えているが、続き間の吉関係は変わらない。一方でブツマ 1 畳の南側が、家相図では押入であったものを、これを設けず空間にして、南側に入れた開戸によってヒロマとは続き間として建設されたため、「1 畳-1 畳」という凶の関係が出現したように見える。但し、この 2 室の関係は畳同士の連続でなく半間の板敷きを介在しての空間的続き間であるため、凶関係にはならないと認識されていた可能性が指摘できる（節末「補説 6」参照）。

松城家家相図や相宅知天鏡で示されている指図は、畳の続き間は吉の関係になるよう周到に畳が配られ、凶の関係になる室同士はことごとく間にトコや棚、押入を配置することで分断して続き間の関係を断つ計画がなされている。前出の図 4-3-2-5 「中農家吉相の図」を見ても凶の続き間を断ち、吉の関係のみ繋げる意識がうかがえるが、これは宍戸頼母の設計手法のひとつともいべきで、室数の多い建物では畳数にとらわれて実際の平面計画が難しくなることを防ぐために有効な手段であったと思われる。構造的・格的に無理はあるが、仮にジョウダンノマとオクナンドが続き間であった場合は、8 畳-6 畳という凶の関係となっていた。

ミセについては、家相図の原計画に対し、2 階を設ける、南土間を少し狭くして北側を半間の押入及び階段とする、東西 2 室の内西室の主屋側出入口に 1 畳分の板敷き踏込を設けるなどの変更が見られる。結果的に東西室の 5 畳-6 畳の続き間関係が東西入れ替わっただけで吉の関係は変更ないが、板敷きを設けず 6 畳-6 畳であれば凶の関係になっていた。建設時に西室に板敷き踏込を設けて意識的な畳数調整で吉にした可能性が指摘できる。

ヒロマは独特な室構成となっている。実施で建設されたものは南方の縁と完全に区画せず、1 畳を縁側に張り出す一方で縁として残った部分のみ建具を入れ、ヒロマと縁は空間的に「匚」の字形につなげている。図 4-3-2-10 に示す通り、家相図の原計画を変更して南側通り全体をひと続きのガラス窓とし、張り出し畳と縁を区画する袖壁が入らなかったという工法上の原因が考えられる。張り出し 1 畳は元々家相図でも計画されているが、このような外部境の置き畳はすぐ傷み、実際に数次の補修を経て現状はフローリング+小振りの畳 1 畳に改造されていた。維持管理上不利な計画であっても宍戸頼母はヒロマを 10 畳でなく 11 畳にしたかったことになるが、表 4-3-2-1 に示す限りでは、ホンゲンカン・ナカノマとのそれぞれの続き間としては 10 畳のままで吉の関係であ

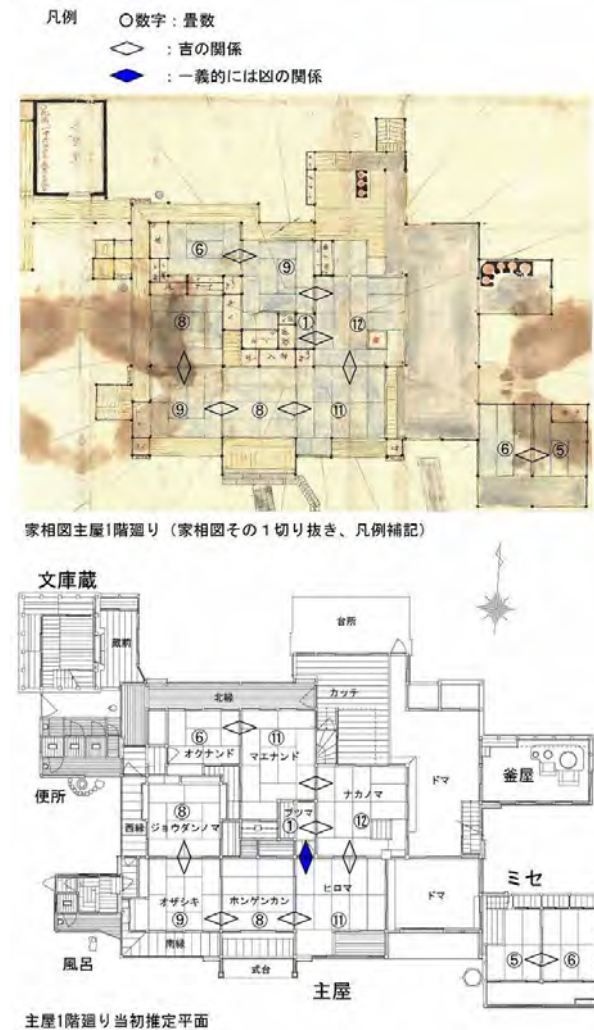


図 4-3-2-9 家相図と当初推定平面 続き間取の対比

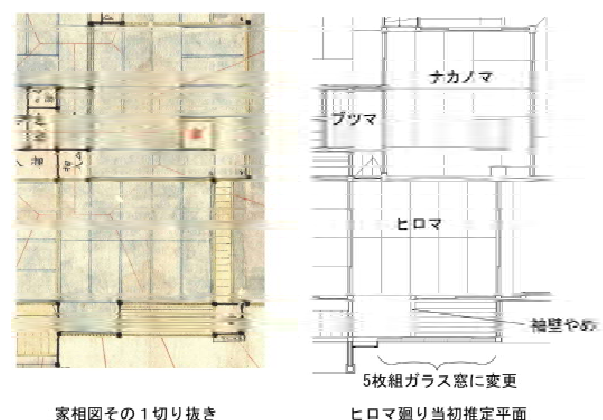


図 4-3-2-10 ヒロマの原計画と建設時の計画変更

る。但し、ナカノマとヒロマの続き間すなわち 2 と 10 の関係において、「^{たみきどり}畳連数の説」の個別の解説では、これが南方にある場合は一転して凶になるとの補記があり、11 畳にしたかった理由が分かる。

家相図では張り出し 1 畳の外部境には格子が描かれており元々 1 間の格子窓を意図していたようであるが、「窓

開き所の説」では八方位で、

東・巽隅・南 …吉

(南の出格子窓は最吉)

坤隅・西・乾隅・北・艮隅 …凶

となっている。採光の充実化のためかヒロマ南方縁にひと続きの窓を入れたという兵作の希望を実現し、11 畳という原計画も守ったしわ寄せのような形で広間が特異な平面構成になっていったと考えられるのである。

また、家相図ではナカノマの北に接するカッテに 2.5 畳の置き畳を計画しているが、後世の改造でカッテの床材が全て撤去されてしまい詳細は不明である。痕跡より当初のカッテは間仕切もなく土間から直接上がり降りする板床がある大空間として復原できる。室ともいいがたいカッテがナカノマの続き間として吉凶を判断する対象であったのか不明であるが、家相図に描かれた置き畳は数自体が吉の意味をもつ 2.5 畳が選ばれている。仮に続き間と認識されていたならば、ナカノマ 12 畳とは凶の関係になる置き畳 3 畳という数を回避したとも考えられる。但し畳寄せの痕跡からは、置き畳は家相図のような東西に長い 2.5 畳配置とはならない。東西長手 1 畳、南北長手 1.5 畳の大きさまでは分かるが、兵作が畳数の吉凶を重視して北東隅を半畳分切り欠いたかどうかは不明である。後述する 2 階も含めて他室で凶の続き間に変更しているところがあることを考えると、使い勝手の見地からは 2.5 畳でなく、3 畳の置き畳にしていたようにも思われる²⁷。

(畳の合わせ方)

「畳連数の説」では畳の合わせ方にも触れており「立威敷」と「廻し敷」という用語を使って、前者は表席・寺社に、後者は居間・奥席に用いればそれぞれ吉と解説している。これを違えると凶ということも記載されずに説明は短く終わり、一般に言う「不祝儀敷き」を嫌う気配もなく、畳数に比べると扱いが軽い。家相図でも敷き方によって計画上の表座敷と居間を区別しているのであろうが、ホンゲンカンとヒロマに立威敷が描かれ、表向きの座敷と考えられたようである。ナカノマは微妙な敷き方に描かれるが、当初から表向きの室とも考えられず、囲炉裏の配置に合わせて適当に畳を配ったように思われる。現状では、ホンゲンカン・ヒロマ・ナカノマの 3 室が家相図と異なる敷き方がされていたが、痕

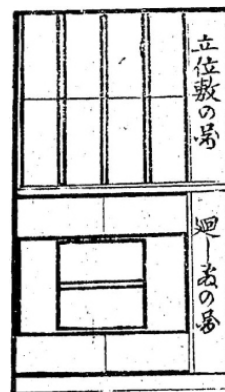


図 4-3-2-11 相宅知天鏡「畳連数の説」の指図
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

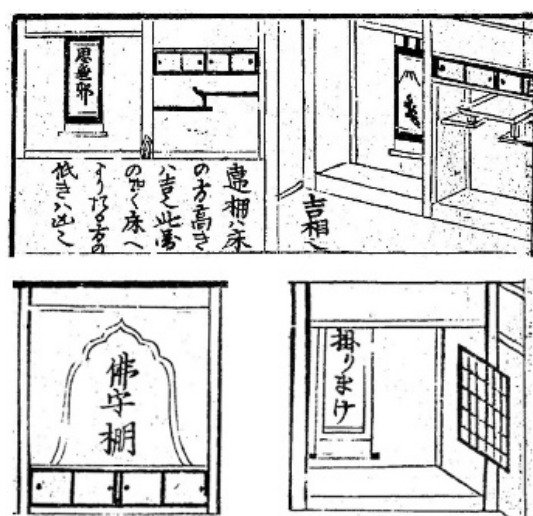


図 4-3-2-12 相宅知天鏡「床の間の説」の指図
(国立国会図書館デジタルコレクションよりそれぞれ抜粋)

跡の不明なヒロマや間取変更のあったマエナンド以外の主室は概ね家相図のように敷かれていたようである²⁸。

(トコ)

「床の間の説」で説明されている配置は八方位で、乾隅・北・西・坤隅(北向きを除く)・巽・東 …吉
艮隅 …凶とされ、床框に節や傷があるのは凶とされている。また床脇に窓があるのは好ましくなく(図 4-3-2-12 右下)、並外れて異風なものも凶、さらに違棚の下段板はトコ側にきいていると凶(図 4-3-2-12 左上)などと

²⁷ 畳寄せ痕跡から復原すると、敷かれていた置き畳は他室のものより大きなものになる。わざわざ大きく作らず僅かに小さくすれば家相図のような横長の 2.5 畳敷きが容易に実現できるため、ここに関しては家相図の計画を守る意識はあまり高くなかったものと思われる。

²⁸ ヒロマに関しては家相図を参考にして当初推定平面図に畳を書いている。本工事では、主屋 1・2 階畳敷きは畳床が再用でき、当初が不明である部分を残すことから基本的には表替えのみの現状修理とした(第 4 節 第 6 項参照)。ミセに関しては家相図の計画から間取りも変更され、その後の改造もあり当初の敷き方は判然としない。ヒロマ同様、家相図を参考にして当初推定平面図に畳を書いている。



写真 4-3-2-3 主屋 1 階の座敷飾り（竣工、左：ジョウダンノマ 南より、右：オクナンド 東より）

オクナンドのトコと丁字棚の間にある出入口の開き襖戸は当初からの構えで西縁に通じる。

している²⁹

ジョウダンノマでは家相図の計画が変更されて西楼棚を違棚にした上でトコと左右を入替え、西側に仏守棚風明り書院、東側に丁字棚を加えて格式を上げているものの相宅知天鏡の範囲では凶となる構成にはしていない。

オクナンドは松城夫人の居室であったと伝わり、家相図の計画でも私的な内向き空間の中では最も格式を与えている。図 4-3-2-13 は主屋 1 階の空間構成として、表向き・主人用空間にハッチをつけたものである。便所脇の板壁などはその明確な区画を示すもので、西縁を南北に区切り、同じ便所棟に別々の出入口を設けた上で、客・主人は家人など内向きからの使用者と顔も合わせずに、便所南半部を使えるよう動線を分けている。家相図にも便所脇の部分に区画線が描かれるが、これが実施のような板壁を意味していたのか開放できる建具として描かれたのかは不明である。

家相図には使用する人の格式により主屋への出入口を2箇所設けるなどの動線計画がなされている。他方、遺構でも室に配置されたトコ・棚・押入によって主屋南西の上的空間と、北東の内向き空間とが大きくゾーン分けされており、室としてはヒロマーナカノマ間が両ゾーンをつなぐ続き間になっている。

遺構のオクナンドでは、家相図で計画されていた西南矩手の座敷飾り群の真ん中（小棚など）を抜いて、開き襖戸に変更し、これを開ければすぐ西縁に通り抜けられるようにしている。一見突拍子もない変更で、相宅知天鏡の判断対象にすら上がらない納まりになってしまっている。但しこの図をみて明らかなように、便所脇を壁で区画し、家相図の通り座敷飾りを配置す



図 4-3-2-13 松城家主屋のゾーン分け

ると松城夫人のオクナンドからの西廻り動線は便所棟北半の内向き便所（並便所）までに限られるが、この変更によって便所棟南半の表向き用便所（上便所）の使用や、ジョウダンノマ・風呂（北半の洗い場）までのアプローチができるようになる。このようなトコ廻りの変更に対する穴戸頼母の吉凶判定は不明であるが、オクナンドの変更は機能・動線の確保を優先させた結果であると考えられる。

先述したオザシキの座敷飾り変更（風呂内に設けた便所を南縁から使えるようになる）も含めて、主屋1階トコ廻りに関しては相宅知天鏡の範囲で凶にあたる変更を行っていないと考えられる。

²⁹ 西楼棚の場合は、2枚の下段板のうち高い方をトコ側にするのを吉としていることが図4-3-2-12右上から分かる。

(3) 主屋2階の構成

保管されていた家相図のうち2枚目が図4-3-2-14上である。記名・年紀などはないが、「二階図」と書かれ、図様・筆跡・記載内容からみても、1階の家相図と同時期に宍戸頼母が作成したものと考えられる。縮尺も同じく1/50で遺構に近似するほか、2階の方位分割中心点が1階の中心点真上にくるよう計画されている。家相図では南面・北面の戸袋の一部が塗りつぶされて大壁のように見える箇所もあるが、家相図の時点では外壁を遺構のような大壁とするプランまでみていたのか不明である。

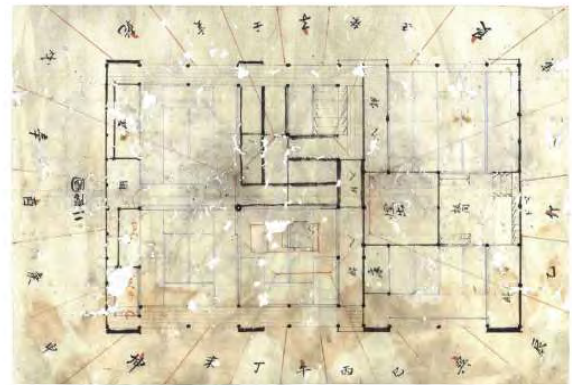
松城家主屋の軸組構成は住宅建築としてはかなり特異で、殆どの柱通り真が1階と2階で合っておらず、1階柱天に組んだ天井梁・桁に2階床梁を任意に組み合わせ、それらが2階柱を受けている。1階家相図で方位分割中心点がブツマの内部空間に位置された一方で、2階の中心点は2階柱通り真のひとつを踏み、さらに1階・2階の畳間取りなど平面を別々に決めてしまえば1・2階の柱位置が合うことの方が偶然である。即ち、大工棟梁の上田儀兵衛がこの2枚の家相図に対して忠実に取り組んだ結果、複雑な軸組構成になっていったと考えられる。

松城家主屋には2階まで延びる通し柱は1本もないが、1階柱の上に2階柱が位置するものは2箇所あり、2階西半エリア田の字形平面の中心（円柱）の真下がマエナンド押入内の角柱と合い、もう1箇所は竪穴区画として煙出しの南東隅柱の真下がナカノマ南東隅柱に合う。計測してみるとこの2本のうち大工が真を合わせようと意識的に施工したものが前者である。このマエナンド押入内の角柱は家相図には描かれませんが、2階円柱真に対し東西・南北にそれぞれ3mm程度ずつ誤差が出ているものの、家相図に描かれた方位分割中心点から西へほぼ7.8尺の位置にあり、小屋組荷重をかなり負担する円柱の下部補強と、加工・組立など施工上1階と2階をつなぐ基準を兼ねて挿入されたものといえよう。

(間取り構成)

家相図の計画が建設時に変更された主な点を示すと、

- ・南面全体にバルコニーが補加された。
- ・外へ張り出す戸袋をやめ、外壁（大壁）の内側に雨戸を引込めるように外壁と懷の位置を調整した。
- ・北東で押入付き10畳間が計画されていたところ、押入をやめ東西2つの6畳間（龍の間と次の間）に区画した。（この結果、2階西半のエリアから廻階段脇を経て、東半エリアへの行き来が可能になった。）
- ・上記で区画した次の間東壁の位置に奥行の浅い押入と室床を設けた。



松城家相図その2 (404×277、沼津市所蔵)

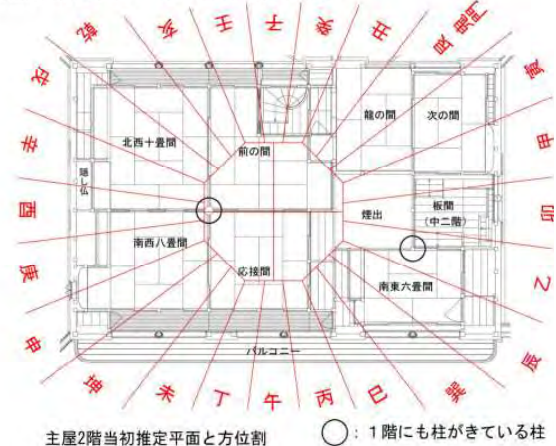


図4-3-2-14 主屋2階家相図と当初推定平面方位割



写真4-3-2-4 1階マエナンド押入内を通る柱

- ・南西八畳間（畳数は9畳）の西面南寄り（申の方位）に上げ下げガラス窓と鎧戸を設けた。
- ・北西十畳間の棚の奥行きを半分に縮め、裏のスペースに「隠し仏」と伝わる祭壇を設けた。
- ・南東六畳間の西面北半のトコの奥行きを半分に縮め、南半の半畳を奥行きの浅い棚に変更し、裏側に収納スペースを確保した。

などが挙げられる。

前の間は、家相図の通りに階段が納まらず階段区画1

畳分の予定を2畳分あてて造られ、押入として計画されていた部分が、天袋付き畳1畳の構えに変更された。その結果、畳数は9畳のまま変更がなかったが写真4-3-2-5に示す風変りな納まりができています。仮に押入のまま8畳室にしていれば「畳連数の説」により、応接間との関係が凶となる。おそらく凶を回避するために前の間では室内ひと続きの9畳敷を意識する一方で、違和感のある張り出し1畳空間をなんとかしようと天袋を設けたものの、結局は座敷飾りにもなりきれない中途半端な構成になったものと想像できる。一方、2階北東室は、兵作が原計画の機能・動線を改善しようとして変更した結果と思われるが、一義的に見れば、「畳連数の説」に関して、龍の間一次の間で凶関係（6畳-6畳）が出現している。この6畳2室は畳を外して床板の修理を行ったが、ミセのように板敷き部分を設けて畳数を加減したような痕跡も見当たらなかった。今回の工事ではこの2室の解体範囲が限られ、全容が把握できたわけではないが、少なくとも矢戸頼母が提唱する家相論に抗う可能性があるため、兵作の凶に対する理解や対策がどう考えられていたかの考察と共に、何らかの視点を変えた凶相回避策が取られていなかったかなど慎重な検証を要する（節末「補説7」参照）。

南西八畳間は、日当たりのよい角部屋で造作も手が込んでおり、2階室の中でも重要な室として計画されたとみられる。1階の同位置にあるオザシキと共通点も多く、整った8畳間取りの南西隅を1畳西へ張り出した9畳の変則平面とすることも同様である（写真4-3-2-6）。8畳の間取りであれば、応接間とは凶の続き間取りとなるためこれを回避することが目的であろうが、南西八畳間西面北半のトコ裏が結果的にほぼデッドスペースになってしまうという事態も招いている。

家相図の計画では2階西面は全て壁であったが、実施では南西八畳間南端に明り書院機能として彩光と意匠を兼ねた窓を設け、それより北は計画通りトコや棚が配置された。一方、外観意匠はバランスを考慮した3つの窓の設置を意図したものの、座敷飾りの存在により結果的に北2つは実用窓とできず擬窓になったものと考えられる。家相図の計画を大きくは変えず、1箇所のみ実際の窓を設けたことで他にはあまり類例のない独特な窓構成につながったものと思われる。但し、相宅知天鏡「窓開き所の説」に関しては、この南西八畳間及び2階北面で、一義的には凶位置に分類される窓が施工されている。これに関しては慎重な検証を行う必要がある（節末「補説8」参照）。

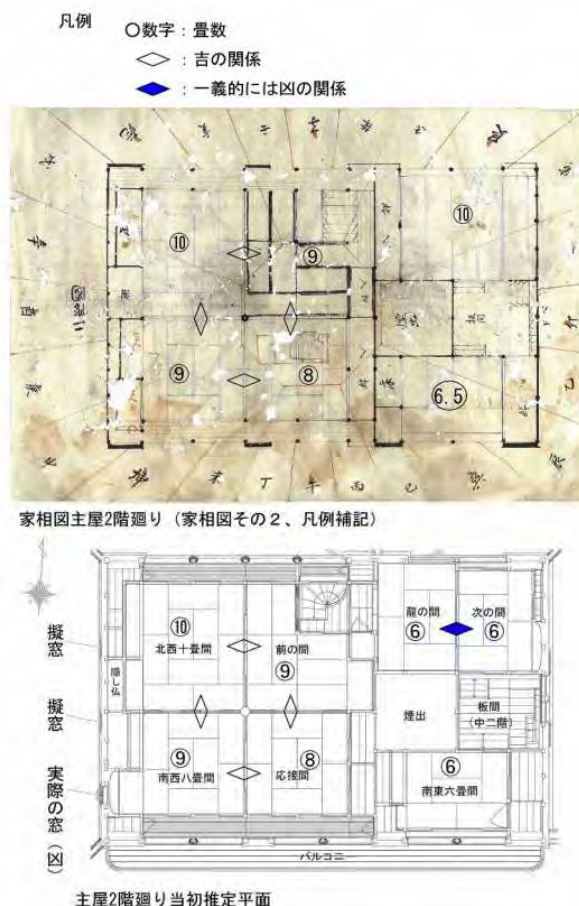


図 4-3-2-15 家相図と当初推定平面 2階続き間取の対比



写真 4-3-2-5 前間の天袋下1畳（竣工、北西より）



写真 4-3-2-6 南西八畳間（竣工、西を見る）

南面バルコニーの補加に関しては、強いて相宅知天鏡の規定を探せば「棟越の火の見 涼ミ臺^{ものほしバ} 物晒場の説」があるが、主体部の大棟・神棚・仏壇・竈・井戸・雪隠の上にこれらを設けると大凶とされている。本工事で古写真より復原したバルコニーは、実際に1階ヒロマの神棚上部に僅かにかかってしまい具合が悪い。但し、後述する通りこの神棚の位置自体が既に凶の位置に分類されるため原因はむしろそちらの方にあるが、ある手段を用いて建設時に凶を回避させている（(4) 仏壇・神棚参照）。

(2 階畳の合わせ方)

家相図では北東 10 畳間のみで立威敷となっており 2 階ではここが表^{おもてざしき} 席と予定されていたようであるが、建設時の平面変更で室を 2 室に分け、現状ではそれぞれ廻し敷となっていた。この室は後世の改造・修理もあり当初の敷き方は痕跡が判然とせず詳細は不明である。

西半部の田の字形平面 4 室の畳には当初と見られる手縫い床が全て残っており、痕跡から南西 8 畳間と応接間は当初から一度も敷き方を変えていないとみられる。今回の調査によりこの 4 室には縁なし畳を用いていたことが分かったが、家相図では 1・2 階とも全て縁付き畳で描かれている。本節第 1 項で触れたように、この 4 室は天井など洋風要素と雰囲気とを統一させるために縁なしの方が好都合であったと思われるが、縁のあるなしに関わらず家相図通りの敷き方を実施したことが分かる。

前の間では家相図の計画から階段位置などが少し変更されているものの、階段西側の 1 畳がなくなった分、押入をやめて 1 畳に置き換える変更のため、全体的な畳の合わせ方としては大きくは変えていない。

南東 6 畳間は、若干の間取り変更がなされたが、畳の敷き方は家相図と同様である現状の敷き方の他に痕跡は見当たらない。従って、痕跡によって後世の敷き替えを正した結果、建設時に間取り変更した室以外は 2 階でも概ね家相図に倣って畳を敷いていたとみてよい。

以上を総合的にみると、家相図は 1・2 階とも平面的には和風の計画であるが、原則としてその計画に従って



写真 4-3-2-7 2 階西面窓 (竣工)



写真 4-3-2-8 バルコニー (竣工)

建設しながら、2 階は意匠や細部を部分的に洋風に置き換えている要素が多いため、和風を基調としながらも 1 階より折衷様式が強くなっているのが特徴といえる。

(4) 仏壇・神棚

(仏壇)

「家廟構ひ所の説」では、「祀堂ハ、先祖の靈牌を、安置し、朝夕香花を供ひ、恭敬礼拝し、先人考妣に、奉^{つかひまつ}事する所にして、人家に於て最も重んじ、尊崇を主として、祭るべき也」とされ、その場所は八方位で、

- ・乾隅で南向き、北位置で南向き、
- 西位置で東向き、艮^{きもん}隅で南向き …吉
- ・南位置で北向き、坤隅で北向き …大凶

とされている。

ブツマは家相図からも分かるように 1 階平面の中央に設定されている。位置的には同説に該当する記述はないが、先述の通り、家の中央に配置する室の間取りとしては大吉の「金数」として 1 畳敷が設定されており、変更された畳の続き間取り以外に元々凶の要素はない。仏壇の直上は 2 階「前の間」が位置するが、後述する神棚は 2 階室の下に設置すると大凶とされている。宍戸頼母は当然、先祖供養のための仏壇と神棚の違いをよく認識していたものと思われるが、ブツマ天井解体調査の結果からは後述する神棚の場合のような凶相回避措置は取られていなかった。

(神棚)

「神棚之説」では、神棚は間取りが多い家では寢所・居間を除く別間に設けることとされている。

祀っていけない箇所は、

- ・往来から見える位置
- ・2 階の下、低いところ、庇の下
- ・仏壇と一所にすること

とされ、指図が付されている。(図 4-3-2-16)



写真 4-3-2-9 ブツマ内観



(大黒天) (恵比寿) その1

写真 4-3-2-10 ヒロマの神棚にあった大黒天・恵比寿

神棚の位置に関する解説は八方位で、

- ・乾隅の位置で南向き、北位置で南向き …大吉
- ・寅、卯、辰巳、西の位置 …吉
- ・艮、坤隅の位置 …大凶

と述べられているが、指図では西と東を2つずつに細分し10個の方位で示されている。

また、少し踏み込んだ説明として、乾隅の出張る所へ1寸6分四方の大黒天を祀るのは非常によい³⁰、巽隅に弁財天(寸法の記述なし)を祀るのもよい、祀る場所がよくても門戸・入口・井戸・竈・仏壇に向かい合う場合は凶などとされている。

家相図に神棚は図示されていないが、松城家1階で実際に設けられた神棚のうちヒロマのものは直上が2階の応接間となっており凶の配置となる。2階建の1階部分ではよほどうまく配置しないと神棚は設けられないことになるが、この神棚は当初からの構えであり、居間・寝間を除くと適切な場所はその辺りしかなかったためと思われる³¹。

ヒロマ神棚内部には小さな社や御札などとともに、大黒天1体と恵比寿2体の木造が安置されていた。当初からこの中にあったのかは不明であるが、大黒天の寸法を測ると、幅1寸4分・厚1寸1分・成2寸4分で、「1寸6分角」という記述にはある程度近い。家相図や相宅知天鏡で触れられている弁財天は宅地内からは発見できなかったが、記述のない恵比寿が残っている。写真 4-3-2-10・11に示すように大黒天・恵比寿セットで1寸6分角に近い民

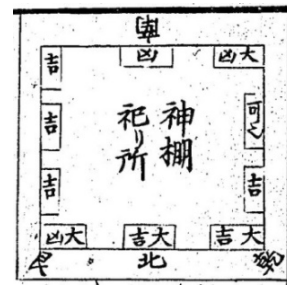


図 4-3-2-16 相宅知天鏡「神棚之説」の指図
(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

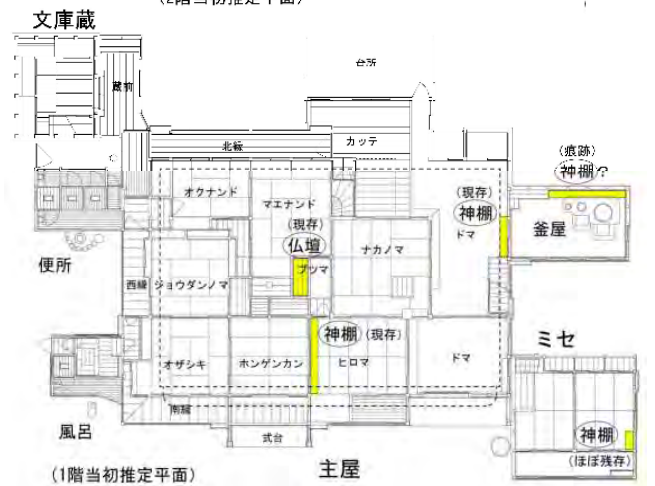


図 4-3-2-17 当初仏壇・神棚配置

芸品でも購入した上で、縁起物として恵比寿も一緒においたと考えることもできる。特筆すべきは写真 4-3-2-12・13に示す二重天井(当初)で、神棚自体に天井板を張りながら、2階床板との間にもう1段の天井(1寸2分厚板)を設けていることである³²。松城家建物の天井裏で二重天井を入れているのはこの神棚位置のみであり、相宅知天鏡では2階下に神棚がくる場合の措置などは述べられていないが、禁忌をやわらげ、凶相を回避する手段と考え

³⁰ 先述の通り家相図で文庫蔵などにこの寸法の大黒天の記述がある。「鎮守祀り所の説」では「神棚之説」と同様の考えであるとしている。

³¹ 家相図の畳の敷き方を参考にすると、居間・寝間とみなされないヒロマとホンゲンカンの2室のみが神棚を設置してよい室となる。仮にホンゲンカンを選んだとしても2階室の下配置となり大差がない。

³² ヒロマの天井板は神棚部分を含み全て後世に一度張り替えられているが、板の圧痕と釘穴より当初は神棚部分を含め一連の天井板を張っていたことが分かる。

られる³³。神棚上天井梁に描かれた雲形絵様（墨筆書、当初）もこの措置の一種と考えられる。

主屋・付属棟に関する神棚はこのほかに、ドマ内部東面にある釜屋出入口（内部用）の内法上に当初より現存しているものがある。釜屋出入口上の神棚は、八方位で卯にあたる吉の位置にあり、構造的に、階下・庇下でもなく往来からも見えず、仏壇との対面をかわす厳選された場所が選ばれており、宍戸頼母の家相論的にも問題がない。小さな社が2つ載っており、右のものは角釘を使った当初のものであるが、内部はいずれも空であった（写真4-3-2-15）。

釜屋内部では、柱痕跡より竈上に復原できる浅い棚があり、詳細不明であるが実用的にはほぼ使えない位置にあって、構造も簡素で太したものも置けないため、神像やお札などを置く目的で設けられた可能性がある。先述の「竈灶の説」では、「かまと君君ハ一家の最首。五行集會して。ごみ五味を調熟し。とゐの飲食を調へ。ごさう五臓を保護し。やうせい養生活命のれいしよ靈所。朝夕欠べからさる。人居の根元にして尊崇すべき所也」などと竈の重要性を長々と説き、「灶神の尊むへきと知るへし」などともしているため、松城家の付属棟の中では最も神との関連が高い棟といえ、主屋取り付き側と室内部の2箇所にも神棚があったとしても不思議ではない。内部の棚も神棚であったと想定したときの吉凶判断については、「神棚之説」で凶とされる「竈と向かい合う事」の解釈以外では、凶となる要素が全くない。竈の向きというのは微妙な表現であるが、先述の「竈灶の説」の文意や家相図などから判断すると、炎の見える焚口のある方を正面としているため、竈後方上部に神棚があっても向かい合うことにはならず、結果としてこれも宍戸頼母の家相論には反していない据え方となる。

その他としては、ミセ1階東室の南東隅にも神棚と考えられる造作がある。「神棚之説」で説明されるように庇の下を避けると、この場所は主屋及び付属棟の中では最も南東隅にあたり、八方位では家相図・遺構ともに巽（二十四方位では辰）となって吉の位置に該当する。従って、宍戸頼母の教えを受けて設置したとするとここに祀られていたのは弁財天であったと想像される。ミセ2階は内法高の低い化粧屋根裏空間で、番頭が寝起きた程度の質素な室であるが、写真4-3-2-16のように1階神棚の直上は天井（2階床）板を張らず煙出しのような箱状造作を2階床に



写真4-3-2-11 ヒロマの神棚にあった恵比寿その2（正面・上面）
台座上面左側の当たり痕は大黒天が欠失したものか。



写真4-3-2-12 ヒロマの神棚（建具と1階天井板解体状況）



写真4-3-2-13 ヒロマの神棚と直上2階のための禁忌回避措置
左：神棚上の二重天井、右：神棚真上天井梁に描かれた雲形絵様



写真4-3-2-14 釜屋出入口上の神棚（左）と内部復原棚（右）



写真4-3-2-15 釜屋出入口上の神棚詳細

³³『神棚の祭り方と神社参拝の手引き』（矢部善三、会通社、1939年）では、一般の習わしとして、神棚の真下が人の通路になるのは汚れやすいとして避けられている事、神棚を階下に祭るときはその真上に当たる箇所では筆筒や書棚などを置いて人が踏まないように、それができないときは天井に並行してもう1枚神棚の天井板をさし加えればよい事などが述べられている。現代の住宅事情では二重天井設置も難しい場合が多く、仏具店などで販売されている、「雲」や「天井」などの文字や絵を書いた紙を神棚上の天井に貼るのも一種の禁忌回避措置である。

取り付けしている³⁴。従って神棚の真上は2階自体が存在しないような造りになっているが、このようなことは2階室が重要でない場合のみ可能で、格式の大事な主屋では困難である。尚、「神棚之説」に弁財天の寸法に関する記述はないが、先述の通り家相図その1では南東隅の土蔵内部南東隅に「此隅へ弁財大吉/六寸五分吉」とあり、ミセ1階の神棚は棚板～天井根太の内法が9寸で計画されているため、仮に6寸5分という大きさを弁財天の成に適用させたとしても納まることになる。弁財天の幅に適用させたとしても座像であれば顔が隠れずに済みそうである。

その他、仏壇・神棚とは直接関連はないが、主屋2階北西十畳間に設けられた「隠し仏」と伝わる隠し祭壇が当初からある。特殊な構造で床脇丁字棚の張付壁を四周漆塗四分一ごと上にスライドさせると裏の空間が現れる（写真4-3-2-17中）。閉じれば他の壁と外観上区別がつかず、からくり壁のようなものである。この中に安置されていた像のひとつは松城家では「マリア観音」と伝わっている。

西国とも航路で繋がる廻船業を中心に幅広い商売を営んでいた松城家では、仏壇に先祖を祀り、神棚も別個に設け、さらにキリスト教まで信仰していたとしても不思議でないが、当時はまだ隠れキリシタンという背景色が強い³⁵ため、この像が実際にマリア観音ということであれば、「隠し仏」として人目につかないよう配慮したという行為には納得がいく。

(5) 主屋廻りの計画寸法

家相図には縮尺が併記されているが、相宅知天鏡を合わせても寸法の直接指定は非常に限られているため、原設計を具現化した際の基準や実施寸法はやはり遺構を計測すること以外に検証は難しい。計測をもとにした柱間寸法計画などの考察は本章 第4節 第2項で述べる。



写真 4-3-2-16 ミセ神棚（竣工、修理前は棚板欠失）
左：1階東室南東隅天井付近神棚と上部の堅穴。
右：2階同位置にある箱状の造作（当初より残存）

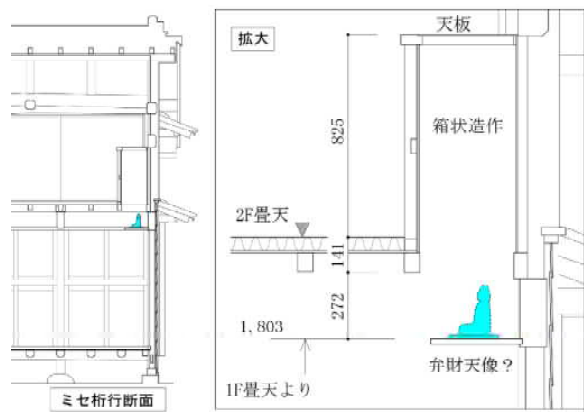


図 4-3-2-18 ミセ神棚 当初復原断面図



写真 4-3-2-17 2階北西十畳間の「隠し仏」

左：竣工トコ廻り、中：床脇裏の祭壇（株式会社ユー・エス・シー兼弘彰氏平成15年撮影）、右2枚：マリア観音像正面側面）
建物が平成18年に沼津市の所有となったが、それまで祭壇に安置されていたマリア観音像・日蓮像ほか2体は、松城家ご子息が現在保管している。十字架を身に付けているわけではなく、子を抱いている表現なのかも微妙であるが、この像が口伝通りマリア観音に属するのかは今後の専門家の調査に委ねたい。尚、近隣市町村の函南町興聖寺にもマリア観音像が残り、町指定有形文化財に指定されているが松城家のものとは全く似ていない。

³⁴ ミセ1階では後世に囲炉裏が設けられ、その時に棚板を撤去し箱状造作の天板を何枚か外してこの装置を煙抜きとして使用し、ほど近い2階窓から排煙していたようである。その囲炉裏も修理前には既にふさがれており、神棚廻りの造作材としては天板5枚のうち2枚と棚板のみが欠失した状態であった。

³⁵ 『キリスト教解禁以前一切支丹禁制高札撤去の史料論』、鈴江英一著、岩田書院、2000年 によれば、日本でキリスト教が解禁されたのは明治6年（1873）に五榜の掲示のキリシタン禁制の高札が撤去されたことをもってする考えが多かったが、実際にキリスト教解禁が法的に保証されるのは、明治22年（1889）の大日本帝国憲法第28条で留保付きながら信教の自由が認められた時であるとされている。

(6) 土蔵

家相図には東土蔵・醤油蔵に関する書込み文書情報がなく、土蔵であること、西面出入口に通り庇が描かれる程度以外は柱間の数なども不明である。文庫蔵も土蔵であること以外は詳細が不明であるが、先述の大黒天の記述以外に配置構成上、「文庫最大吉」と朱書きされている。北土蔵については柱間の数として桁行柱間の数：5、梁間柱間の数：2で、東西2室構成・真壁造であることがうかがえ、内部に「土蔵ナレハ／尚ニ大吉」の墨書きと「薪炭ハ不好」「味噌香ノ物／大吉」との朱書きがある。昭和戦頃のスケッチ（第5章 図版5-2-3）では西土蔵が既になくなっているものの、東土蔵に「質倉」、その北に隣接する蔵に「醤油倉」、文庫蔵に「文庫倉」、北土蔵に「味噌倉」とそれぞれ書き込まれている。

相宅知天鏡「土蔵の説」では土蔵の位置について八方位で、

・乾隅、巽隅 …大吉

・北、南、西、東 …吉

（東の場合は、同時に巽隅にもなければ「不好」）

・坤隅、艮隅 …大凶

と、位置ごとの吉凶を示し、規模（間数）については、

・東の蔵： 3・4・5・6 …吉

1・2・7・8・9・半（0.5）の数 …凶

・巽隅の蔵：3・4・5・6 …吉

1・2・7・8・9・10 …大凶

・南の蔵： 3・4・5・8 …吉

1・2・6・7・9・10 …大凶

・西の蔵： 1・2・6・7・8・9 …吉

3・4・5 …大凶

・乾隅の蔵：1・2・6・7・8・9・10 …吉

3・4・5 …大凶

・北の蔵： 4・5・6・9・10 …吉

3・7・8 …不好

としている（節末「補説9」参照）。

文庫蔵については前出の図4-3-2-5にも示す通り、宍戸頼母の建築配置計画では、主屋北西（乾隅）に近接しておくことを雛形のひとつとしており、家相図の通りの位置に建設されているが、かつて存在した西土蔵も宅地配置的に乾隅であり、同説によると大吉であったことが分かる。

東土蔵は宅地南東（巽隅）に建設され、大吉の配置であることが分かるが、かつて存在した醤油蔵（東の蔵）も同説の記述通り東土蔵とセットで建てたことによって吉であったことが分かる。

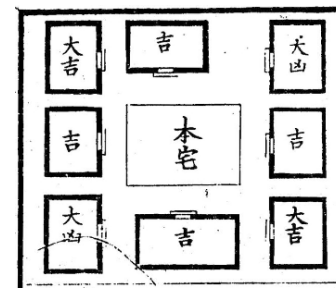


図4-3-2-19 相宅知天鏡「土蔵の説」の指図

（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）

他の指図と同様に考えると上が南を示す。

表4-3-2-2 土蔵寸法比較表（出入口庇等は含まない）

区分	部位	文庫蔵	東土蔵	北土蔵
遺構	桁行柱間の数	5	8	8
	梁間柱間の数	4	6	3
	桁行柱間寸法 (1間=6尺換算)	15.00尺 (2.50間)	24.00尺 (4.00間)	30.00尺 (5.00間)
	梁間柱寸法 (1間=6尺換算)	12.00尺 (2.00間)	16.68尺 (2.78間)	11.70尺 (1.95間)
家相図 (計測)	桁行柱間の数	表現なし	表現なし	5
	梁間柱間の数	表現なし	表現なし	2
	桁行寸法分一計測 (1間=6尺換算)	15.18尺 (2.53間)	29.42尺 (4.90間)	29.94尺 (4.99間)
	梁間寸法分一計測 (1間=6尺換算)	11.50尺 (1.92間)	18.14尺 (3.02間)	11.51尺 (1.92間)
中農家 吉相の図	桁行	2.50間	4.00間	6.00間
	梁間	記述なし	3.00間	記述なし
誤差1寸以内の関係				
誤差2寸以内の関係				

北土蔵については、家相図では土蔵である必要はないことが示されるものの、「土蔵ナレハ／尚ニ大吉」を受けたのか土蔵として建設され、配置も吉となっている。

同説で土蔵の規模を示す「間数」は、相宅知天鏡全体の文意からすると柱間の数ではなく、1間=6尺とした実寸を示すが、遺構との比較表を表4-3-2-2に示す。

家相図では土蔵の大きさを示す書き込みが不足しているが、文庫蔵・東土蔵に関しては相宅知天鏡「中農家吉相の図」（前出図4-3-2-5左）に書き込まれた大きさを意識したような寸法の現れ方をしている。一方で、家相図の作成精度・紙の伸縮・計測誤差を承知で紙面上の計測してみると、北土蔵は家相図に描かれる規模を実現させたようにみえる。建設時には、家相図や相宅知天鏡など宍戸頼母の指図・判断を参考にしつつ、宅地のスペースを勘案して実施の大きさを定めたものと思われる。同説では北の蔵に関する「2間」の大きさについての判定が示されず不明な点が残すが、それぞれの遺構寸法が近似する整数値の間数で規模を表現すると、文庫蔵：2.5間×2間、東土蔵：4間×3間、北土蔵：5間×2間となり、凶の変更や調整は行われていないことが分かる。

第3項 門・棟札の吉寸考察

①概要

相宅知天鏡ほか、宍戸頼母のその他家相書、及び他者の一般的な家相書の内容には、方位や形態・数を主とした説明が多く、具体的な寸法指定は少ない。家相家がわざわざ指示する寸法指定にはその背景を検証する必要があるが、本項では松城家の建設に関連するもののうち、家相論として明らかに「吉寸」・「凶寸」の考えが寸法決定の背景に存在するとみられる項目について検証する。

②門の大きさ

(1) 家相書の規定

前項では門の配置について、宍戸頼母の家相図及び相宅知天鏡をまじえた遺構検証を行った。同書「門戸の説」では、門戸の方位配置の吉凶解説のほかに、大きさの設定に関しても記述があり、

「門を建るにハ、^{たて} 縦ハ星尺にて吉寸を撰ミ、横ハ八卦尺にて吉寸を定むべし」

とされている。

大きさは「吉寸」という抽象表現であり、「星尺」、「八卦尺」という寸法体系の具体的な説明も同書には示されていない。相宅知天鏡以前の他者の家相書でも、門戸は吉寸を用いて寸法を定めるものとの解説が散見されるため、家相判断として門戸の吉寸設定は定法のひとつであったとみられる。星尺と八卦尺の解釈上の手がかりとできる史資料を以下に数例示す。

A. 『家相図説大全』

(松浦久信(東鶏)著、享和元年(1801))

「門戸尺法」と題して詳しく解説されており、
「門戸を開く事 ^{もつとも} 最 ^{わかま} 尺法の ^{その} 辨 ^{いわく} へあり 其法に曰 門戸を造る事 ^{よろし} 宜く子細にすべし ^{きつせい} 吉星の寸に遇ときハ吉なり ^{けうせい} 凶星の寸に遇ときハ凶く ^{しかる} 禍福の由来 ^{あふ} 半ハ門に在り云々 然に尺法二例ありて 一ハ 門戸の縦を量る ^{せいしやく} 星尺 是之一ハ ^{いつ} 同横を量る ^{はか} 八卦尺 是の ^{おの} 各 ^{たて} 其法曲尺一尺二寸をもつて一 ^{じゆん} 准とし ^{わか} 八節に分て 吉凶を論ず (後略)」

とある。門戸の高さ方向は星尺による吉寸を、幅方向は八卦尺の吉寸をそれぞれ用いて大きさを定めるという内容は相宅知天鏡と同様である。

家相図説大全では星尺と八卦尺がそれぞれ図示され、共に **1.2 尺を8等分**した1.5寸が1つの寸法単位となっていることが分かるが、吉凶の配列が両者で微

妙に異なり、星尺で吉寸であるものが八卦尺では凶寸となったり、その逆となるものもある。

また、「^{せいしやく} 星尺」、「^{ろはん} 魯般尺」³⁶、「周尺」、「唐尺」は同義であるなどとも解説を加えている。

門戸の縦方向の大きさをとる星尺は、同書の指図で「^{ろはん} 魯般尺法」として解説され、横方向の大きさをとる八卦尺は、「八卦尺法」として解説されている。

1～8 までの数値には、以下の配列が示されている。

魯般尺法：財・病・離・義・宦・劫・害・吉

八卦尺法：坎・艮・震・巽・離・坤・兌・乾

魯般尺法の吉寸は、財・義・宦・吉の4つでそれ以外が凶寸、八卦尺法の吉寸は、坎・震・巽・坤・乾の5つでそれ以外が凶寸と示されており、同書の^{ろはん} 魯般尺法では、「一、二、・・・八」には「財、病、・・・吉」、「坎、艮、・・・乾」がこの並び順にそれぞれ配当されている(図4-3-3-1 参照)。

具体的な吉寸のあて方としては、門戸の^{あき}「開」、即ち開口部の縦内法と横内法を対象として、星尺あるいは八卦尺をあてること、1尺2寸を超える長さをとる場合には、「一准」(＝1尺2寸)を繰り返しあてて、対象寸法の終わる位置の吉凶をよむともしている。

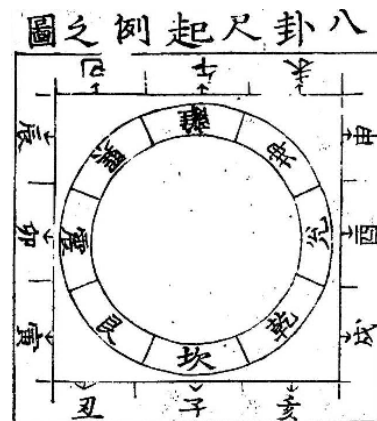


図4-3-3-1 家相図説大全「八卦尺起例之図」

(国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋)

後天(文王)八卦の序列、即ち坎(＝子)を用いている。坎より始まり、時計回りに読んだ八卦の並びを「八卦尺」としている様子が分かる。

³⁶ 魯般尺は、現代の日本でも曲尺の長手内側目盛につけられた吉凶寸として名残を残すが、1.2尺を8等分してその1.5寸ごとに、「財・病・離・義・官・劫・害・吉」を割り振り、「財・義・官・吉」が吉寸とされている。建築大辞典(第2版、彰国社編)によればこれら説明のほか、魯班尺＝門尺(もんじやく)とし、さらに「唐尺」、「星尺」とも同義としている。さらに、江戸時代、魯班尺は実際には明時代の營造尺(工匠用尺)を指していたという。

B. 『家相秘伝集』

(松浦琴鶴著、天保11年(1840))

家相秘伝集中の「門口家の入口寸尺吉撰の辨」において、門口の堅横の幅を「天星尺」で吉凶を決めるとされている。日本における従来の家相書で見られた星尺(魯般尺)が1.2尺を8等分したものであったのに対し、9寸6分を8等分した1.2寸が1つの寸法単位となる「天星尺」を用いている点が大きく異なっている。安田徹也氏の研究報告³⁷⁾によれば、この「天星尺」は同書で初めて提唱され、これ以降の家相書の殆どがこれを採用しているという。指図には「裏」面と「表」面が示されており、このうち「裏」面のものは、寸法体系以外は、A.『家相図説大全』の魯般尺法とほぼ同様で、

財・病・離・義・官・劫・害・本

とされているが、最後の文字が「吉」ではなく「本」

となっている点が異なる。「表」面には、八卦も配当されているが、魯般尺との配当がA.『家相図説大全』とは異なる。

「表」面には「裏」面の「財・病・離・義・官・劫・害・本」がそのまま文字として移っており、吉凶を振り分けると「裏」面に合うと考えられるため、裏表で吉凶の序列が変わらないこととなり、「表」面の存在意味は不明である。この場合、八卦の吉寸は、兌・巽・震・乾の4つでそれ以外が凶寸となる。

同書では門の堅横の幅をと「天星尺」を用いるとしており、八卦尺には触れられていない一方で、八卦が割り振られていることは紛らわしいが、吉凶に関する寸法体系は1種類しかない。

C. 『家相新編』

(尾島碩聞著、明治34年(1901))

尾島碩聞は、尺度による吉凶判断自体を不合理とし

A. 『家相図説大全』の記述・指図を元にした寸法体系図(1.2尺を8等分)

「一進」=1尺2寸 (1目盛:1寸5分)

「魯般尺法」 (=「星尺」)	<table> <tr> <td>八 吉</td> <td>七 害</td> <td>六 劫</td> <td>五 官</td> <td>四 義</td> <td>三 離</td> <td>二 病</td> <td>一 財</td> </tr> <tr> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> </tr> </table>	八 吉	七 害	六 劫	五 官	四 義	三 離	二 病	一 財	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順
八 吉	七 害	六 劫	五 官	四 義	三 離	二 病	一 財										
→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順										
「八卦尺法」	<table> <tr> <td>一 坎</td> <td>二 艮</td> <td>三 震</td> <td>四 巽</td> <td>五 離</td> <td>六 坤</td> <td>七 兌</td> <td>八 乾</td> </tr> <tr> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> <td>→ 凶計 順</td> </tr> </table>	一 坎	二 艮	三 震	四 巽	五 離	六 坤	七 兌	八 乾	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順
一 坎	二 艮	三 震	四 巽	五 離	六 坤	七 兌	八 乾										
→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順	→ 凶計 順										

『家相図説大全』
 松浦久信(東鶴) 著、享和元年(1801)
 門戸の吉凶の取り方: 竪は「魯般尺法」、横は「八卦尺法」
 八卦尺は、後天(文王)八卦の序列を坎(=北)より開始
 (=1)して時計回りに並べたものとなっている。

『家相図説大全』

松浦久信(東鶴)著、享和元年(1801)

門戸の吉寸の取り方: 縦は「魯般尺法」、横は「八卦尺法」

八卦尺は、後天(文王)八卦の序列を坎(=北)より開始(=1)して時計回りに並べたものとなっている。

B. 『家相秘伝集』の記述・指図を元にした寸法体系図(0.96尺を8等分)

9寸6分 (1目盛:1寸2分)									
「天星尺」 「表」	<table border="1"> <tr> <td>天星尺 財</td> <td>天星尺 病</td> <td>天星尺 離</td> <td>天星尺 義</td> <td>天星尺 官</td> <td>天星尺 劫</td> <td>天星尺 害</td> <td>天星尺 本</td> </tr> </table>	天星尺 財	天星尺 病	天星尺 離	天星尺 義	天星尺 官	天星尺 劫	天星尺 害	天星尺 本
天星尺 財	天星尺 病	天星尺 離	天星尺 義	天星尺 官	天星尺 劫	天星尺 害	天星尺 本		
「天星尺」 「裏」	<table border="1"> <tr> <td>天星尺 財</td> <td>天星尺 病</td> <td>天星尺 離</td> <td>天星尺 義</td> <td>天星尺 官</td> <td>天星尺 劫</td> <td>天星尺 害</td> <td>天星尺 本</td> </tr> </table>	天星尺 財	天星尺 病	天星尺 離	天星尺 義	天星尺 官	天星尺 劫	天星尺 害	天星尺 本
天星尺 財	天星尺 病	天星尺 離	天星尺 義	天星尺 官	天星尺 劫	天星尺 害	天星尺 本		

『家相秘伝集』

松浦琴鶴著、天保11年(1840)

門戸の吉寸の取り方: 縦横とも「天星尺」による。

※「天星尺」の「裏」面が従来の魯般尺に相当する。

※「天星尺」の「表」面には、八卦も配当されており、魯般尺と八卦の対応を示すようであるが、「裏」面の魯般尺がそのまま移ってきているため、吉凶もそれに支配されると考えると、八卦の併記意味はよく分からない。

C. 『家相新編』の記述・指図を元にした寸法体系図(0.96尺を8等分)

9寸6分 (1目盛:1寸2分)									
「天星尺」	<table><tr><td>財</td><td>病</td><td>離</td><td>義</td><td>官</td><td>劫</td><td>害</td><td>本</td></tr></table>	財	病	離	義	官	劫	害	本
財	病	離	義	官	劫	害	本		
「八卦尺」	<table><tr><td>財</td><td>病</td><td>離</td><td>義</td><td>官</td><td>劫</td><td>害</td><td>本</td></tr></table>	財	病	離	義	官	劫	害	本
財	病	離	義	官	劫	害	本		

『家相新編』

尾島碩聞、明治34年(1901)

門戸の吉寸の取り方: 縦は「魯般尺法」、横は「八卦尺法」

※尾島碩聞は尺度による吉凶判断自体を不合理としており、当時の例として示すにとどめている。『家相図説大全』に示されるような魯般尺・八卦尺の概念を取り上げつつ、寸法体系は0.96尺を8等分する方式を示している。

D. 「魯般真尺」の報告例を元にした寸法体系図(1.44尺を8等分)

1.44尺 (1目盛:1寸8分)								
「魯般真尺」 (=星尺と想定)	財	病	離	義	官	劫	害	本

※八卦尺については解説がなく不明。

図4-3-3-2 各家相書等にみられる魯般尺と八卦尺(原史料指図より起こし、吉寸とかがえるものには網掛けを補記。)

※表記方法は原文のままとしたが、C『家相新編』の「天星尺」・「八卦尺」は縦書表記であったため90度反時計回転して作図。

³⁷⁾「文献からみた魯般尺」『竹中大工道具館研究紀要 第29号』、安田徹也、公益財団法人竹中大工道具館、2018年。同研究では、魯般尺に関し「最古の文献は中国宋代の『事林廣記』、それに次ぐのが元代の『居家必用』である。何れも1尺2寸を8等分し「財病離義官劫害吉」の八文字を配当する、現在と同形式の魯般尺を載せており、これが日本の魯般尺のルーツとなったと思われる。」としている。また、魯般尺の記述がある最初期の家相書は天明3年(1783)成立の疋田慶明『家相秘録』という。続いて、本文中に示す『家相図説大全』であり、「基本的には『居家必用』を典拠としたとみられ、門戸を作る時に使うとするが、大きく異なるのは魯般尺を使うのは開口部の縦の長さで、横の長さには「八卦尺」という別の尺度を使うとする点である。」と述べられている。

否定的な立場を取りながら、家相新編中の「破邪辨第二（疊數間尺吉凶ノ誤を辨ズ）」において、門戸の寸法に適用する当時の例を示している。

その概要を示すと、門戸の縦方向の吉寸は、B.『家相秘伝集』の「天星尺」と同じものを挙げ、**9寸6分を8等分**する寸法体系を示している。また横方向に用いる吉寸は、A.『家相図説大全』と同じ八卦尺の配列を、9寸6分を8等分の寸法体系によって示し、「天星尺」、「八卦尺」と題してそれぞれ図示している。

八卦尺に関する吉凶は示されていないが、A.『家相図説大全』の星尺（ろはん 魯般尺）及び、八卦尺の序列と同じものをそれぞれ引用しているため、八卦尺の吉凶も家相図説大全に合うものと思われる。

また、「天星尺」、「ろはん 魯般尺」、「周尺」、「唐尺」は同義であるなどとしている点はA.『家相図説大全』と同様である。図示される配列は以下の通りである。

天星尺：財・病・離・義・官・劫・害・本

八卦尺：坎・艮・震・巽・離・坤・兌・乾

D. 「魯般真尺」の解釈（研究報告）

又吉光邦氏の研究報告³⁸によれば、中国明代に編著されたという「魯班經」に記述された「魯般真尺」の内容や、沖縄に現存する魯般尺の検証などにより、曲尺**1.44尺を8等分**することにより、「（魯般尺の）1寸は（曲尺の）1.8寸」という内容が一致すること、門戸への使用例の存在などが示されている³⁹。

同研究報告に八卦尺に該当するものは見当たらないが、宮良殿内に現存する魯般尺について1～8までの数値には、以下の配列が示されている。

魯般尺：財・病・離・義・官・劫・害・本

また、魯般尺の吉寸は、財・義・官・本の4つでそれ以外が凶寸とも示されている。

安田徹也氏の研究報告⁴⁰によれば、この曲尺1.44尺を8等分する寸法体系は、日本では普及しなかったが、中国や沖縄ではこの形式のものが普及したとされている。

以上のように、星尺（＝魯般尺）の寸法体系は時代や流派、地域の違いなどにもよって異なるものと思われるが、単位となる8個の文字はほぼ同じであり、それぞれに対する吉凶の配当も一致していることがうかがえる。

(2) 遺構の検証

相宅知天鏡以前に宍戸頼母が著した『家相方位指南』（天保6年（1835））でも門戸の寸法について記述があるが、表記は簡潔で「又門戸の開きたてよことも吉寸を撰むへし」との記述があるのみで、星尺・八卦尺の別が念頭にあったものかどうかは特定しがたい。但し、宍戸頼母が重要視する家相論には、由来や考え方を併記する傾向があるため、詳細が示されない以上は、おそらく通例や他者の家相書などを参考に示したという意味合いが強く、簡単に触れる程度で済ませたものと思われる。

相宅知天鏡以後に宍戸頼母が著した『家相便覧』（明治14年（1881））は、相宅知天鏡を再編したものであり、門戸大きさの記述もこれと全く同じである。

先述した安田徹也氏の研究を参考にすると、家相方位指南が書かれた時期の魯般尺は、従来の、1.2尺を8等分する方式であったと考えられるが、相宅知天鏡が書かれた時期や松城家の建設時期は、B.『家相秘伝集』の「天星尺」が既に提唱されているため、新式である、9寸6分を8等分する方式に宍戸頼母が切り替えていた可能性もある。一方、八卦尺については他の家相書や既往の研究によっても記載例が乏しく不明な部分が多いため、史料としてはっきり存在と内容がうかがえるA.『家相図説大全』及びC.『家相新編』の八卦尺に示される文字と吉凶の序列によるもので検証する。

宍戸頼母が採用した星尺と八卦尺の寸法体系がどのようなものであったのか、また、松城家の建設でそれが反映されていたのかも含めて検証するため、以下のように寸法体系を3タイプに場合分けして遺構の検証を行う。

【その1】：1.2尺を8等分

【その2】：9寸6分を8等分

【その3】：1.44尺を8等分

松城家では南正面にある門が検証対象となるが、吉の寸法が適用されているとすれば、2本の石造門柱廻りの内法が該当するものと考えられる。松城家が廻船業を営んでいた頃は門前には港から繋がる川が流れており、当初の門構えは開口上に楣などの横材がない開放構造として門柱に内開きの扉を取り付ける形式であった。家人に伝わる話としては、川から直接物資の荷揚げ・搬入に際して背の高い荷物を運び込むのに支障がないよう、門柱には楣がないのだという。

³⁸ 「宮良殿内にある魯般尺と三線尺」『産業情報論集』、又吉光邦、Vol. 10 (No. 1)、2013年

³⁹ 現代日本の風水学や販売されている魯般尺は、「魯般真尺」のような（1.44尺8等分）を採用するものが殆どようである。

⁴⁰ （前掲注37）「文献からみた魯般尺」『竹中大工道具館研究紀要 第29号 2018年』、安田徹也、公益財団法人竹中大工道具館

従って門の開口として、高さ方向については門柱上部に横材がなく、「開」の区画が不明なため、吉寸設定の対象外であったとも考えられるが、仮に門柱頂部あるいは門柱付近の石塀上端をそれぞれ「開」の区切りと想定して⁴¹ 参考的に検討した。(図4-3-3-3、図4-3-3-4)

これによれば、松城家の門廻りの建設に、相宅知天鏡に示される「星尺」及び「八卦尺」が持ち込まれていたとすると、考え得る3タイプの寸法体系のうち、

【その2】：9寸6分を8等分

【その3】：1.44尺を8等分

の2つの可能性がうかがえる。遺構の数値的検証はデリケートなものであり、総合的には次頁で棟札寸法の検証を行った上で改めて考察を加えることとする。

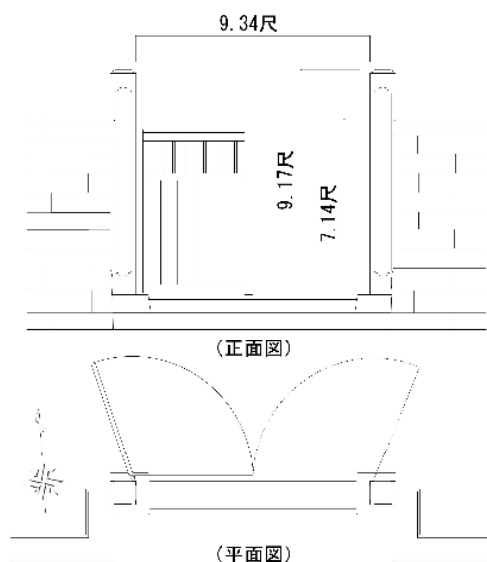
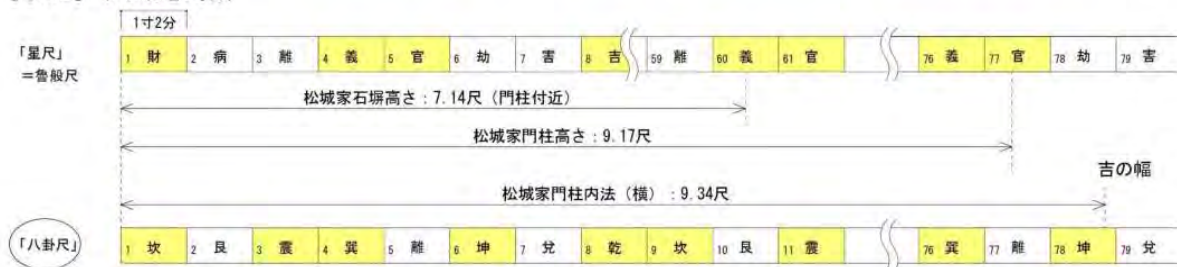


図4-3-3-3 松城家門廻り寸法当初推定図

【その1】 (1.2尺を8等分)



【その2】 (9寸6分を8等分)



【その3】 (1.44尺を8等分)



図4-3-3-4 松城家門内法寸法と吉凶寸の検証（網掛けは吉寸を示す。○で囲ったものは幅方向が吉寸となるもの。）

⁴¹ ほかにも、扉の上端を高さ方向の区切りと想定できるかもしれないが、扉は後世に引戸構えに変更されており、写真復原の精度の問題で寸法考察は困難である。

③棟札の表記内容と寸法

松城家の棟札は、宍戸頼母の『家相道しるべ』⁴²（図4-3-3-5）に記載された指図内容に酷似している。「檜木にて造り」、寸法は「長一尺二寸六分 幅四寸六分 厚さ六分」との指定があり、松城家の棟札実測値（383×138×18）と一致し、材種も桧である。

家相道しるべに記載されている指図は、自らが指定する寸法よりも縦に細長い比率で描かれているが、寸法通り造られた松城家の棟札は写真4-3-3-1のようになる。

また、棟札の記載内容は以下の通りである。

（表面）

岡象女神 工匠上田儀兵衛吉久敬白

： 奉上棟大元尊神家門長久守護所

五帝龍神 當主松城兵作藤原忠欽言

（裏面）

： 明治六癸酉歲六月廿六日癸卯吉祥

上棟日付の明治6年6月26日は、年干支は合うが日干支は実際には己酉で合わない。指定時の調査では、「明治6年6月に癸卯の干支を求めると6月20日で、これは旧暦5月26日にあたり、何らかの錯誤があったものと推定される。」と指摘されている。

（1）記載内容の検証

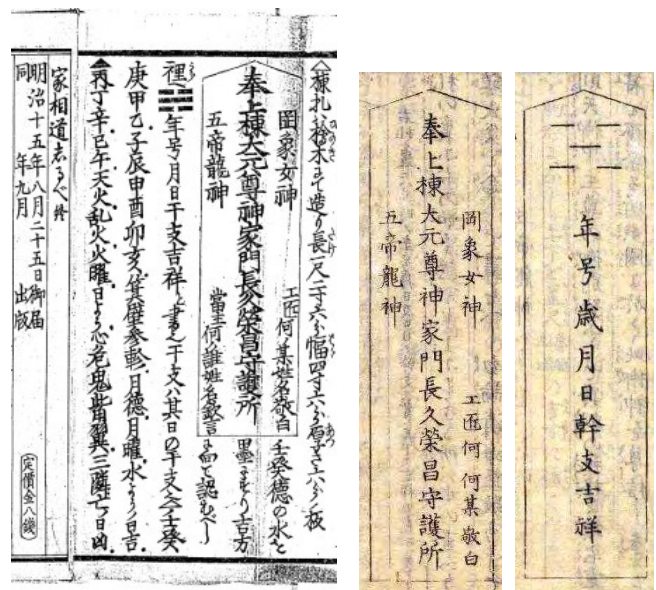
松城家棟札表面頂部に付された「：」の存在のみが指図と異なるが、佐藤正彦氏の『天井裏の文化史』⁴³によれば、この記号は符の一種で四天王を表すという。

但し、宍戸頼母の相宅知天鏡には四天王は登場せず、四神と、その重要性⁴⁴を述べているので、このケースでは四神と解釈するのが妥当であろう。「岡象女神（みつはのめがみ）」、「五帝龍神（ごていりゅうじん）」とは水や防火・鎮火の神であり、家屋に火災が起きず安泰を願う表れである。裏面頂部にある「☰」は易における8つの基本図像「八卦」のひとつ「坎（かん）」であり、水の意味がある⁴⁵。「☰」は同研究によれば、19世紀以降の棟札に限って登場するという。家相道しるべでは棟札裏面の指図はないが、文面で「☰ 年号 月日 干支 吉祥」と書くよう細かく規定している。

家相道しるべの棟札指図にはさらに源典と思われる指図が存在し、『匠家故実録』（松浦久信（東鶏）、享和3年



写真4-3-3-1 主屋棟札（左：表、右：裏）
（沼津市所蔵）



『家相道しるべ』の記載
図4-3-3-5 松城家棟札の源典と考えられる雛形図
（国立国会図書館デジタルコレクションより抜粋）

⁴² （前掲注17）。『家相道しるべ』（明治15年（1882））についての詳細は不明であるが、冒頭に「宍戸先生講義」とあることから聴講した門下生あるいは同業者などであった手塚幸七が、内容を編集して発行したものと推察される。

⁴³ 『天井裏の文化史—棟札は語る』、佐藤正彦、講談社、1995

⁴⁴ 「四神相応の説」。中国風水に源流があり、土地に関するもので皇都に相応しい最上の地勢とされる。相宅知天鏡では、東の青龍は流水、西の白虎は道路樹木、南の朱雀は汚池田野、北の玄武は山岳丘陵を好み、そのように囲まれた地に居住すると富貴栄昌・福壽延長と説明される。

⁴⁵ 『匠家故実録』で「☰」の説明として、「水の畫なり 鎮火災を念じて書すべし」とある。

(1803)) に非常によく似た図が掲載されている。著者の松浦久信(生没年不詳)は宍戸頼母に先行する著名な家相学者で、著書の匠家故実録には地鎮祭や上棟式など大工儀礼を中心に細かく説明されている。佐藤正彦氏はこの書が出されて以降「**三**」が棟札に見られるようになったと関連付けている⁴⁶。

松城家の棟札と家相道しるべをさらに子細に観察すると、家相家ならではのこだわりや縁起かつぎを想起させる部分が目立つが、本線から外れるため、節末「補説 10」でまとめる。

匠家故実録の棟札指図は裏面も図示されており、材種は桧と指定するが、寸法については、「上下を星尺魯般尺法の吉寸に^{アハセ}値て作るべし」と指定するのみで、具体的な数値指定がない。

松浦久信は、先に門戸の大きさの検証で挙げた、A.

『家相図説大全』(享和元年(1801))の著者でもあり、匠家故実録にも記述される「魯般尺法」は、同様に1.2尺を8等分した寸法体系によるものと判断できる。

棟札の吉寸について具体的に解説されている文献は極めて少ないが、宍戸頼母の家相道しるべが匠家故実録の棟札指図を典拠としていると考えられることから、吉寸の設定としても、魯般尺(星尺)を用いることを規範としていると思われる。

(2) 棟札寸法の検証

相宅知天鏡その他、宍戸頼母の主な家相書には棟札の詳細記述や魯般尺(星尺)などの具体的解説はない。前述の通り、家相道しるべでは棟札寸法に具体的な実寸を示しているが、「匠家故実録」のように吉寸という考えが背景にあつてのことと考えられる。

但し前述の通り、魯般尺の寸法体系の可能性が3例あ



図 4-3-3-6 松城家主屋棟札の魯般尺吉凶寸の検証 (網掛けは吉寸を示す。○で囲ったものは棟札寸法が全て吉寸となるもの。)

⁴⁶ (前掲注 43)。『天井裏の文化史—棟札は語る』。この文献の中で、鈴木重春著『大匠手鑑』(享保 6 (1721)) などでも棟札の実寸規定がなされていること、匠家故実録に示される、棟札に対する魯般尺の記述にも触れられているが、九州を中心とした多数の棟札実測検討の結果、多くの棟札は厚さ以外の点では必ずしも吉寸で作成されているとはいえないと報告されている。

る中で、松城家棟札が何を規範としていたのか検証するために作図したものを図4-3-3-6に示す。これによると、棟札の成・幅・厚さの3つ全てが吉寸となるのは、

【その1】：1.2尺を8等分

の場合のみであることが分かる。

家相道しるべが編集された年代である明治15年（1882）及び、その10年ほど前の松城家建設時に用いられた魯般尺の寸法体系には、既に家相界に普及していた新式（9寸6分を8等分による）を用いなかったことになる。

先述の通り、松城家主屋棟札は、家相道しるべに示された指図よりも成の比率が小さく、ずんぐりしたプロポーションになっている。仮に棟札成を1尺2寸6分に合わせた上で、指図の図柄比率に合うような細長い形状に作ったとすると、幅は3寸3分程度となり、（1.2尺を8等分した場合の）魯般尺では凶寸にあたる「離」となる。宍戸頼母がこれを嫌って、次の吉寸目盛り「義」に入るよう、幅を1目盛り程度大きくし、4寸6分と定めたと考えられる。おそらく宍戸頼母としては、家相道しるべの指図は内容を示す雛形程度として用いる一方で、指定する実寸には予め吉凶の確認を行っているはずである。これらの棟札実寸は、住宅普請の設計を依頼される度に宍戸頼母が常用していた定型寸法であった可能性もあるが、松城家の他に彼に関連した棟札が今後発見され、検証されることを期待したい。

④門・棟札の吉寸に関する総合考察

門戸の大きさを定める際に、開口部の横幅決定に使用するという八卦尺については不明な点が多い。

先述した安田徹也氏の研究に示されるように、1.44尺を8等分する魯般尺の形式が日本では沖縄以外にあまり普及しなかったことを踏まえると、図4-3-3-4に示したように横幅が吉寸となっているのは偶然と捉え、この方式が採用された可能性は除外するのが無難と思われる。そうすると、門戸の大きさの定め方は、図4-3-3-4では【その2】に該当するが、この場合は、開口部の堅寸法を、基礎石～門柱上端または、基礎石～石塀上端のどちらに想定しても吉寸になる。

松城家の門の建設時に吉寸の概念が適用されたならば、従来のような、1.2尺を8等分する魯般尺（星尺）に代わり、家相秘伝集で提唱された新式である9寸6分を8等分する魯般尺（天星尺）を用いていたことになる。これは、棟札の寸法決定に用いたと思われる魯般尺の寸法体系とは異なるが、安田徹也氏の研究を参考とす

ると、棟札の寸法決定方式の方が時代に逆行しており、宍戸頼母が古式を採用していたことになる。

『ものと人間の文化史 「ものさし」』⁴⁷によれば、江戸時代のある時期以降は、日本の曲尺に対する魯般尺の入れ方は、表目の1.2尺を8等分した「財・病・離・義・官・劫・害・吉」であるという。先に示した安田徹也氏の研究では、文献に登場する魯般尺（星尺）として、『家相秘伝集』（天保11年（1840））で提唱された「天星尺」（寸法体系は9寸6分を8等分）が、これ以降の家相書の殆どで採用されているとなっているが、一方で曲尺には依然、従来のような1.2尺を8等分した寸法体系の魯般尺が残った結果、曲尺1本で作れるような棟札の作成に用いる吉寸は、慣用的に曲尺の魯般尺を用いて決定されたことが想起される。

以上を踏まえ、松城家の門・棟札における吉寸の設定について、本検証の範囲では以下のように解釈する。

（門の大きさ）

多くの家相書に示されるように、門戸の開口寸法を吉寸で定めることは重要な項目のひとつであったと考えられ、松城家でも適用されたと思われる。宍戸頼母が実寸を指示したかどうかは不明であるが、相宅知天鏡に示されるように、堅寸法は「星尺」、横寸法は「八卦尺」として、当時普及していた寸法体系（9寸6分を8等分）を用いて建設されたと思われる。

（棟札の寸法）

棟札の寸法は、松城家建設時期より後年の、家相道しるべで記載された寸法と同じに作られている。寸法は、家相書などの文献資料の傾向からすると、古式である1.2尺を8等分した魯般尺によるものである。これは、曲尺などに名残を残す寸法体系として、実際にものを作るときに使用された例を示すものと思われる。

「匠家故実録」は当時の大手出版元であった須原屋が版本を出していることから広い地域に流布していたことは容易に推察され、宍戸頼母もこれら先学の影響を受けて家相学の習熟・改良を加え、指示する吉寸を雛形的に定めていた可能性が指摘できる。

松城家大工棟梁の上田儀兵衛が宍戸頼母の教えを意識して棟札を作成したことは明らかであるが、大工教科書的に身に付けていたのか、宍戸頼母を崇拝して松城家普請では特にこれに倣ったのか、あるいは倣うよう指示があったのかは不明である。但し、大工にとって重要な存在であるはずの棟札を雛形に倣っていることは事実で、当時の社会背景を示すもののひとつと思われる。

⁴⁷ 『ものと人間の文化史 「ものさし」』、小泉袈裟勝、法政大学出版局、1977年

補 説

第2項・第3項では、あくまで宍戸頼母の家相論に明記された、あるいはそれから容易に展開できる吉凶判断（一義的解釈）を中心に、松城家建物の計画～建設に関する検証を行った。松浦琴鶴による先述の『家相秘伝集』には、「地形宅舎内外の調度品や畳の間取りに至るまで全て吉相のみ揃えた家がかつてない。「三吉七凶」の如きは凶相とすべきものだが、もしその三つの吉相が重大で、七つの凶相が些細である場合は当然凶相とし難い。様々な理屈や揺るがない点をもって相を定めるべきである。」という内容が記されている。

相宅知天鏡に登場する凶表現を取り上げても、重大な凶のひとつである「短命夭死」と、小難である「口舌」との間には、確実に軽重の差がある。前段の検証ではこの軽重を無視した上で、例えば宍戸頼母の記述や指図から一義的に読み取れる「凶」あるいは「後に凶」などの表現を抛り所として単純に「凶」に分類したが、そもそも判断の起承転結がはっきり示されない場合の多い家相書の性格上、行間を読んだり、他者の家相論を参考にし、解釈・想像を加えるなどしなければ、家相家や施主の判断過程を想像することが難しい。普請の際に施主の満たしたい要求が、ある家相論では凶に分類されたとき、その要求を是とする別流派家相書でも見つければ、喜んでそちらを採用することもあったかも知れない。

この「補説」では先述の検証の中で、特に凶要素が可能性としてみえたケースを中心に、推論や、近い時代の他者の家相論なども交えた二義的解釈を加え、検証を深めることを目的とする。第2項要所の文末に示した、（節末「補説〇〇」）は、以下番号に対応している。

1. 磁北と真北

相宅知天鏡及び、当時その他一定の家相者の方位規定では、大部分が八卦（八方位）での吉凶判断のみでこと足りている（そうでない家相書も多い）。宍戸頼母の家相論では、便所・風呂を不浄のものとして例外的に十干の方位をベースに配置するよう述べているが、特に便所などは人宅に欠かせない重要なものでありながら、臭気や衛生面などから厄介な存在と捉えられている。十干のうち、戊・己の2つは方位盤では中央に入れられる習わしで、残り8つ（甲・乙・・・）は図版-補1のように「八卦正当の方位と、十二支を避けるように」（「浴室の説」⇨「毛圃吉凶の説」）との観念通り、これらの間を縫う位

置に入っている。即ち、便所配置など微妙な方位取り規定を網羅する上でも二十四方位の使用は好都合といえるが、この場合ひとつの分割角が15°という小さな範囲であるため、家相判断にとって重要かつデリケートな方位取りについて、常



図版-補1 二十四方位ほか関係図

に磁北が変化する中での磁石の採用は望ましくないということになる。

（一社）日本地図センターが示す偏角変化図⁴⁸によれば、東京地方では1660年頃に東偏角が最大で、1800年頃にほぼゼロとなり、現在では逆に西偏しているが、この360年ほどで丁度15°程度ずれてしまっている。相宅知天鏡などが江戸期の性格を示す家相書であるのに対し、明治以降の地理・天体学の進歩による知見発達の目まぐるしい中、尾島碩聞が科学的な視点をもって磁石の使用を批判しているわけであるが、家相が本格的に論じられるようになったのはせいぜい18世紀末以降のことであり、そこからの変化としては7°程度のずれであって、現在はまだ最盛期の家相家判断結果が特に狂うという時期には達していない。

2. 西の池

方位（位置）に対する事物の吉凶判断は、宍戸頼母以前にも多くの家相家によって論じられているが、八卦が象徴する八方位に五行を配当し、種々をまた五行にもなぞらえ、その「相生」「相剋」の関係を「吉」「凶」と結論づけることを判断手法としているケースが多く見られる。大きな部分では先述の畳数相互の吉凶判断と同様の理屈である。

相宅知天鏡に記載された、数・八卦・五行など配当表を図版-補2-1に示すが、自らの判断根拠の基本要素を自著で露呈している状況である。これをみると、例えば数と八卦の対応は「先天八卦（伏羲八卦）」の次序に倣い、方位と八卦の対応は「後天八卦（文王八卦）」に倣い、人位・身体は「説卦伝」（十翼のひとつ）などを規範とし、陰陽五行思想を絡めるなど、いずれも紀元前の昔から中国人が長期間をかけて解釈・研究してきた哲学のような

⁴⁸ Web 掲載の「地図のQ&A」に、西暦1600年頃からの磁北の偏角グラフが示されている。

内容の一定部分を、日本の家相家に取り入れていることが分かる。但し、江戸～大正期の様々な家相書をみると、表のような諸情報（解釈）を各家相家が等しく共有していたわけでもなく、また各々が参考とする書物や故事などにも当然差異があったことが窺える。そのため自らが規範とする基本要素を使いながら起承転結のストーリーを描いて吉凶の判断を下す際に、人（流派）によって異なった多様な吉凶判断が生まれたことにも繋がったと思われる。

宍戸頼母は、図版-補2-2左に示すように、随所に⁴⁹交⁴⁹を使って解説を加えていることから、建築家であると同時に易学者であったことも明らかである。

西の池に関しては、図版-補2-1に示される通り、西=☶、池=水=☵であるから、☶（兌）を体とし、☵（坎）を用とする関係である（図版-補2-2右）。これは

図版-補2-3左に示す通り、五行の単純な関係としては金と水の関係であり、相生関係にあるため悪くはない。従って西の池は、他に八卦が象徴する種々の要素同士がもつ悪関係などが絡まっている状態が勝って、最終的に凶と判定されたと解釈すべきである。

ここで注意を要するのは、先述の松浦東鶏の『家相図説大全』では西にある池も「宜し」と判定しており、五行の良関係のみを拠り所としているように思われること、即ち場合によって吉凶判定が家相家によって正反対にもなることである。松浦東鶏は、宍戸頼母に先行する著名な家相家であり著書も多く出していることから、松城家の西側池を当初のものと想定した時、建設時に松城兵作が西の池を欲した際に部分的に東鶏の家相書を支持するなど自分に都合よく考えた可能性もある。

本章 第2項で示した通り、西の池に関して宍戸頼母は、「西ハ吉凶両断也。一旦ハ富貴也共必ず衰ふ又女に付口舌物入こと有や」としている。“最初は吉だが後で凶”ということになるが、兵作が“初めの吉にだけあやかって、後で池を埋めるつもりであった”のが、結果的に埋められることがなかったのかも知れないし、元々“口舌（言い争いや痴話喧嘩）や物入りのことがある”という事象を大した凶と捉えていなかったのかも知れない。このように、人間が定めた吉凶を人間が解釈し、どう行動

八	七	六	五	四	三	二	一	数
☷	☶	☵	☴	☳	☲	☱	☰	卦
地	山	水	風	雷	火	澤	乾	象
順	止	陷	入	動	入	悦	健	性
土	土	水	木	木	火	金	金	行
申未	寅丑	北	巳辰	東	南	西	戌酉	方
男	長袖	小男	中男	長男	中男	少女	君父	人位
腹	手	耳	股	足	目	口	頭	身体
食	子孫	家	福利	出行	文化	得物	推誠	人事
禍	失物	情	怨敵	訟	散	口舌	憂	吉凶
旗	舟	舟	舟	舟	舟	舟	舟	物
穀	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	宅地
田園	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	宅地
母	山	水	天神	天王	神	神	神	鬼神
北	地	地	地	地	地	地	地	地

図版-補2-1 相宅知天鏡の八卦・五行など配当表
（国立国会図書館デジタルコレクションより）



図版-補2-2 八卦の「体」「用」と「西の池」

左：相宅知天鏡の説明（国立国会図書館デジタルコレクションより）

右：「西の池」を象徴する八卦の並び



※各箇所において、左側の○×は五行相関による吉凶、右側の○×は宍戸頼母が最終的に判定する吉凶を示す。



（五行相関図）

（相宅知天鏡の張り欠け解釈）

図版-補2-3 五行相関図と相宅知天鏡の張り欠け解釈

⁴⁹ 交(こう)は八卦の基本図像を構成する基本単位で、陽を表す「一」和陰を表す「--」の2種類ある。これを3つずつ組み合わせると縦に並べたものが八卦であり、2の3乗＝8種類が八卦を構成する。さらに八卦を2つずつ組み合わせると縦に並べたものが「六十四卦」で、宇宙・森羅万象を説明できるとされているが、これも既に紀元前の中国で登場している。図版-補2-2左は易学・家相学の応用で、相宅知天鏡でも解説されている。即ち、基本の卦を体（内卦）とし、①敷地や建物や門戸の平面形態が外へ張り出す「張り」の場合は、この体の上文を、②内へ引込む「欠け」の場合は、この体の下文を、③張り欠けのない平坦な門戸の場合は中交を、それぞれ陰陽逆転させる事により別の八卦を生じさせる。この新たな八卦を用（外卦）として、体の上に重ねる行為を示している。「体」は「主体」、「用」は主体に影響を及ぼす要素「作用」などと理解することができる。この「体」←「用」の並び関係は、張り欠けという形態にちなんだ判定のみならず、図版-補2-1に示される方位や数、あるいはその象徴を直接なぞらえて判定する際にも用いられている。

したかを検証することは現実にはとりとめがない。

西の池を広い視点でかつ子細に考察する上で、第2項「量の数」で示した表4-3-2-1に示すように、2量と量6の関係が凶とされていることなどにも触れておく必要がある。

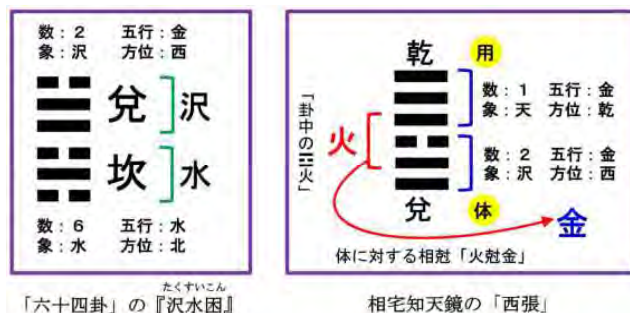
2-6は即ち☵-☵の関係であるが、量の続き間の関係として、相宅知天鏡の解説では“2-6”も“6-2”も区別せず凶としている。また、図版-補2-3右に示す張り欠けの判定図は、分かりやすくするためこちらで八卦の数値を併記したものであるが、「北欠」「西欠」がいずれも2と6の関係と同じで、凶に判定されている様子が分かる。凶の内容も“西の池”、“2量と6量の続き間”、“北欠・西欠”で似たような顛末が述べられている。

同様な判定をしている他者の家相書も多く見られるが、例えば相宅知天鏡に近い年代の『家相千百年眼』（平澤白翁、弘化2年（1845））では、兌の方位（西）に対する6量の関係をやはり凶としている。また、『洛地準則』（多田鳴鳳、安政6年（1859））では、同様な判定ながら、☱（兌）の象意が「沢」、☵（坎）の象意が「水」であり水気が重なるから良くないとし、他にも☱（兌）

「沢」と☵（坎）「水」は同じ物質でありながら、☵（止水）と☵（流水）という異なる性質同士だから相性が悪いと判定する家相家などもあり、判定が同じでも理屈がまちまちという具合に実に多様性がみられる。

図版-補2-4左に示す、六十四卦の「沢水困」は、体：☱で用：☵の組合せであるが、一般に“難卦”のひとつとされてきている。穴戸頼母もそのようなところから☱-☵も☵-☱も区別なく、自動的に凶に分類している可能性もある。

また西の池に関して、“最初は吉だが後で凶”という時間差の根拠が示されず詳細不明であるが、張り欠けの説明で西の張りについて、同じような経時的判定が少し詳しく示されている。図版-補2-4右にも示す西張について、「西張ハ☱☱如✓斯覆ハ礼也。礼儀正しくする時ハ、☱黄金と☱白銀を得て☱悦ぶ象故に一旦ハ富栄ふれど、卦中の☱火より金を尅する故に、☱花美奢りに長し。女難☱口舌争訟起り。散財重り。家運衰ふる也。（後略）」とある。“八卦の体・用をつくと、体の五行属性（金）の天敵である（火）の八卦象意ができてしまう。最初は五行の金同士として良いところから始まるが、火が発生することにより凶が生じる”というような理屈を示して



図版-補2-4 六十四卦や応用判定



工事前南西近景 竣工全景（西縁から望む）
図版-補2-5 主屋西方池越しにある石組

いる。このような応用例が相宅知天鏡内でも随所に用いられており⁵⁰、西の池に関しても何らかの理屈が行間に込められていると思われる。

さて、以上は家相論の解釈から考察したものであるが、主屋やミセの神棚のように、穴戸頼母の判定する凶が認識された上で何らかの凶相回避措置が取られていた可能性がないかも検証しておく必要がある。図版-補2-5に示すように、松城家宅地には1箇所だけであるが、西側石堀内側に接するように、用途不明の石組が構築されている。石堀と石材の共有はないが当初からのもので、見付1.6m×見込1.9m×成1.3m程の大きさであり井戸の類でもない。小振りの鎮守社でも乗せていたかと思われるが、家相図には示されず、相宅知天鏡「鎮守祀り所の説」でも酉（西）の位置には吉凶判定が示されないため詳細は不明のままである。

今回この石組は修理対象外で、上に繁茂していた実生の小木伐採のみで存置したが、原計画になかった西の池を設置するという計画変更に伴い、その凶を回避するためイレギュラーではあるが何らか家相論的に効果的な事物を置いて鎮静を図ったもの、即ち凶相回避の一手段であったのではと推定した。憶測の域を出ないため、今後の石組修理を行う際などの究明に期待したい。

⁵⁰ 図版-補2-3右に示す「南欠」や「艮欠」は、☲（離=3=南）と☶（艮=7=北東）であり、それぞれの五行は火と土の相生であり、五行としては問題ない。但し「艮欠」の説明で、穴戸頼母は艮の象徴として“家”も含めており、“家+火=火事”という縁起の悪い組合せを凶根拠のひとつとしている。尚、鬼門自体を無くすため、建物や敷地で「鬼門欠き（艮欠）」を行うことに関して吉とする家相家（論）も多くあるが、相宅知天鏡では上記のような理屈で重い凶に分類している。

3. 坤の手水鉢

松浦琴鶴の家相秘伝集での判断では、特別視すべき艮（鬼門）と坤（裏鬼門）の位置で、手を洗った不浄な水を地中に染み込ませる行為を大凶としている。他者で同種の理屈を示すものもあったが、坤の手水鉢を肯定する家相書の存在は今回発見できなかった。

相宅知天鏡では手水鉢（水）の位置について、五行において水と相剋関係で相性の悪い火と土が配当される位置、即ち南・艮・坤を大凶としている。

松城家主屋西面南寄りに取り付く風呂棟内便所から身を乗り出して用いるこの蹲踞は、図版-補3のように立てた景石の上面に浅い円形の座を彫り、鉢を置く形式で、当初からこの位置に配置されていたものとみられる。発掘などを含めた今回の調査や聞き取りからも、オザシキからアプローチして実際に使用された便所のセットであり、鉢を置いた実用のものであったと言わざるを得ない。仮に、先の西側石組が凶を鎮める鎮守社の台であったとしてもこの蹲踞は死角となるため、今回の調査・検証範囲では「相宅知天鏡の示す凶を回避できていない計画変更」と判断した。



図版-補3 坤の蹲踞



図版-補4 便所の開放構造



戸締り時



風呂棟内便所出入時

4. 便所の北開口

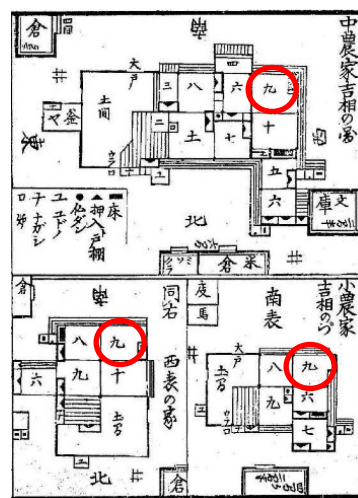
相宅知天鏡の文面より、忌避が促されているのは、便所北面に窓や開口を設ける行為でなく、「（北極）星の光り入らぬやう」即ち、便所の中から北極星が見えるような状態であることが分かる。松浦琴鶴の家相秘伝集でも、“便所の北側に窓があっても、別の建物が遮って北極星の光が入らなければよい”と、より詳しく解説している。家相論の原点ともいえる中国の道教では、早くから北極星信仰と強く結びついており、不浄即ち一種の凶である便所の中が、崇拜すべき北極星と向き合うことを否としているようである⁵¹。松城家の便所は、図版-補4のように北側（写真の右側）を大きく開放構造としているが、文庫蔵が迫って建っていて、身を乗り出しても北極星は見えない。

5. オザシキの9畳

図版-補5-2左に示すように、宋戸頼母の吉相パターンのひとつが“坤の9畳”であることが見て取れるが、9畳以上の畳数の八卦割当ては、同時代の家相家によっても異なり、常に八進法（例えば11畳→3畳）を用い

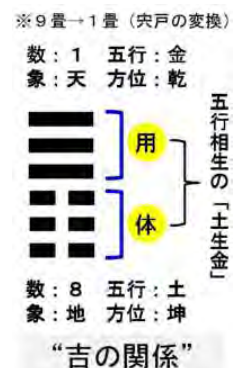
図版-補5-1 縁に張り出したオザシキ

この隙間に身を細めて入らなければ奥の雨戸の上げ猿を外せず、便所にも入れない。



図版-補5-2 坤の9畳

左：相宅知天鏡指図（国立国会図書館デジタルコレクションより）



ている家相書もある。また、4畳半など半畳を有する室は、隣室との続き間というより、その”4”と”半”の

⁵¹ 相宅知天鏡には特に便所を忌む解説が多くみられる。”夜中は行かない方が良く、夜更けはとりわけ凶、夜中は咳を3回して厠に行くこと”、”懐妊している女性がいる時は便所を作ってはならない”など。夜中とは、俗に言う丑三つ時のような、1日24時間を方位盤になぞらえた時に鬼門となる時刻を指し、便所の凶がより濃くなる時間帯であることを示しているようである。

ごとく自らが内包する数同士の関係で吉凶を論じているものも多く見られるが、その設定もまた家相家により異なっている⁵²。松城家の坤隅の室は1・2階とも指図の雛形通り9畳が選ばれているが、いずれも柱間2間規模の間口が交錯する角部屋のため、正方形の8畳間になるのが通常である。1畳を加えて9畳にした動機としては以下2点が同時に作用したとみられる。

①8と8という繋がりをなくして凶を回避

②8と9(→1)という繋がりにして吉に転化

第2項 表4-3-2-1で示した通り、8と8(坤と8も同義)は凶に当たるため、畳数を1畳増やすか減らすかという選択が次にあったはずである。但し、8と7の関係も凶であり⁵³、最終的には9畳にするしかなかったと思われるが、ひとつの操作で2つの凶(位置に関するものと、繋がりに関するもの)をそれぞれ吉に転化させるといった機転策が見て取れる(図版-補5-2)。

6. ブツマーヒロマの続き間(1畳-11畳)

「畳連数の説」では、畳は身近にいつも接するものであり、「最もゆるがせにすべからず」と重要性が強く述べられており、ことさら畳における建設時の変更は松城兵作が凶を承知の上、独断で行ったものでないならば、凶と判断しなかったか、あるいは凶を回避させたかといった、その他の可能性を検証する必要がある。

宍戸頼母は相宅知天鏡など自著の中では、畳の続き間とはどういう状況を指すのかという定義を示しておらず、推定要素も見当たらないため、そもそも彼の家相論における凶を招いているのかも定かではない。同時期までの家相家で、宍戸頼母が影響を受けたと思われる中に先述の松浦東鶏がいるが、『家相図説大全』「畳間取之辨」をみると、畳敷の続き間の間に板間(板敷き)があれば、「生尅を論ぜず」とされている。従って、兵作が何故ヒロマとブツマの空間を繋げたかったかという疑問は残るが、東鶏のような理屈が存在し、また近い時期の家相書でそれに対する異説を唱える書も見当たらない以上、松城家のブツマの変更に関してはノーカウントとすべきと思われる。(図版-補6)



図版-補6 ブツマ畳敷
手前がヒロマ11畳



図版-補7 松城家の生物系漆喰彫刻

7. 龍の間一次の間の続き間(6畳-6畳)

相宅知天鏡の解説で、畳数6と6の続き間には比較的重い凶⁵⁴が解説されており、六十四卦の中でも相当な難卦とされる「坎為水」(単に「坎」ともいう)の組合せになっている。とにかく八卦象意と五行が共に水で、これが2つ重なることで凶になることを示す家相論は多い。

松城家建物において、6畳骨格の室が続き間関係となる箇所は、他にはミセ1階の東西室が挙げられるが、ここでは東室に1畳分の板敷きを設けて6と5の関係にして、即ち凶を吉に転化して建設された。神棚にしても畳の板敷き変換にしても、ミセは主屋ほど格式・意匠に気遣う必要がないため、不自然な納まりによる吉変換の続きが顕在化しやすかったものと思われる。

推測の域を出ないが、今回の検証では建設時の計画変更で龍の間一次の間に生じた6畳続き間の凶は、漆喰彫刻のひとつである「ランプ掛けの龍」の設置によって回避させる意図があったのではないかと判断した。松城家主屋に施された、あるいは中に残されていた漆喰彫刻のうち、生物をモチーフとしたものに限定すると、図版-補7に示される4体(亀・龍・雀・虎)となる。広義に中国風水を発祥とする家相学は、相宅知天鏡に限らず「四神相応」の理屈で、“玄武・青龍・朱雀・白虎”を説く(紹介する)ものが多く、この漆喰彫刻に隠されたテーマがまさしく「四神」であったと思われる。相宅知天鏡「四神相応の説」によれば、「東は青龍と云て、流水有を好とす。青龍潜躍(ひそみおどる)之水也」とあるのをは

⁵² 相宅知天鏡の文意より、宍戸頼母は半畳＝金と設定していることが分かる。4畳半＝木＋金 となり金尅木という凶関係となるわけである。例えば、半畳を木に設定している者も見られるが、五行相関要素が変わるため吉凶も異なったものになっている。

⁵³ 8と8、8と7の組合せはいずれも五行的には土という同族同士であるが、相宅知天鏡「畳連数の説」では、“8畳と7畳”は“病災多い・子孫の血流に障る・宅主短命または中症・手足不自由・・・”といった相当重い凶を説いている。“8畳と8畳”は“家内不和合・婦人の権力が強い・・・”という程度の凶である。相宅知天鏡の節々に見られる説明などを総合すると、坤(裏鬼門)という曰く付きの存在や、土の持つ陰氣自体が重なったりすることを不吉と捉えているようである。

⁵⁴ “難産・水難・水が止まらない・陰気・偏屈・・・”など。

じめ、龍の縁起の良さを何点か紹介している。この4つの漆喰彫刻に関しては、建物に設置された位置と、四神が本来守護する方位とは相違があり、「ランプ掛けの龍」は2階北方東寄りの龍の間天井、「ふくら雀」は1階西縁壁、「雨中の虎」は2階南廊下壁に付けられ、亀の置物に至ってはどこかの床の間にでも飾ってあったのであろうが、元位置は不明である。

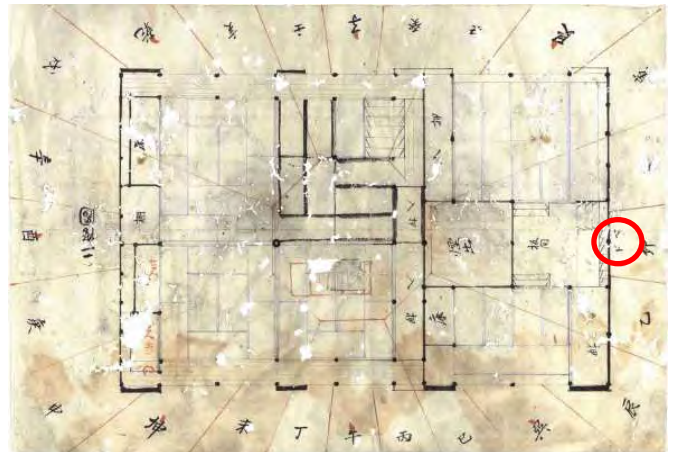
主屋2階北東の6畳-6畳続き間(凶)について、その1室である龍の間の天井に「ランプ掛けの龍」が施されている(図版-補7右上)。八卦の☵(坎=水)を示す6の重複には水づくしの難相が説かれているが、龍は水を好み、水とともに躍動するなどセットでなされる説明も相宅知天鏡に限ったことではなく、様々な故事にもちなんであるため、水の猛威を鎮める縁起ものの存在としてはうってつけと考えられたのではないだろうか。

8. 窓位置の吉凶

相宅知天鏡で“窓”は図版-補2-1の配当表に示される通り、八卦の☲(離=3=南=火)の括りになるが、他の家相書を見ても多く共通している。建築設備の竈も火の象徴としてこの☲に分類されるのもほぼ共通である。相宅知天鏡冒頭付近で示されている☲の説明では「離ハ火也。日也。明か也。心明かなれど。火の燃る如く性急短慮を慎むべし。人に取て目とす。心の臓とす。方位にてハ南とす。蓋(けだし)日中ハ隅々迄も。明かに皆見るの意也。故に南の方に障り有家ハ眼病。逆上。乱心。短気にして。立腹易き者有」とある。また、「窓開き所の説」では、五行の火と相尅関係(凶)に当たる水(北)、金(西・乾)の他、相生である土(艮・坤)までも関連が凶とされている。艮・坤との凶関係(体と用)は補説2で述べた通り、“艮欠”“南欠”とも同義である。

ここで最も重要なことは、宍戸頼母の家相論に従うと窓を設けて良いのは八方位のうち、南・巽・東という3方のみとなり、土蔵ならともかく住宅としては全く機能性の悪い欠陥品になるため、建築計画の専門家でもある家相家がどう取り組んでこれを解決しているかという検証である。家相家は知識・名声を得た上で、評判・口コミなどで身を立てる立場であろうことから、少なくとも自著の家相論と家相図における理屈の矛盾があれば一挙に信用を失うことは明らかであり、これら処理方法の確立や、何か言われた時に説明できる理屈を必ず準備していたと考えるのが自然である。

窓に関する家相図と家相論の照合のため、図版-補8-1に主屋2階の家相図を改めて掲載する。これを見ると、窓の設置を回避すべき北や艮(鬼門)にも明らかに窓の



図版-補8-1 松城家家相図その2(主屋2階)



←西面・南面→
図版-補8-2 主屋2階4面の窓
←東面・北面→

絵が描かれている。一方で窓の表現なのかも分かりにくい卯(東)の部分にのみ「マド」と文字が記入されている。そしてこれらの位置の窓が現実につくられているため、宍戸頼母は自ら公表する家相論と、一義的には相反する家相図(凶配置の窓)を描き、概ねそのまま建設されたことになる。

第2項に示した通り「窓開き所の説」では、

東・巽隅・南 …吉
(南の出格子窓は最吉)

坤隅・西・乾隅・北・艮隅 …凶

とされており、吉凶を優先するなら、設けても問題なかったのは、南面バルコニー越しの窓及び、東面の鑑窓のみであったはずである(図版-補8-2)。

遺構の窓・家相図・相宅知天鏡を改めて検証すると、これは施工時の凶相回避といった次元の話ではなく、設計者の計画論理や設定の問題であり、宍戸頼母は以下のような概念により、非常に割り切って窓の吉凶を定義付け、家相論と実際に建築計画の矛盾を無くしていたのではないかという見解に至った。

(推定される宍戸頼母の定義)

吉の窓：吉方位において常に開いた状態の窓

凶の窓：凶方位において常に開いた状態の窓

まず、図版-補8-1に示す家相図を見ると、主屋2階で“窓”を確定付けているのは、「マド」と表記のある東面窓（図版-補8-3左上）のみである。但し、他の窓は図示から理解できるためわざわざ「マド」と表記しなかったという可能性もあり、文字書き込みの有無は決め手から外しておく。

実際に施工された窓において、この東面窓が他面のものと決定的に異なるのは構造的な点で、最外の建具が常に開き放しの状態であり、室内側から戸締りできないという点にある。俣鈍式に入れられた嵌殺しガラス窓が開閉できないため、鎧戸は煽止金具で外壁に固定され、仮にこれを閉じようと思えば東面下屋屋根に上って、外部から操作するしかない⁵⁵。また、その関係からか雨戸（板戸）はガラス窓より内の室内側に入るため雨仕舞の役には立たず、専ら調光用という不自然なつくりになっている。ここで、「窓開き所の説」に示される吉凶判定記述をそのまま示すと、

「○東に. 窓を開くを青龍眼を開くト称し. 願望成就の. 吉相也 ○巽隅に. 開くハ. 家業栄昌の. 吉相也 ○南ハ. 陽明を受る相也. 出格子ハ最吉也 ○坤隅ハ. 病災多し. 別て婦人に障り. 経行不順（ちのみちわづらひ） ○西ハ. 女に付. 口舌散財 ○乾隅ハ. 盗火の難. 公難. 目上に心配. 不忠の下人. 又掛りまけ. 物入多し ○北ハ. 眼病. うミ血の煩ひ ○艮隅ハ. 邪気妖魔. 病災. 盗難等あり」となっている。「窓開き所の説」の説題にもある「開き」という言葉には、“窓を設ける行為”の他に“開ける動作”の意味もかけていると思われる。

“住宅において8方のうち3方だけにしか窓（開口）がないようなものは不便で仕方ないから、実際には実用の窓を好きな位置に設けてよい。これは開閉しても差し支えないが、開き放しの状態としてはいけない（例えば夜間は当然閉める）。一方、吉に分類する窓は形だけであっても常に開いた状態として差をつけること。”

などといった定義が教示されていたのではないかと思われる。つまり、明確な“窓”の仕様を定義し、他の窓と差をつけることによって、この仕様に乗らないものは、窓であっても“家相判定上の窓ではない”といった



主屋2階東面



文庫蔵2階南面



東土蔵2階南面



北土蔵2階南面

図版-補8-3 穴戸頼母が設定する“吉の窓”（推定）

割り切りである。

そのような目で見れば、同定義の窓が3棟の土蔵にも当初から設けられていることに気付く。土蔵ではそれほど窓の数は欲されなかったであろうが、いずれも2階南面（吉方位）にあり、それぞれ開口面に銅線亀甲網を張ってから土壁を塗っているため⁵⁶、文庫蔵・東土蔵では土扉が内部から開閉できず常に開いた状態である。北土蔵は虫籠窓で元々外扉はなく、3棟とも室内側に設けた引戸形式の裏白戸によって、暴風雨や火災の際には建物内からそれなりの戸締りができるようになっている。尚、土蔵3棟の窓は南側であるため、「窓開き所の説」に示される「出格子ハ最吉也」にあやかって、帯鉄格子や虫籠格子といった“格子”を採用した可能性もある。

以上より、穴戸頼母は吉凶に関わる“窓”の仕様を定義することで、実用的な建築計画と家相論の間で矛盾が生じないように、あるいは他者に説明ができるようにしていたと思われるが、建設時の変更で設けられた主屋2階西面南端の鎧窓は、通常閉じた状態であったとみられる⁵⁷ため、凶変更には当たらないものと判断した。

⁵⁵ 強風などで飛ばされたか相当以前から欠失していたようであるが、残存する肘壺金具（蝶番の肘と煽止の壺）の構造と位置より、実際に閉じること自体は可能な本物の扉が付けられていたことが今回の調査で判明した。

⁵⁶ 内部から土扉の開閉をしたかったからか、文庫蔵・東土蔵では、亀甲網が後世に切り取られ、帯鉄格子の間から手を延ばして土扉の環状金具を引っ張れば、扉を手繰り寄せられるように改造されていた。

⁵⁷ 東面鎧窓と意匠が似ているが、室内側には上下ガラス窓が入り、これを動かせば鎧窓には触れられる。しかし、東面の場合と同じように外で煽止固定をしようとすれば危険な体勢で身を乗り出すか、下屋屋根に乗りなければならず、通常開いた状態か、閉まった状態かのいずれかで固定していたと思われる。この鎧戸は後世に取り替えられてしまい、外壁もやり替えられていて煽止金具の存在も含めて詳細不明であるが、明治期を含み古い鎧窓が分かる写真（第5章 古写真1、15、21…）では全て閉まった状態である。2階南西八畳間を使用する際の採光用に時々開けるようなことはあったかも知れない。

尚、主屋1階の縁側に入る雨戸など、掃出窓の類は矢戸頼母の家相論上の窓に当たるのか不明であるが、全箇所雨戸を引き込んで戸締りをする構造になっているため、2階で想定した定義を用いた場合、「1階には（吉凶に係する）窓はない」ということになる。

次に、現代家相論でも二言目には取りざたされる「鬼門方向の入口」について検証する。先述の「窓開き所の説」の記述からも分かるように、「艮隅ハ、邪気妖魔、病災、盗難等あり」とあり、「門戸の説」でも、「艮隅の門戸ハ、俗盗賊口ト云程にて、悪鬼妖魔、往来し、兎角家の不✓為者（ならずもの）、入込凶相也・（後略）」とされている。「邪気（悪鬼）妖魔」というそれらしい要素が示されているが、登場条件からすると鬼門にある開口から侵入してくる凶要素のようであり、五行生尅からの吉凶のみではなさそうである。

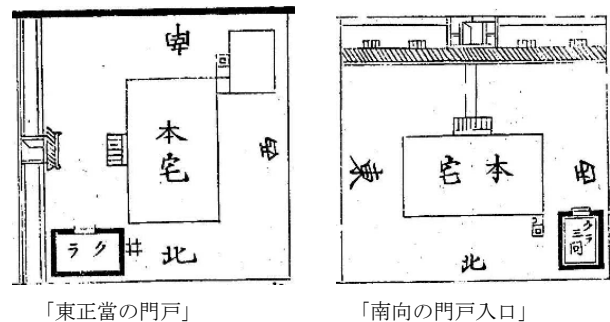
松城家の主屋1階家相図を見ると、艮（鬼門）方向を敢えて狙ったかのように北東ドマ出入口を計画しており（図版-補8-4）、現実にその通り施工された。「門戸」という語句は、門だけを指すのか、門と建物出入口を同時に指すのかは、「門戸の説」の表現や指図が微妙で分かりにくい（図版-補8-5）、総合的に推測すると、矢戸頼母は主体部から突出した出入口のことを家相判断に用いる出入口と定義しているようである。窓の場合のような、こじつけとも捉えられかねないことであるが、松城家主屋では南側突出の式台だけが出入口に相当し、ワキゲンカンや北東ドマ出入口は家相上の出入口ではないということになる。恐らく、2階の窓はもとより建物に欲しい開口部が吉凶判定により不自由すぎる制限を受けることを避けるため、必然の定義（理屈）付けであったと思われる。

9. 土蔵の位置と大きさ

土蔵は土の塊であるとして五行の“土”として生尅の判断に繋げる場合もあるようだが、第2項 図4-3-2-19に示す「土蔵の説」の指図のように、艮・坤以外の方位で吉としていることから、矢戸頼母には大体はどこにあってもいいという“富”の象徴として受け入れられていると思われる。土蔵の吉凶は、配置された位置と間数との関係を五行生尅で判定している。本来五行比和である6と6の関係が、畳数の繋がりとしては重い凶であったのに対し、北（☶=6）の蔵における6間を吉としており、土蔵では判定が緩いように思われる。



図版-補8-4 家相図に計画された主屋北東ドマ出入口（鬼門）



図版-補8-5 「門戸の説」の指図
（国立国会図書館デジタルコレクションより）



図版-補10-1 主屋棟札と矢戸頼母の『家相道しるべ』の“水”要素

10. 主屋棟札

棟札の寸法など『家相道しるべ』の雛形規定や、実際に作成された棟札の文字を見ると、明らかに“水”に寄せようとする意図が窺える。火事を嫌う縁起担ぎであるが、十干の「癸」（陰の水）や6（☵=水）を多用して上棟の日取りを決めている様子が分かる。

家相道しるべに記載された棟札寸法も、魯般尺の吉寸にするのと同時に、6を必ず入れているのも偶然ではないはずである。丁度この明治6年より、西洋のグレゴリ

オ暦が取り入れられたが、従来は用いられなかった「水ようノ日」を、水にちなんだ縁起の良い日として早速取り入れている⁵⁸様子からも、“水”への寄せが意図的であったことが傍証される。第3項で示した通り、主屋棟札の日干支は実際と合っていないが、この年の改暦で約1ヶ月の狂いが発生するなどして日本では混乱を招いたタイミングでもあり、日付の錯誤はこういったところから発生したのかも知れない。

また、実行されたのかどうかは不明であるが、家相道しるべの指図下方には「壬癸徳の水を墨にすり吉方に向て認むべし」とあり、宅地の壬癸方位の水を使った墨で棟札をしたためよという作法も示されている。

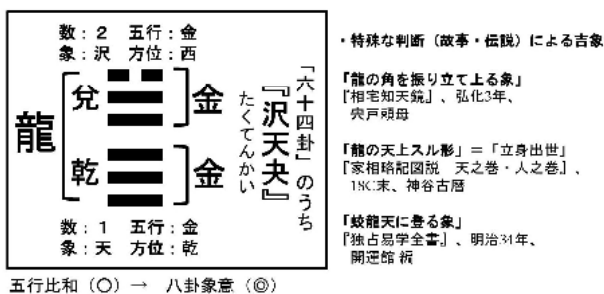
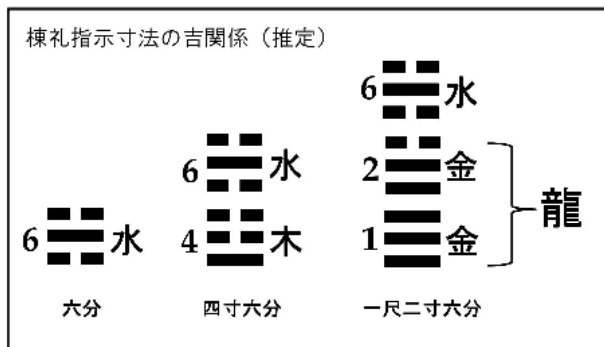
最後に、家相道しるべに記された棟札寸法の意味に関して、家相家がわざわざ定めている寸法であるため、魯般尺及び6の投入の他、その他の数字との並び関係も吉となるように選ばれていなかったかを検証をする。

本来無機質な数字同士の関係であるはずだが、現代でも人によっては凡そ科学的根拠がない数字の組合せにこだわりが持たれているケースもある。

仮に組合せ数字の吉寸がいくつかあるとしても、建築に用いる寸法を全てそれで造るのは現実的に不可能であるが、縁起の良い数字の組み合わせの参考例は相宅知天鏡の中でも所々記されており、例えば「畳連数の説」では、「一ト八、九ト八ハ、☰天地地相交リ、☷土☷ 締り、☷陰☷陽 合体し、☰君☷ 臣下相親ミ、家内和合、心身安泰の象也。（中略）一寸八分、十八間も同象也」とされており、畳数の関係を離れた“1寸8分”、“18間”という、それだけで独立した数字による寸法に、吉の意味を持たせていることが分かる。

第2項の畳数考察で示した表4-3-2-1のような吉関係の組合せ数字であることは容易に想像できるが、大黒天の「一寸六分四方」や、家相図に示される「此隅へ弁天大吉/六寸五分吉」といった寸法規定にはやはり吉の数字関係となっていることが分かる。

数字3つ続く場合の相生相剋判断はどのように処理されるのか相宅知天鏡からはよく分からないが、図版-補10-2に推定を示した。「屋敷形ちの説」では、乾張、即ち乾を体とし兌を用とする象を宍戸頼母は「龍の角を振り立て上る象にして、福祿厚く、家運盛んに、富貴長久の吉相也」として、ほぼ最高の評価を与えている。龍と水の好相性は先述の通りであり、4と6の関係も相生で吉であるため、やはり家相家の定める寸法規定には相当



図版-補10-2 主屋棟札の吉寸考察

なこだわりをもって練られた数字の選択となっていることが窺える。

松城家住宅の建築計画まとめ

現存する松城家家相図2枚と棟札、補足資料として家相図を著した宍戸頼母の『相宅知天鏡』に示される家相論を交えて一義的に遺構検証を行った上で、いくつかは二義的な検証を掘り下げた。同書に示される建築的な各部説明は全て概観したが、掛軸・挿花、庭の構成要素である築山や庭石・植木のほか、暦や衣服関係など、本修理工事の対象を超える「説」は割愛した。根本的なこととして、幕末から明治期に著された他者の家相書を概観すると方位の取り方から吉凶判断にいたるまで内容の異なるものが散見されるが、膨大な他書を交えて検証することは裾野が広がり過ぎて本考察の範疇を超えるため、今回は宍戸頼母の家相論に限定し、必要に応じて他者の書を参考とする程度にとどめた。

宍戸頼母の原設計である家相図の計画は周到に吉相の集合体となるよう配慮がなされていたが、建設当初に計画変更のなされた項目について、彼の監修や判断がどこまで寄与していたのかは記録が残らず不明である。一義的・二義的にみた上で、相宅知天鏡の内容からは凶に分類される

⁵⁸図版-補10左『家相道しるべ』の終盤に、吉事を示す△印から続く説明文に見ることができる。

変更であっても、変更時に宍戸頼母の判断を仰ぎ問題なしとなっていた可能性もゼロではない。但し、家相図が描かれてから僅か1年ほどでこの規模の主屋が材料調達をはじめ上棟まで終わっていたということは、実施検討や計画変更にじっくり時間を割いての建設ではなかったと思われ、棟札の寸法決定や土蔵の規模決定のように、家相図からはずれて宍戸頼母の家相論や著書の凡例を明らかに規範とした部分も認められることから、松城兵作あるいは棟梁上田儀兵衛が、最低でも宍戸頼母の関連する著書を手元において参考にし、家相論を理解していた可能性が指摘できる。

（原設計について）

家相図に示される宅地配置や建築の平面形態は、宍戸頼母自らの家相論に基づいた吉相を重視し、パターン化された基本モデル（雛形）の取捨選択あるいは組み合わせを行って基本骨格を定めたものであった。土蔵については吉の位置・規模を、中心建物である主屋の平面形状は張り欠けのうち吉の張りを意識したもので、南東隅と北西隅にそれなりの規模の建築を接続し、釜屋・便所などの生活必需施設は小規模な別棟として各辺に取り付けた構成をとる。しかし彼の書物や類例家相図に示される形態は皆松城家のようになっているわけでもなく、宅地の形状・規模、施主の要望など加味してそれぞれの条件において吉の構成となるよう計画されていたと見られる。

間取りについては隣り合う室（続き間）の畳数が重視され、凶の関係になる箇所は室境にトコや棚、押入を配置することで続き間でなくしたり、室単位で1畳の増減をしたりして調整することも設計手法のひとつであった。

（実施の建設について）

家相図に示される計画が建設時に変更されたものの中で、今回の調査範囲では二義的に解釈を広げてみても相宅知天鏡の凶に分類せざるを得ない事項は、風呂南側のつくばい設置のみであった。この規模の建物群で、多くの計画変更を経て建設された結果にしては驚くべき少なさである。

多くの変更は建物の機能や動線の改善を図ろうとしたことによるものとみられ、宍戸頼母による完全な吉相計画には不自由な点もあったことを物語っている。

但し、凶相回避措置をとったり、殆どの部分で極力家相論を守ろうとする兵作や棟梁の姿勢には、当時の著名な家相学者にわざわざ原設計を依頼した権勢の誇示というもの一面あったであろうが、禁忌への畏怖、建物に込められる吉相・幸福を願う気持ちが強かったものと思われる。その上で当時斬新であった洋風意匠や名工入江長八による

漆喰彫刻など華美・奇抜なものは家相論で拘束されない外観や室内造作などで主に採用された結果、平面・骨格は和風を基調とした折衷様式となっていたものと考えられるのである。

文化財に指定される歴史的建造物には当初の設計意図を明確に示す史料が乏しいため、それを探る一助として寸法考察や類例比較に終始しがちである。松城家建物では家相書により建築趣旨が予め分かるといってもよいが、寸法的なものは一部の吉寸採用を除き、建築を具現化する際の物理的尺度程度の意味合いが強かった。現代から見て、迷信要素が強く冗談のような面のある江戸期の家相論、ひいては言葉遊び・数字遊びにも似たこじつけも含まれると思われる吉凶割り当てにも真面目に向き合っている様子が家相者・施主ともに伺えた。

先述の明治期家相家である尾島碩聞は著書『家相新編』で、より科学的な視点に立ち、従来までの様々な迷信的家相説を批評している。宍戸頼母の重視する畳数や続き間の考えについても、設定からおかしいと一刀両断している。ただ、科学的な真偽は別として人生で一大事である自宅普請の際に、誰かに凶と言われることをするよりは、吉と言われることをする方が気分的にいいのは古今日本人に共通することと思われる。当時の多様な建築普請の一端ではあっても設計趣旨から建設にいたる流れを垣間見ることが可能な存在として、松城家の建物とともに家相図が重要文化財に指定され保管されていることの意義は高い。

【参考文献】

- 『「家相方位指南」にみる江戸の家相説』、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編 40号、2004年
- 『「家相方位指南」にみる江戸の家相説—第二報—』、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編 41号、2005年
- 『「匠家故実録」にみる建築儀礼』、村田あが、跡見学園女子大学短期大学部紀要 / 跡見学園女子大学短期大学部 編36号、1999年
- 「江戸時代家相書の研究 1. 家相書『家相免許』について」、大河直躬・長浜美由紀、日本建築学会梗概集、1993年
- 「江戸時代家相書の研究 2. 家相書『家相伝書』について」、長浜美由紀・大河直躬、日本建築学会梗概集、1993年
- 「江戸時代家相書の研究 3. 家相家神谷古暦の経歴について」、大河直躬、日本建築学会梗概集、1995年
- 「家相各派に就いて」、玉置豊次郎、日本建築学会論文報告集 第69号、1961年